

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2015.5 No.137

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



現代日本の「右傾化」を問う アベノミクスの社会保障改革

川内原発／道徳の教科化／野中裁判

基礎経済学研究所 企画案内

現代資本主義研究会（東京）

5月31日（日）14：00～17：20

日本資本主義の現段階の歴史的特徴と課題

—『資本主義の成熟と転換』第6章・第7章・終章を中心に—

報告：小西一雄（立教大学名誉教授）

コメンテーター：福田泰雄（一橋大学特任教授）

藤田実（桜美林大学教授）

司会：宮田惟史（駒澤大学専任講師）

会場：慶應義塾大学三田キャンパス 研究室棟A 会議室

現代資本主義研究会（京都）

6月27日（土）14：00～17：00

今日の資本主義——その発展段階と限界を考える

報告：石川康宏（神戸女学院大学教授）

コメンテーター：池田清（神戸松陰女子学院大学教授）

藤岡 慎（立命館大学教授）

司会：中谷武雄（基礎研理事長）

会場：キャンパスプラザ京都 6階第1講義室

いずれも参加費として500円をいただきます。

第38回秋季研究大会

8月29日（土）～30日（日）

日本資本主義の戦後70年／大阪の政治と経済

会場：関西大学千里山キャンパス

※表紙：余暇活動として墨絵を楽しむ障害者のみなさん

経済科学通信

Letters of Economic Science

第137号(2015年5月)

追悼

柳ヶ瀬孝三先生を偲んで——人間未発達の弟子より 井内 尚紀 2

NEWS を読み解く

原発再稼働の最前線から——川内原発を巡って 向原 祥隆 4
「特別の教科 道徳」の意味するもの——中教審答申を読む 青木 茂雄 8
スラップ訴訟としての野中裁判と学問研究表現の自由 衣川 清子 13

特集Ⅰ 現代日本の「右傾化」を問う

特集によせて 森岡 真史 18
「右傾化」をめぐる意識の検証——世論調査のデータから 堀江 孝司 19
地方の衰退と保守化の基盤 神谷 章生 25
日本におけるレイシズム運動の台頭とその規制をめぐって——二つの「社会規制」と国家の再編 木下ちがや 30
「安定」した一強支配か、不安定な二大政党政治下でのポピュリズムの激発か 小堀 真裕 37

特集Ⅱ アベノミクスの社会保障改革

特集によせて 高野 剛 45
子ども・子育て支援新制度スタートにあたっての問題点と課題 藤井 伸生 47
非営利法人改革と社会福祉法人「内部留保」問題 大松美樹雄 54
地域包括ケアと介護保険 佐藤 卓利 60
介護離職者増加と公的介護サービス充実による就業率の改善 橋本 貴彦・山辺 晃生 66

第7回人間発達日中会議

解題 第7回「人間発達の経済学」日中会議の成果と課題 大西広 71
報告要旨 矢野 剛・白石 麻保／十名 直喜／瀬戸 宏／井手 芳美／白明／
中根 康裕／白石 麻保／馬相東／木下 英雄／巖成男／金江亮／孫世強

古典を読み解く

K・ボラニー『大転換』を読む——「自己調整的市場」概念を中心に 芳野 俊郎 85

投稿論文

ゆらぐ「学び」の原理を問い合わせ 田井 勝 90

自由大学院コーナー

ケインズ『一般理論』ゼミ 菅原 悠治 96

勤労・実践を捉え返す学び

松江『資本論』を読む会18年の歩み 三輪 拓夫 97

誌面批評

「雇用の流動化」と「労働組合運動強化の課題」を結びつけるもの——本誌134号を読んで 櫻井 善行 99
「自然エネルギーと地域経済」——本誌134号を読んで 阪本 将英 101

書評

碓井敏正・大西広編『成長国家から成熟社会へ——福祉国家論を超えて』 広原 盛明 103

松浦章著『日本の損害保険産業——CSRと労働を中心』 伊藤 大一 105

池田清著『災害資本主義と「復興災害」——人間復興と地域生活再生のために』 岩崎 信彦 107

伍賀一道著『「非正規大国」日本の雇用と労働』 柴田 徹平 109

M・ハインリッヒ著『『資本論』の新しい読み方——21世紀のマルクス入門』 原田 收 111

山川充夫著『原災地復興の経済地理学』 池田 清 113

◇◇追悼◇◇

柳ヶ瀬孝三先生を偲んで

—人間未発達の弟子より—

井内 尚紀

柳ヶ瀬孝三先生が2015年1月15日に亡くなりました。柳ヶ瀬先生の恩師である池上惇先生が元気で活躍しており、「70歳、あまりに早すぎる」と思ったのは私だけではないと思います（先生は生前、「池上先生にはたくさんのお弟子さんがいるけれども、最初のゼミ生という意味で僕が池上先生の『一番弟子』なんだ」と言わっていました）。柳ヶ瀬先生は1992年から97年にかけて、基礎経済学研究所の理事長を担っており、その時の事務局長が私（井内）でした。「戦後50年」「パブル経済の崩壊」「阪神淡路大震災」「オウム事件」などがあった時代です。今年は「戦後70年」「阪神淡路大震災20年」「東日本大震災と福島第一原子力発電所事故4年」という節目であり、20年前を踏まえる必要性を感じます。

この当時、基礎研の政策的課題は2つありました。まず、西田達昭さんが基礎研専従事務局を担いながら池上先生が創設した社会人大学院に入學し、そして大学教員となられたことによって、「今後、専従事務局体制をどう構築していくのか」という問題に直面しました。もう一つが、基礎研事務所の河原町今出川芝山ビルから現在の市役所北第2麹谷町ビルへの移転問題でした。古くからの所員は、基礎研=芝山ビルとの愛着があり、事務所の移転問題に悩みました。柳ヶ瀬理事長は「働きつつ学ぶ権利を担う」研究所としてどう進んでいくべきかを絶えず考えていました（考えすぎるくらい考える先生でしたので、誤解する方もあったかもしれません）。

事務局体制と事務所問題は基礎研が存立していく上で、財政に関わる根幹的な問題でした。多くの民間研究団体が消滅していくなかで、今日、基礎研が活動を続けている現実を見ると、柳ヶ瀬先

生が基礎研理事長として果たした役割は、大きかったと考えています。今日、柳ヶ瀬理事長が議論していた「働きつつ学ぶ権利を担う」研究所のあり方を改めて振り返る必要があります。

基礎研の事務局長として柳ヶ瀬理事長を支えてきたことと、また学問的には、1981年に柳ヶ瀬ゼミ生として研究者人生を始めた身として、僭越ですが、柳ヶ瀬先生について書きたいと思います。

私と先生の最初の出会いは、1980年、大学のエレベータの中でした。私は学生が原水禁世界大会に行くための費用を工面するため、学内にいた教員に対してカンパのお願いにまわっていました。先輩から「柳ヶ瀬先生はカンパくれるよ」と言われ、講義の終わった先生の後を追いかけていました。初対面の学生に対して、先生は優しく、頼もしく接してくれました。この時、私は来年のゼミ教員は柳ヶ瀬先生にお願いしようと決心しました。

先生の人柄について、それぞれ感じ方が違うと思いますが、私にとっての先生、はいつも人の意見に耳を傾け、最後までよくわからない話であっても、よく聞いてくれました。そして、的確に理論的アドバイスも行ってくれました。この初対面での印象は、35年間変わることはありません。

次に、研究面にふれると、柳ヶ瀬先生は、現代日本経済、現代日本財政、現代日本財政とインフラストラクチャ、教育問題、人間発達の経済学など非常に幅広い領域を課題とされました。これらの広範な研究領域の全てを紹介する力量は私にはありません。ここでは、先生と議論していたことを印象的に触れたいと思います。

恩師の池上先生があまりに大きい存在なので、

池上先生の研究を踏まえたうえで、それに「何を加えることができるのか」を絶えず意識していたように思います。なにしろ「一番弟子」ですから、他のお弟子さんたちよりも、より強く池上先生を意識していたように思います。ただ池上先生が「固有価値論」、「文化経済学」を展開し始めた頃から、以前とは少し違う先生なり、新たな方向性の追求を行ったように思います。

印象深いのは、日本経済を「憲法体制の経済」か、それとも「安保体制の経済」として捉えるのかという問題です。地域住民の民主主義的力量を発揮させる「民力培養型投資」の理論展開などから、一貫して、日本経済に「民主主義」、「憲法を暮らしの中に生かす」などの視点を展開してきました。現在の日本経済を見ると柳ヶ瀬先生の先見性が明らかとなります。アベノミクス、TPP、沖縄県民の意思を無視した辺野古への国家の強制的基地移設問題、集団的自衛権の行使など対米従属性的な「安保体制の日本経済」が全面展開されようとしています。「安保体制の日本経済」から、私たちは地域住民の民主主義的力量を発揮させる「憲法体制の日本経済」を対峙していくことが求められています。現在、私たちは「憲法体制の日本経済」の理論的内容を深化させていく必要があります。地域住民の民主主義的力量を育てるには、「エネルギーのデモクラシー」を展開し、小規模・分散・分権型の循環型地域経済の構築が手がかりなると考えています。

「憲法体制の日本経済」と関わって、人間発達保障労働を担う公務労働者論の構築があります。資本主義は家族共同体を「個体化」させる方向を進め、家族共同体を再建させる保育労働者などが登場することを先生は理論化しました。教育、福祉、医療労働者論を豊富化させ、公務労働者を人間発達保障労働として位置づけました。

先生は宮本憲一先生の『社会資本論』のような本を書きたいと言っていました。インフラ論は先生のライフワークであり、宮本先生の研究の乗り

越えをも意図したものでした。カップの「社会的費用論」に立脚する宮本先生の「社会資本論」は、「市場経済と外部経済」を前提とし、社会資本を「手段」あるいは「財」としてとらえます。これに対して柳ヶ瀬先生は、社会資本を、「地域住民の民主主義を育てる役割」をもあわせもつ「人間発達保障を支えるインフラストラクチャ」としてより広くとらえていました。

福島第1原発事故以後、エネルギーを生産の社会化による地域独占の社会資本として位置づけることも問題となっています。ドイツ、デンマーク、オーストリアなどでは、エネルギーは自らが地域住民との協同でつくる地域経済の重要産業基盤と位置づけているからです。エネルギーは地域独占企業から一方的に提供される社会資本ではなく、自らの地域経済の雇用の源泉であり、地域産業の最重要基盤なのです。「エネルギーのデモクラシー」とそれによる地域経済の自立を地域住民が追求しあげると、「社会資本論」は大きく変わらざるをえません。

「地域住民の民主主義的力量の発揮と人間発達保障労働」、「民主主義とインフラストラクチャ」などを「社会資本」概念のなかに展開し、柳ヶ瀬先生独自の新しい『社会資本論』が近く世に問われるものと考えていましたが、残念ながら実現しませんでした。

私は柳ヶ瀬先生の「一番弟子」として「現場」最優先で、先生の健康状態を心配していました。研究室での研究に没頭していた先生をたまに、息抜きとして「現場」に連れ出さなかった私の責任は重いと思っています。先生の死を目の前にし、あまりにも早すぎると思いつつ、先生のやり残した仕事を担っていこうと考えています。天国にいる先生が少しでも安心できるように、憲法を暮らしの中に生かす日本経済を残された皆さんとともに構築していきたいと思います。

(いのうち なおき 所員 名城大学)

原発再稼働問題の最前線から ——川内原発をめぐって——

向原 祥隆

I 鹿児島県知事、受け入れを表明

2014年11月7日、伊藤祐一郎鹿児島県知事は、鹿児島県薩摩川内市に九州電力が設置している川内原子力発電所（以下川内原発）1, 2号機の再稼働容認を表明した。地元同意の手続きは、これをもって終了したとされる。

ここに至る過程は、ほぼ知事の筋書き通りであった。伊藤知事は、前職の総務省官僚時代、石川県に向かし北陸電力志賀原発を稼働に導き、鹿児島県知事に就任してからは川内原発3号機増設に同意した、いわば根っからの原発推進派である。

2012年、3選を目指す知事選挙で、対抗馬に反原発の候補が出るや、「私は脱原発です」と言つてのけたが、もちろん争点ばかりの巧言であった。2014年1月6日の年頭会見では、6月県議会で川内原発の再稼働について判断する旨を表明した。会見では「世界中どこにいってもないような審査」と原子力規制委員会を持ちあげた（鹿児島県HP、2014年1月6日）。それに先立つ年末の毎日新聞のインタビューでは、「日本経済や九電の経営状況など諸条件を考えてもそれがタイムリミット」と、九電の経営にまで配慮する発言までしている（毎日新聞2013年12月27日）。同年3月13日、規制委員会は、九州電力川内原発1, 2号機を優先的に審査することを発表したが、知事の年頭会見と歩調を合わせたとみていい。こうした流れは、2013年の年末のうちに密かに練られ、国、電力、県の間で合意されたものであろう。

もう一つ、重要な発言も記しておこう。2014年7月18日夜、安倍首相は貫正義九電会長ら九州の財界人と会食した折、「川内は何とかしますよ」と述べたことが報道された（朝日新聞2014

年7月19日）。まだ審査の途中であるにもかかわらず、ある。この発言は規制委員会に対して政治的圧力をかけていると、表明したのも同然だった。

スケジュールは大幅に遅れたが、2014年9月10日、規制委員会は新規制基準に適合しているとの審査書を発表した。10月中旬には、県主催による住民説明会を30キロ圏内の5市町で開催し、10月28日に薩摩川内市議会で再稼働推進陳情を採択、同議会で岩切秀雄市長が受け入れを表明し、冒頭に述べた11月7日の鹿児島県議会の推進陳情採択と知事の受け入れ表明につながっていく。

推進派の議員が多数を占める薩摩川内市議会、推進派の同市長、自民・公明で圧倒的多数を占める鹿児島県議会とくれば、結果は端から分かっていた。もとより、地元同意の際の「地元」に法的な定義があるわけではない。立地自治体と県の同意だけを終わらせようという伊藤知事のやり方は、「川内方式」と名づけられ、全国の原発再稼働にも適用される可能性がある。実際、菅義偉官房長官は、11月6日の会見で「川内原発の対応が基本となる」と表明した（毎日新聞2014年12月3日）。

II 置き去りにされた住民意思

だが、知事の筋書き以外のことでも起きた。住民の間に不安の声が大きく広がっていったのである。

各種世論調査では、県民の6割程度が川内原発再稼働に対して反対を意思表示している。

薩摩川内市に隣接するいちき串木野市では、住民による署名運動が開始されたが、人口3万人のうち過半数を超える署名が、わずか1カ月余りの

うちに集められた。30キロ圏内の9自治体の中でも、拙速な再稼働を危惧する決議が次々に上がった。いちき串木野市、日置市、出水市では、再稼働の同意権を要求する決議が上がり、姶良市議会は再稼働反対決議を上げ、川内原発1、2号機廃炉まで要求した。30キロ圏内5市町で開催された住民説明会では、9割以上が反対を意思表示する住民の質問であり、回答に納得できない住民によって会場は怒号の嵐に包まれた。

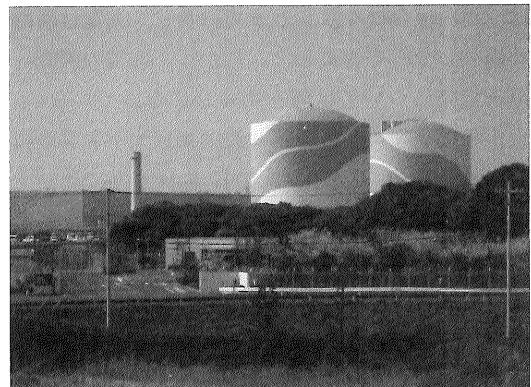
国は30キロ圏内の自治体に避難計画を課しており、大飯原発運転差し止めを命じた福井地裁は、250キロ圏内の住民に差し止め請求権を認めている。ひとたび事故が起きれば、被害は立地自治体に止まるものではない。福島第一原発の事故で明らかになったことである。立地自治体だけの同意で事足りるとする伊藤知事、政権中枢の、あまりの人権感覚のなさには、驚かされるほかない。

川勝平太静岡県知事は、浜岡原発の再稼働には県民投票を実施すると明言している（毎日新聞2013年6月16日）。最低限、県民投票を実施し、30キロ圏内の自治体の正式な議会の了解を得るのが民主主義的な手続きというものではないだろうか。

III 見過ごせない火山

こうした強引な手続きの一方では、新たな原発神話の形成が仕組まれている。11月7日の再稼働受け入れを表明した記者会見で、伊藤知事はこう発言した。「実は、ちょっと専門的な話になつて恐縮ですが、要するに今回の制度設計というのは100万年に1回の事故を想定するわけですね」（中継映像 <http://blog.livedoor.jp/hatatomoko/odoor/archives/41307779.html>）。100万年に1回だから、気にすることはないというわけである。少なくとも知事任期中には事故は起きないとということでもあろうか。

だが、楽観するには程遠い、余りにも多くの大事故の可能性が指摘されている。第一に、火山の問題がある。鹿児島の火山は桜島が有名だが、実



川内原発（左から1号機、2号機）

はいくつものカルデラが存在し、あたりを一瞬にして焼き尽くす大規模火碎流に襲われる可能性がある。川内原発には、3万年前の姶良カルデラによる入戸火碎流、10万5千年前の阿多カルデラからの阿多火碎流、33万年前の加久藤カルデラの加久藤火碎流が到達している（『川内原子力発電所・火山について』九州電力2014年4月23日）。

2013年7月8日、川内原発の再稼働を目指した新規制基準への適合性確認のための申請の際、九電は火碎流の痕跡が敷地内にないから到達していないとし、火山対策をすり抜けようとしてきた。しかし、それはウソであった。しぶしぶ九電は到達したことを認めるが、今度は何の根拠もなく、噴火は予測できると言い始めた。九電が唯一拠り所にしているのは、フランスの火山学者ティモシー・ドゥルイット氏の論文である。これは、ギリシャのサントリーニ火山で3500年前に起きたカルデラ噴火について研究したもので、火山の噴出物を分析したところ、カルデラ噴火の10～100年の間に急激に地下のマグマ量が増大した形跡があるという。九電は、火碎流を起こすような大規模なマグマの上昇があれば、山体の膨張や火山性地震といった地殻変動が確認できるはずだというが、本当にそうだろうか。

第一に、火山はそれぞれ個性がある。サントリーニ火山と、姶良カルデラと同一視はできない。2014年2月の規制委員会の会合で、島崎邦彦委員は九電に対して日本の火山での噴出物の分析を要求している。同様な分析結果が示せなければ

ば「川内原発は廃炉」とまで言及し、九電は新たな調査・分析を約束した。しかし、九電の調査・分析結果については何ら明らかになっていない。火山噴火予知連会長の藤井敏嗣東京大学名誉教授が、直接ドゥルイット氏に日本の火山にサントリーニ火山の事例が適用できるか確認したところ、答えは「ノー」であった。藤井氏は、仮に10～100年の間に急激にマグマがたまつとしても、マグマの重さで沈み込んでいき、山体膨張などの兆候は現れない可能性もあると述べている（原子力規制委員会、原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム第1回会合議事録、2014年8月25日）。

稼働中の原子炉から取り出した核燃料は崩壊熱が収まるまで3～5年はプールで冷却しなければならず、動かせない。また、川内原発には、使用済み燃料を含めて1090トンの核燃料が置かれている。これだけの燃料を移動させるには、これまた何年もかかる。九電はどういう方法で、どこに運ぶかについて、一切具体的な計画は持っていない。ただ、その時に検討するとしているだけである。日本中の火山学者が、川内原発が破局的噴火に巻き込まれる可能性を指摘しているといつても過言ではない。

直前には何らかの異変が生じるだろう。だが、人間は逃げられても、大量の使用済み燃料は移動できない。福島の何百倍もの放射能が飛散していく地獄が、そのとき繰り広げられることになる。

阿蘇山は、過去4回のカルデラ噴火を起こしている。間隔はそれぞれ、11万年、2万年、3万年である。姶良カルデラの噴火から3万年が経っている。いつ大爆発を起こしても不思議ではないと火山学者は指摘する。

IV 「とにかくひどい」九電の活断層評価

さらに、活断層の問題もある。2013年2月、政府地震調査委員会は、九電がこれまで国に報告していた原発周辺の活断層評価を大幅に見直す報

告書を公表した。例えば甑海峡中央断層については、長さを16キロを38キロに、マグニチュードも6.8から7.5に評価し直した。委員会の議事録を見ると、一委員は「（九電の）解釈はとにかくひどいものである」と酷評している（地震調査委員会活断層分科会議事録、2012年7月26日）。また報告書は「今回の評価対象に含まれていない断層が活断層である可能性も否定できない」と、さらなる追加調査を求めている。議事録には、今回評価した断層が川内原発に一層近づく可能性も示されており、「それは膨大な作業となる」「それらは原子力保安院（現・規制委員会）の会議で行うべき作業である」と記されている（同議事録、2012年6月25日）。

川内原発直近1キロには、川内川河口推定断層が指摘され、巨大活断層の可能性も指摘されている。こうした様々な問題について、規制委員会は九電の報告をうのみにするだけで、何ら自ら調査した形跡はない。620ガルと定めた基準地震動も過小との指摘もある。原子力安全基盤機構は1340ガルの揺れが襲う可能性を示している（「震源を特定しにくい地震による地震動の検討に関する報告書」原子力安全基盤機構、2005年6月）。

神戸大学名誉教授である地震学者・石橋克彦氏は、大きな揺れの生じる可能性のあるプレート間地震、海洋プレート内地震を検討していない九電に対し、「法令違反」だと厳しく批判している（「川内原発の審査書案は規則第5号に違反して違法だ」『科学』2014年9月）。

スリーマイルやチェルノブイリの原発事故を見て分かるように、火山や地震だけが大事故の引き金になるわけではない。30年になろうとしている川内原発は老朽化による配管破断の恐れもある。こう考えると、伊藤知事のいう「100万年に1回の事故」が、なんと空虚に響くことだろう。

V 知られていない海洋環境破壊

原発から日常的に海に流されている温廃水による環境破壊は、あまり知られてはいない。私たち

は、2007年2月から川内原発周辺海域の調査をはじめた。その結果、様々な異変を把握するに至っている。川内原発の温廃水放水口のある寄田海岸には、冬場に釣り人たちが集合する。狙う獲物は、他所では釣ることのできないカスミアジ、ロウニンアジ。なぜ他所では釣れないのか。これらの魚は南方系で、夏に日本周辺まで北上し冬場に海水温が低下すると死んでしまう死滅回遊魚や、水温の高いところを好む魚たちなのだ。

川内原発の周りは温廃水が流れて温かいから死なずに済む。だから近くにいたアジ類が全部集まってくるわけだ。温廃水に引かれて集まってくれるカスミアジ、ロウニンアジ等の南方系のアジ類も奄美・沖縄で生態系破壊の象徴となっているマングースと同じ。これまで冬にはいなかった魚だから、温廃水によって集まってきた南方系のアジ類は、海のマングースと言っても過言ではない。

目を覆いたくなるのが、寄田海岸で普通に見られる夥しい死亡漂着である。現地の寄田町に住むウミガメ監視員の中野行男氏が記録しているサメの死亡漂着の数には驚かされる。その記録では、2009年の1年だけで29匹もサメが死んで打ち上げられた。エイやダツの死亡漂着の数は、300～400匹にも上る。こんなに海の生き物が死んで打ち上げられる海岸が、一体どこにあるだろうか。この死亡漂着は、温廃水の放水口のある寄田海岸のみで見られる。温廃水でなく何が原因だというのだろうか。川内原発沖の潮の流れは複雑だが、単純化すると南に向かう流れが主となっている。そのことを端的に現すのが、海藻の生育である。温廃水放水口のある寄田から南6キロ地点の土川から、南10キロ地点の羽島にかけて、ここ数年間に海藻は全滅した。

九電は、全国的に海藻が消えていく磯焼け現象は起きており、原発とは無関係であると言う。しかし、地元で毎日海を見て暮らしている漁師の目はごまかせない。原発に近いところから海藻が消え、一つの岩でも、原発側（北側）から消えていることはみんな知っている。

「川内沖合いから羽島前にかけての潮の流れは

南への恒流が支配的であることから、温廃水は羽島地区の沿岸を直撃するからであります。既にアワビ・トコブシは居なくなりましたし、僅かに獲れるタカセガイは、海底の岩場の南側にしか棲んで居りません、餌となる海藻が温廃水の影響を受ける北側には生えていないからであります」

これは、2010年9月に鹿児島県議会に羽島漁協が提出した陳情書の一部である。海藻が消えるとともに、周辺漁協では漁獲が激減した。原発の南側、土川から羽島を漁場とする羽島漁協は、原発ができた当初、年間250トンあった漁獲が、原発ができる15年後には150トンになり、20年で100トンになり、ここ数年は50トンを割り込むありさまで、5分の1に激減している。まさに惨憺たる状況である。鹿児島県全体でも漁獲高は低減傾向にあるものの、ここまで悲惨な例はない。

上述の陳情書には、「魚が棲めない海になってしまったのではないか」との思いは、現在稼動中の川内原子力1・2号機の温廃水が影響しているとの強い疑念とならざるを得ません」という訴えがあった。

これほど悲惨な状況を招いた最大の犯人と目されている温廃水とは一体どんなものか。原発は核燃料を燃やしたエネルギーの3分の1を電気にするだけで、残りの3分の2は廃熱、つまり温廃水として海に捨てている。現在稼動している川内原



温廃水の放水口のある寄田海岸ではおびただしい死亡漂着が見られたが（写真は2009月撮影）、運転停止以降一例も見られない。

発1、2号機が毎日海へ流し続けている温廃水は九州第2、南九州で最大の大河川、川内川の流量と同じ量なのだ。温廃水の問題点として、水口憲哉東京海洋大学名誉教授が指摘するのは、次の5点である。①7度上昇とされている熱、②温廃水に混ぜて投棄される放射能、③高速の海水がパイプを通過する際におきる減肉由来の金属イオン、④パイプに貝類の付着を防止するための塩素剤、⑤取水時に連行されるプランクトンや魚介類の稚魚、卵の死滅。

サメなどの死亡漂着や海藻の全滅、漁獲の激減の原因は特定されていないが、温廃水との関連は間違いない、と水口憲哉名誉教授は指摘する（鹿児島県いちき串木野市での同市の講演、2010年8月22日）。ちなみに死亡漂着は、川内原発が稼働停止して以降、一例も見られない。海藻も羽島に海藻が戻りつつある。小さいながらもヒジキが復活しているのである。

VI 人類は原発とは共存できない

事故がなくても原発は環境を破壊し、日常的に垂れ流される放射能で、周辺住民の健康が損なわれる。2007年、ドイツの環境省が国内16カ所の原発サイトと白血病の発症率の関係を調査した。その報告には、半径5キロ圏内で、小児白血病が2.19倍、10キロ圏内でも1.33倍とある。アメリ

カからは、100マイル（160キロ）圏内で乳がんが増加し、それ以遠では変わらないか減っている、と記されていた（『内部被曝の脅威』（ちくま新書2005）。2010年6月には講談社の写真週刊誌『フライデー』が、薩摩川内市民の一人当たりの医療費が大半の年齢で全国平均を上回っており、35～44歳では全国平均の2.5倍にも上っていると報じている（明石昇二郎「告発 鹿児島「原発の海」に死骸が漂着している」『フライデー』講談社2010年6月7日）。

福島第一原発事故で放射能の8～9割が海の方に飛んでいったといわれている。川内原発は日本の最西端に位置している。事故が起きた偏西風に乗って放射能は日本中を汚染するだろう。日本は不毛の地になる。事実、トモダチ作戦で福島沖160キロに出向いたアメリカ軍空母ロナルド・レーガンもあっという間に退避し、それでも被曝したと乗組員が東電を提訴している（読売新聞2012年12月28日）。

むざむざ殺されるわけにはいかない。ボールは今九電に投げられている。私たちは「スイッチは押させない！」を合言葉に、最大の事業責任主体である九電に的を絞り、「説明」と「住民同意」という当たり前の要求を突き付け、再稼働断念に追い込んでいく。

（むこはら よしたか 反原発・かごしまネット代表）

「特別の教科 道徳」の意味するもの ——中教審答申を読む—— 青木 茂雄

I 中教審答申と「特別の教科 道徳」の「目標」

第2次安倍内閣の肝入り「教育再生実行会議」の「第一次提言」は、道徳の教科化などを含む道徳教育の強化を打ち出していたが、文部科学省内

に設置した「道徳教育の充実に関する懇談会」が2013年末にまとめた「報告」は、現在行われている道徳の「問題点」を列挙し、①道徳の教科化②検定教科書の導入③教員の研修及び教員養成課程の改善の必要等を結論づけた。これを承けて2014年2月17日に文部科学大臣下村博文は、中央教育審議会（中教審）に「道徳に係る教育課程

の改善等について」を諮詢した。

「道徳教育専門部会」での10回にわたる審議の後に、2014年10月21日に中教審による文科大臣への「答申」が行われた。「答申」は第1に、「道徳の時間を『特別の教科 道徳』（仮称）として位置付ける」とした。その上で、第2に、「目標を明確で理解しやすいものに改善する」としている。

学習指導要領の「各教科」は「目標」と「内容」により構成されている。「目標」には教科全体の包括的な「目標」と各分野別又は各学年別のより具体的な「目標」とがあり、後者を承けて「内容」が具体的に列挙されるという仕組みになっている。

現行の学習指導要領（小中学校は2008年、高校は2009年告示）における「道徳」の「目標」は各教科のそれに比べるとかなり包括的である。まず、「総則」には小中高に共通した「目標」が次のように記載されている。

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」

小学校・中学校については、総則で示された「目標」を承けて、「第3章 道徳」の項目に、「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。」「計画的発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考え方（中学校は「自覚」）を深め、道徳的実践力を育成するものとする。」などと特設道徳の「目標」が記載されている。

ところで、「伝統と文化を尊重し、それらをは

ぐくんできた我が国と郷土を愛し」の文言は言うまでもなく2006年の改定教育基本法を承けて付加されたものである。教基法改定時に各方面から反対や懸念の声がおこったこのいわゆる「愛国心条項」は、教基法2条の「教育の目標」のほかに、学校教育法21条、さらにこの学習指導要領の「総則」にはほぼ同様の表現で「道徳教育」の目標として記載されている。このことはあまり注目されていない。

学習指導要領における「愛国心」の記載は、すでに指摘されている通り、教基法改定以前にもすでに早くからあった。小学校においては1958年「特設道徳」の開始とともに「道徳」の「内容」として記載されていた¹⁾。

“道徳教育導入の目的が愛国心教育にある”とは、当時から指摘され、教職員組合の強力な反対運動の理由もそこにあったのであるが、この指摘は概ね当たっている。ただ、強力な反対運動の結果、実際におこなわれた「道徳」の時間の展開は現実には多種多様のものとなって、すぐれた実践も少なからずつくりだされてきたのも事実である。しかし、だからと言って道徳教育導入の国側のねらいはいささかなりとも変更されていない。

「愛国心」については、これまで学習指導要領の「内容」に記載され、「学習指導要領解説」では更に詳細な説明が施されてきたが、2006年の教基法改定により法規上の文言となり、2008年、2009年の学習指導要領改訂により、上述のように「総則」の「目標」として明記されるようになっている。「愛国心」は、こうして、学習指導要領の「内容」・「解説」→「法規」→学習指導要領総則における「目標」というルートをたどりながら一歩一歩現実化してきた。

教基法改定後に、学習指導要領の「総則」として道徳教育の「目標」に「愛国心条項」を滑り込ませたことは国側の悲願の達成にはかならない。しかし、これは彼らにとってまだ道半ばである。なぜなら、「目標」はまだ包括的であり、「内容」はまだ恣意的であり強制力に乏しい。残りの過程は、「内容」を一部具体化して「目標」に滑り込

ませ、「目標」と「内容」とに有機的な一貫性を持たせることである。これが「目標を明確で理解しやすいものに改善する」ことの意味である。つまり、包括的な「目標」を具体的な「道徳的習慣や道徳的行為」として総目化することである。もっと直截に言えば、戦前の「修身」におけるように、終局的には「愛国心」に収斂していくような「総目」の羅列に、「目標」を限りなく近づけることである。

それでは、なぜそれまでして「目標」にこだわるのか。その第一の理由は、「目標」には法令上強制力が伴うように制度改定が行われたからである。改定教基法を承けて2007年に改定された学校教育法において「教育の目標」をこれまでの「目標の達成に努めなければならない」の努力規定から「目標を達成するよう行われるものとする」という文言に改定して目標の達成に強制力を持たせた(30条)のである。2008年、2009年改訂の学習指導要領ではこれを承けて、教育課程全体に対しても強制力を持たせた。「総則」の「1」に「これらの目標を達成するよう教育を行うものとする」との文言が付加されたことがそれである。

私たちは1989年以来の学習指導要領における「国旗・国歌条項」の「ものとする」の文言がどれだけ猛威を振ったのかということを痛感している。努力規定と違って、「ものとする」には例外が存在しないのである。東京都では、「教育課程の適正実施」を名目に教育行政による教育内容への介入が無限に行われるようになっている。その根柢になっているのが、学校教育法30条の「目標達成」条項であり、学習指導要領の「目標達成」規定である。

II 体系化としての道徳の教科化と検定教科書

「答申」は第3に、「道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する」としている。現行の「内容」は小中学校では各学年とも、

①「主として自分自身に関すること」②「主として他の人とのかかわりに関すること」③「主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」④「主として集団や社会とのかかわりに関するこ^ト」の4つの視点を軸に、指導のねらいを各学年別に具体的に列挙している。

「体系的なもの」にするとは、上記の4つの視点とねらいを立体的かつ構造的にすることであり、「道徳的価値」の優劣の分別であり、序列化である。言い換れば道徳の《教学》化である。

戦前に猛威を振った「教育勅語」に盛られた内容は道徳的価値のひとつの体系化であり、序列化である。家庭から始まって地域社会から国家に至るまで序列化された道徳的価値が「修身」の授業を要としつつ、学校儀式など様々な手段で注入されるように学校教育のすべてのシステムが仕組まれたのであった。このような体系化・序列化は、当時のアカデミズムにおける「国民道徳論」や「倫理学」にも基調として通底していたのである(和辻哲郎の『倫理学』はそのひとつの達成である)。また、上層部の「教学」のレベルでは「勅語」の解釈権を巡って重箱の隅をつくような逆立ちした空疎な議論が、明治末年から昭和の敗戦に至るまで連続として続けられてきたのである²⁾。このような愚を再び繰り返そうというのか。

今後の学習指導要領改訂にあたってどのような体系化が行われるかはさらに糺余曲折があるであろうが³⁾、体系化にあたって範型になるのは先にあげた「総則」に盛られた「目標」であることは間違いない。彼らは「国家」や「愛国心」に収斂する体系化・序列化を強力に主張してくることは必至である。

どのような体系化が行われようと、それぞれの生徒の具体的な経験から遊離したものとなることは間違いない。このような《教学》の体系化は学校現場に混乱をもたらすだけだ。

さらに第4に、「多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する」とある。ここでは一見すると「指導の多様化」を強調しているように見える

が（多様な指導はもうすでに現場では十分に行われてきている），しかし力点は校長のリーダーシップのもとにおける学校全体としての「指導計画」にもとづいた一貫した「指導体制の充実」にある。当然のことながら，現場の教師の創意工夫に基づいた「多様で効果的な」指導が存在する余地はほとんどなくなる。さらに「学校と家庭や地域との連携の強化」も謳っている。東京都では、2012年から都立高校における「防災訓練」が「地域との連携の強化」を名目に“道徳教育”として行われており、自衛隊との連携もその一環である⁴⁾。

第5に、「『特別の教科 道徳』（仮称）に検定教科書を導入する」。前項で「多様で効果的な指導」を謳いながら、ここでは「全ての児童生徒に無償で給与される検定教科書を導入することが適当である」ことを唐突に結論づけている。教科書を使わせるために「道徳」を教科化するという、まるで逆立ちした議論である。

検定道徳教科書の導入を前提として、先に見た「目標の明確化」と「内容の体系化」が目指され、さらにここでは①「国や地方公共団体には、道徳教科書の教材・活用のため、引き続き支援の充実に努めることが求められる」、つまり国や地方公共団体は民間の検定教科書のパイロット版の開発に努めよということである。これでは民間の創意工夫どころか、パイロット版への横並び、つまり事実上の国定教科書化である⁵⁾。②「家庭や地域との連携」も教科書の条件のひとつとして（『私たちの道徳』を例にあげ）言及していること、にも注意しておかなければならぬ。

III 道徳教育の「要」としての 「特別の教科 道徳」の意味

重要なことをもう一点付け加えなければならない。「学習指導要領総則」の「道徳教育」全体の目標を述べた項目の冒頭の部分には「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間は

もとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。」（中学校）とある。この「要（かなめ）」の文言が重要である。

この箇所は、改訂前は「学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間をはじめとして各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。」であった。「要（かなめ）」の語を挿入し、「はじめとして」を「もとより」として、「各教科、総合的な学習の時間及び特別活動」でも道徳的な内容を取り込むように求めている。学習指導要領改訂後に発行された教科書の検定に向けて、各教科書会社は、各教科、例えば数学の教科書の中にどのように「道徳的」内容を取り入れるかに苦心した、ということである。

そもそも「総則」に「道徳教育」の項目を入れた理由はどこにあるのかと言うならば、「道徳」の時間を特設する必要はないという根強い反対意見に配慮して、道徳教育は学校教育全体として行うべきであるとして設けられた項目である。つまり、学校教育全体で「巧まずして」おこなわれる自然な道徳教育が主であって、特設道徳の時間はあくまでもその一部である、という認識のもとに設けられたものである、と考えられる。古い映画であるが、石川達三原作・山本薩夫監督の1959年公開の『人間の壁』の中に登場する教師（演じるのは宇野重吉）が学級の保護者会で父母に「道徳教育は道徳という時間の中ではなく、学校生活全体でおこなうものだ」と説明するシーンがあったが、これが「道徳の時間」の特設に反対する当時の日教組の公式の見解であった。したがって、「特設の道徳」には「特別に例外的に」設けられた時間という意味合いで受け止められてきた。実際、学級で様々に生じる問題に対して具体的に対処し、解決する（これこそが生きた道徳だ）ためには「道徳」という時間の枠にとらわれることはまったく無用であったのである。

しかし、2008年の改訂学習指導要領の「道徳教育の『要』として」の「道徳」の時間は、その意味を逆転させた。つまり、特設の「道徳」の内容が他の教科等にまで影響を及ぼし、それらを主導していくべきものというふうに変えられたのである。言い換えたならば、学校教育全体の道徳教育化つまり《教学》化である。

さらに、2008年版「第3章道徳」の「第3指導計画の作成と内容の取り扱い」には、「1. 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。」とある。極端な話、校長の方針の下に全校をあげて、すべての時間で何らかの点で道徳教育をやれというのだ。

そしてこの「要」としての道徳教育における《教学》の内容を形成すると思われるが、改定教基法を受けた、先にあげた「総則」に記載された「目標」である。私は、この箇所は戦前の「教育勅語」の第二段の徳目部分に相当する内容のものであると考えている。早晚、この箇所だけを独自に取り出して新たな「勅語」化する動きもあるいは生じるのではないかと危惧している。もとよりこれは、現行憲法の下では不可能であるが。

これらのこととを確定させ固定化させるための最初の試みが「特別の教科 道徳」である。「特別の」というのは、戦前で言えば「筆頭（首位）」の意味である。「修身」は「筆頭（首位）教科」と呼ばれ、特別の扱いを受けた。「修身」は、教科の内容が「教育勅語」を直接に受けたものとなっており、その試みが1903年の教科書の国定化によっても完成された。戦前の学校教育は「勅語」に「此レ我が國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源實ニ此ニ存ス」とあるように「國體」つまり天皇が教育の根拠であり、「筆頭（首位）教科」の意味は「修身」が教育の根拠である天皇の言葉つまり「勅語」を直接に受けているからであった。戦前においては、「勅語」はしばらくの間は、法的地位

置付けもありまいなこともあって精神的な訓示規定に止まっていたが、昭和期に至り、教科の内容を規定することまで求められた。日米開戦の年である1941年に制定された勅令「国民学校令」においては文部省令である同「施行規則」の「教則」の項目では、各教科の目標が「修身」と同様に、「勅語」を承けたものとされたのである。

2008年の学習指導要領における「要」としての「道徳」、そして全教科による「道徳教育」の取り組みは、その形式的側面だけから見るならば「国民学校令」とその「施行規則」の再現である。それは、現時点では、内容が（幸いなことに）未だ完成していないという点においてあくまでも形式的模倣にとどまっている。しかし、教育行政担当者の間に未だに《教学》的思考法が払拭できずにあることには今さらながら驚かされる。

IV 今後への展望

さて「答申」に戻ると、教科化に伴って第六に「一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を考える」となっている。評価の方法については、指導要録様式作成の任に当たる地教委などの「学校設置者」に委ねられるが、「答申」は「数値などによる評価は導入すべきではない」としつつ、今後の検討課題として、一例として「行動の記録」の活用・改善をあげている。しかし、数値を使わないにせよ、教師による「評価」という行為によって、「道徳的価値判断」という個人の内面に立ち入るということには変わりがない。言葉や文章その他さまざまな形での「観点別」の「評価」はかえって、個人の内面に対する「検閲」になるのである。「評価」の不当以前に、教師はそのことに耐えられるであろうか。また、教育行政はその任に堪えられるであろうか。

「答申」は最後に今後の検討課題として、①「教員の指導力の向上」、②「教員免許や大学の教員養成課程の改善」、③「幼稚園、高等学校、特別支援校における道徳教育の充実」、をあげている。一言で言うなら、公教育全体の《教学》化で

ある。

このどれひとつ取ってみても問題点のないものはない。とくに、「教員免許や大学の教員養成課程の改善」は、開放制の教員養成制度の根幹にかかわる問題であると同時に、大学のカリキュラム編成権の問題である。また、教員の「道徳教育推進リーダー教師」はあたかも戦前における「訓導」のような役割を担うか、あるいは全教員の「訓導」化が結果するであろう。

さて最後に、一見して戦前教育の形式的模倣・再現である道徳の教科化で進められようとしている学校教育の《教学》化は、「六・三・三・四」制の解体再編や教育特区による学校の民営化などに象徴される安倍「教育再生」の新自由主義的側面と両立し得るのかという問題である。戦前教育においては、義務教育の修業年限の延長などの学校教育の普及・拡大・充実と平行して学校教育の《教学》化が進行したのであるが、今はまったくそれと正反対のことがもう一方で進められている。この問題をどう解するかはなかなかの難問であり、私にはそれを説明する術は未だない。ただ、《教学》化と新自由主義の矛盾・衝突から安倍「教育再生」の破綻を説くほど、ことは単純で

はないのは確かである。

注

- 1) 1958年版「小学校学習指導要領」の「道徳」編の「内容」には、「主として『国家・社会の成員としての道徳的態度と実践的意欲』に関する内容」として「35.日本人としての自覚を持って国を愛し、国際社会の一環としての国家の発展に尽す。」とある。
- 2) 森川照紀『国民道徳論の道』(2003年、三元社)、第2章・第3章を参照されたい。
- 3) 2015年2月4日文科省は「特別の教科 道徳」についての学習指導要領改定案を発表し、2018年(小学校)、2019年(中学校)からの本格実施を前に、2015年4月から先行実施ができる内容とした。
- 4) 2013年には都立田無工業高校、2014年には都立大島高校が自衛隊駐屯地での「訓練」を実施した。
- 5) 戦前の修身科では、国定化以前は民間発行の検定教科書が使われたが、そのモデルとなる教科書は国が率先して作成しており、検定教科書はそれにならわざるをえなかった。今度も同じことが繰り返されようとしている。あるいは「特別の」と銘打っていることから、早期の国定化を狙っているのかもしれない。

(あおきしげお 立正大学非常勤講師
・元都立高校教諭)

スラップ訴訟としての野中裁判 と学問研究・表現の自由

衣川 清子

I 訴訟の概要

2014年11月12日、東京高等裁判所から重要な判決が言い渡された。明治大学商学部の野中郁江教授が雑誌『経済』2011年6月号に発表した学術論文「不公正ファイナンスと昭和ゴム事件——一問われる証券市場規制の機能まひ」と昭和ゴム労働組合からの依頼に応じて東京都労働委員会に提出した2011年11月16日付鑑定意見書「アジア・パートナーシップ・ファンド(APF)がも

たらした昭和ゴムの経営困難について」について、APF経営者此下益司氏ら3名から名誉毀損で訴えられ、5500万円の損害賠償と『経済』への謝罪文掲載を求められた事件(2012年7月提訴)、および野中氏が不当な提訴であるとして逆に此下氏らを訴えた損害賠償請求の反訴事件(2013年3月提訴)について判決が言い渡されたものである(平成26年(ネ)第3421号損害賠償請求、損害賠償反訴請求控訴事件)。どちらの控訴も棄却するというものであったが、この司法反動化の時代にあって、一審判決を支持し、違法な

名誉毀損などなかったことを改めて明確に認め、ファンによる主張を全面的に退けたという点で、野中教授側の完全勝利判決といつてもいい内容であった。

悪質な企業が恫喝や口封じ、見せしめのように個人や組合、運動団体、出版社などを訴える裁判を近年耳にすることが多くなつたが、こうした訴訟を SLAPP（スラップ、Strategic Lawsuit Against Public Participation；直訳すれば「市民の参加を阻むための戦略的訴訟提起」）と呼ぶ。スラップ訴訟情報センターの定義によると、「公の場で発言したり、訴訟を起こしたり、あるいは政府・自治体の対応を求めて行動を起こした権力を持たない比較弱者に対して企業や政府など、比較優者が恫喝、発言封じ、場合によってはいじめることだけを目的に起こす、加罰的あるいは報復的な訴訟、つまり『公的に声を上げるために民事訴訟を起こされること』」である¹⁾。

米国の一州は、法律でスラップ訴訟を禁止しているが、そのような法律のないわが国では、突然被告とされ、多額の賠償金を請求された被害者は、重圧とストレスのもとで裁判対応に時間とエネルギーとお金をとられ、心労が増し、消耗しないわけにはいかない。「自分は絶対に名誉毀損などしていない」という自信があったとしても、もしかして見落としていたことがあったかもしれない、と不安になったり、そもそも訴えられたというだけでショックなのに、そのためによそよしくなって距離をおいたりする友人もいたりして傷ついたりする。裁判所からの通達を受け取った野中さんの驚きと不安はいかばかりだったかと拝察する。

本件では、研究者が、それも研究者だけが訴えられたというところに特色がある。雑誌などに掲載された記事が問題視される場合、その雑誌や雑誌を発行する出版社も当然かかわっているから矛先を向けられる可能性は十分あるはずだが、今回は論文の著者である野中さん一人が槍玉に上げられた。おそらく学術雑誌に掲載された学術論文の著者だけが名誉毀損で訴えられたというのは、初

めてのケースだ。たたかう労働組合はそれだけでも経営者にとって疎ましいのだろうが、野中さんが支援に加わることで、その闘いに理論的支柱と専門的分析力が加わったのだ。提訴は、論文と鑑定書と、二度にわたって「痛いところを衝かれた」腹いせだったのだろう——そして相当に痛かったのだろう——ということがうかがわれるのだが、もう一つ、「女だてらに」「女にしてやられた」という（筋違いの、男性中心主義的）憤懣と女性嫌悪（「女だからいじめてやれ」気分）があったのではなかろうか。この学術論文と意見書を書いたのが男性だったら、どうだっただろうか。

II 支援組織の運動と法廷での攻防

提訴を知ってからの「被告側」の反応と体制づくりは速かった。野中さんから連絡を受けてすぐ、昭和ゴム労組が属する全労連全国一般労働組合が中心となって裁判にとりくむ弁護団（上条貞夫弁護士、徳住堅治弁護士ら）が組織され（特に上条弁護士は、AIGスター生命の嘱託職員解雇争議のさいに、支援労組が配布したビラで信用・名誉を毀損されたと会社側から提訴された裁判²⁾で、弁護の中心を担って勝訴した立役者である）、反撃の準備が整った。日本科学者会議（JSA）東京支部常任幹事会もただちに野中さんへの支援を決め、動き出した（野中さんも東京支部の会員）。さらに、全国一般労組、日本私大教連、東京私大教連、JSA全国、JSA東京支部、『経済』編集部などが中心となって野中さんと裁判の支援組織「学問研究と表現の自由を守る会」が発足した。「会」の名称が端的に、この裁判を支援することの意味を強調している。「会」は広く入会を呼びかけ、法廷での口頭弁論があるたびごとに傍聴支援を呼びかけ、傍聴席はいつもかけつけた傍聴者で埋め尽くされた。終了後は裁判所正門前でハンドマイクを使っての報告集会が開かれ、弁護団からの報告、支援者からの連帯挨拶のあと、野中教授の挨拶で締めくくられた。挨拶する支援者の多

彩な面々からも、たたかいが刻々と広がっていることがうかがわれた。

裁判の経過は『経済』編集部のブログ「マルクス Bon Appetit!」³⁾に詳しい。

筆者ははじめて名誉毀損裁判にかかわったが、まず、相手方に都合の悪い、相手方の評価を下げるような事実や真実（本当のこと）をしゃべったり書いたりしただけで「名誉毀損」に近い、というので驚いた。ただし、「民事上の不法行為」とまでなるためには、3つの要件がある。公共的具体的な利害に関係があることを事実をもって示すもので（公共性）、その目的がもっぱら公益を図ることにあり（公益性）、掲示した事が真実であるまたは真実であるとの相当な理由があれば（真実性・相当の理由）、名誉毀損は成立しないとされている。最高裁判例はこう規定している。「民事上の不法行為たる名誉棄損については、その行為が公共の利害に関する事実に係りもっぱら公益を図る目的に出た場合には、掲示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である」（昭和37（オ）第815号、昭和41年6月23日、『最高裁判所民事判例集』第20巻5号1118頁）⁴⁾。さらに、証拠などによって有無を判断できる「掲示された事実」なのか、証拠などで示せない「意見ないし論評の表明」なのかを吟味する必要もある。

したがって、原告が「名誉毀損だ」として挙げた文章や表現について、一つ一つ事実かどうか、真実かどうか、事実なのか意見ないし論評の表明なのか、それらが不法行為に該当するか否かを確認する作業が審理の中心になる。

ところが、この裁判には異例なことがいくつもあった。まず、名誉を毀損された、と訴え出た原告は3名だが、うち1名（ファンド経営者ではな

く、昭和ゴムの持株会社である昭和ホールディングス経営者）は野中論文に登場しないのだ。名指されていない者が名誉を毀損されることは可能なのか？ また、論文中のどこを問題にしているのか、原告側の主張がどうもはつきりしない。ついには裁判所が表を作つて論点を絞るという作業が行われた。雑誌は確かに多くの人の目に触れるものだが、労働委員会に提出された鑑定書はどうなの？ この点、原告は「誰でも閲覧できる」と力説したが、労働委員会に問い合わせたところ、非公開であり、情報公開手続きをとつて閲覧した人も皆無であることが判明した。すると、今回書証として出したので多くの目に触れた、と弁護士が言い始めた。さらに、民事裁判の山場は出廷した証人から聞き取りして証拠とする証人尋問だが、ここに原告本人が誰も出ない、ただし陳述書は出す、というのだ。陳述書だけあっても、反対尋問ができないのでは証拠価値が下がる。普通は双方から証人が出廷して双方の代理人弁護士からの質問に答えるのだが、この裁判では野中教授だけが証人として証言した。証言は2012年12月19日、3時間に及んだ。

法廷での攻防と並行して、ファンドを包囲するさまざまな形での運動が広がつていった。特に経済経営や企業活動を研究対象とする研究者や科学者にとって、この問題は他人事ではない。「学問研究と表現の自由」はまさに自らの研究と発表によって補強していくかなくてはならない。JSAの機関誌『日本の科学者』2013年5月号は、「学問の自由と研究者の権利」と題する特集を組み、その中で、福田邦夫・明治大学教授が、「SLAPPと言論弾圧——学問の自由と野中教授不当提訴事件」を書き、この裁判の本質を鋭くえぐった。

JSAは2013年5月26日の第44回定期大会で「APPFファンド経営者による不当提訴を厳しく糾弾し、学問の自由・研究成果発表の自由を守りぬこう」と題する特別決議を採択した⁵⁾。「このような学術論文に対して高額な損害賠償請求を求める不当提訴が容認されるならば、学問研究に携わる研究者が自由に自分の意見を公表できなくなる

という、ゆゆしき事態をまねくことになる」と指摘し、「APP・昭和HD 経営者らによる野中郁江教授に対する不当な提訴を糾弾し、すべての研究者、科学者に学問の自由・研究成果発表の自由を守るために連帯を呼びかける」と結んだ。

続いて『経済』2013年9月号が特集「ファンドと現代社会」を組んだ。高田太久吉氏の論文「現代資本主義とファンド問題」のほか、徳住弁護士の解説「ファンドと昭和ゴム事件——野中教授に対する言論抑圧裁判の争点と意味するもの」に加え、JSA 東京支部代表幹事・長田好弘氏の「学問と研究発表の自由への新たな攻撃——野中裁判にみる「恫喝訴訟」の検討」を含む充実したラインナップである。

2013年12月には、ファンド問題研究の一つの集約として、野中郁江+全国労働組合総連合編著『ファンド規制と労働組合』(新日本出版社)が発行された。ここには研究者だけでなく、研究者集団と労働組合の共同作業の成果が生かされている。

III 判決とその意義

裁判は2月で結審し、ついに2014年5月19日、東京地裁の判決日を迎えた。名誉毀損については、「名誉毀損の成否が問題とされている表現が、…証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは意見ないし論評の表明に属するというべきである」(11頁)とし、「ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、その意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきである」(14～15頁)と前提とした上で、論文の記述が「意見ないし論評の表明」であり、いずれも違法性を欠くものであると

結論づけた。

勝利判決を受け、高裁に向けての決起集会として、6月17日、「学術論文に対するスラップ訴訟とファンド規制に関するシンポジウム」が、同実行委員会主催で明治大学リバティホールにて開かれた。JSA 全国事務局長・米田貢中央大学教授が「グローバル時代を切り開くたたかい」と題した基調講演を行い、徳住弁護士からの報告、昭和ゴム労組顧問弁護士の高橋修一弁護士からの報告を受け、昭和ゴム労組（総勢66名）と野中教授が登壇し、「必ず勝利する」と熱く決意表明した。340人が参加して大成功であった。このように裁判闘争と絡めて、学問的な追求（ファンドの生態、会社経営のあり方など）と社会的な追及（不公正ファンドの問題性と実効ある規制の必要性）が包囲網をつくっていった。

原告・被告双方が控訴した東京高裁では、9月8日に弁論を一回だけ開いて結審とし、11月12日を判決申し渡し日と定めた。結果は冒頭に述べたとおりである。

一審判決をなぞったものではあるが、高裁判決は野中論文が名譽毀損に該当しないことを、具体的な例を挙げて明確に指摘した点が特徴だろう。例えば高裁は、野中論文が「違法に資金を流出させたもので、特別背任罪に該当する悪質なものであるとの事実を摘示した」とのファンド側の主張に対して、そうではなく、「外形的事実を前提として」「不正な取引であるとの意見ないし論評を表明したもの」(13ページ)であり、「流出」も「客観的な資金移動を前提事実としているもの」(14ページ)と認定した。また、免責事由があるかどうかという争点2についても、「公益目的」「真実性」「相当性」のそれぞれについて丁寧に検討し、野中論文が「投資ファンドによる企業買収の問題点及びこれに対する規制の在り方一般に関わるものであって」「執筆の主たる動機が公益を図るものである」(17ページ)と認定できる、と正しく分析している。

提訴の違法性を主張した反訴については、残念ながら地裁も高裁も棄却した。「一般の読者の普

通の注意と読み方」(19ページに3回も登場する)をすれば、裁判が無理無法とまであらかじめ判断することは不可能だったんだろうというのだが、一審原告らは自分たちがやっていることを熟知している経営者であって、一般読者でも何でもないという事実にあえて触れなかった点は不満は残る。しかし、何らの問題もなかったことを裁判所にはっきり認めさせ、研究者を狙い撃ちしたスラップ訴訟をみごとにはねのけ、学問研究と表現の自由を守りぬいた意義は大きい。

高裁での控訴人（一審原告、ファンド側）の弁論の中で異例だったのは、上述『ファンド規制と労働組合』の中の、野中さんが執筆していない部分を挙げてまたもや「名誉毀損」を主張した点だ。判決文が一顧だにしなかったのも無理もない。

高裁判決後、ファンド側は上告し、現在最高裁判所で係争中であるが、棄却は時間の問題だろう。すでに舞台は、どうやってAPFファンドの横暴をストップさせ、昭和ゴムの労働環境を正常

化し、組合員の労働と生活を守るかという局面に移っている。とはいえ、この裁判の勝利は、不当な攻撃から学問研究と表現の自由を守るために、良識を持つ大勢の人々が呼びかけにこたえ、力を合わせて勝ち取ったものであることを忘れてはならないと改めて思う。

注

- 1) <http://slapp.jp/> 2015年2月12日閲覧。
- 2) <http://www.jlaf.jp/tsushin/2005/1162.html#1162-04> 自由法曹団『団通信』1162号、2005年4月21日、笠山弁護士の報告参照。
- 3) <http://www.shinnihon-net.co.jp/magazine/keizai/blog/?cat=17> Previous Entriesのリンクをたどることにより、以前の記事も読める。地裁および高裁の判決文もPDFファイルで読めるようになっている。
- 4) http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=57744
- 5) <http://www.jsa.gr.jp/03statement/index.htm>

(きぬがわ きよこ 日本科学者会議東京支部常任幹事)

特集 I

現代日本の「右傾化」を問う

特集によせて

現代日本で進行しているとされる「右傾化」とは、どのような現象であるのか。またそれは、いかなる背景や原因のもとで生じているのか。この問題を包括的に論じるには、狭い意味での政治経済学の範囲にとどまらない、社会科学の諸分野にまたがる討議が必要である。そこで今号では、研究所内外の4人の政治学者に、「右傾化」の現状と背景に関する問題への寄稿をお願いした。

堀江論文「「右傾化」をめぐる意識の検証」は、世論調査のデータの分析を通じて、愛国心や外国人への意識の面での日本人の世論は近年大きな変化を示しておらず、排外主義的な主張への共感は限られていることを確認している。安倍政権への支持は、経済政策への期待に基づくものであり、「戦後レジーム」からの脱却を掲げた政策に対するものでない。問題は、秘密保護法や集団的自衛権容認などの政策への世論の反発が弱まっていることにある。こうした観点から、堀江は「右傾化」現象の本質を、自由と民主主義への脅威に対する感度の鈍化に求め、人々の関心を喚起するための「新しい言葉」を探求する課題を提起する。

神谷論文「地方の衰退と保守化の基盤」は、地方の衰退が今や「放っておけば消滅する」ところにまで達しているという事実から出発する。この状況に対して、国家と個人を媒介する共同体の役割を重視する保守派の一部の論客は、リフレ政策に加えて、地方での大規模な公共事業の実施を提倡してきた。民主党政権が採用を拒んだこれらの政策を採用した安倍政権の下で、公共事業費は拡大に転じ、オリンピック関連を除く地方の公共投資も増加しつつある。神谷は、このような地方への再投資の政策への転換こそが、疲弊しきった地方において安倍自民党の圧倒的な勝利をもたらした重要な要因であると分析している。

木下論文「日本におけるレイシズムの台頭とその規制をめぐって」は、ヘイトスピーチにみられる排外主義の「公然化」の背景を、ネオリベラリズムとグローバル化の下での、戦後の安定的国民統合をもたらした企業主義的・開発主義的体制の動搖と解体、それと並行する大衆扇動政治手法の台頭に求める。ヘイトスピーチの規制は「治安国家化」の流れを強めるとの議論もあるが、木下は、西欧での事例を紹介しながら、ヘイトスピーチの規制を、「多様性を実現する公正な社会」の実現をめざす闘争の結節点として積極的にとらえる立場をとる。この観点からすれば、むしろ問題とすべきは、日本においてこれまで多様性を保証する公正な国民統合のための統制に向けた議論が十分に行われてこなかったことである。

小堀論文「「安定」した一党政支配か、不安定な二大政党政治下でのポピュリズムの激発か」は、日本の議会制度における衆議院の不完全な優越、二院の別時期の選挙、首相の自由な解散権行使、参議院の不解散などが先進諸国の中でもきわめて特異なものであることを明らかにする。これらの特異性は、小選挙区制と結びついて、2007-09年および2010-13年の二度にわたる「ねじれ」国会において、法案成立率の大幅な低下をもたらした。小堀によれば、現行の議会制度の下では、安定した二大政党制は不可能であり、自公の多数支配の揺らぎは、維新の党にみられるような過激なポピュリズム政党の台頭というさらに不安定な状況をもたらさずにはおかないと。

いずれの論文においても、「右傾化」の多面的な考察に向けてきわめて興味深い論点が提示されている。読者の皆さんのお検討を期待したい。

(もりおか まさし 所員 立命館大学)

特集 I

現代日本の「右傾化」を問う

「右傾化」をめぐる意識の検証 —世論調査のデータから—

堀江 孝司

昨今、日本社会の右傾化が懸念されているが、中長期的な世論調査のデータからは、世論の顕著な右傾化は確認しがたく、また安倍政権への支持も右傾化政策への支持によるものではない。だが、自由や民主主義をないがしろにする安倍政権の姿勢に対し、強い反発が起きない世論の現状には注意が必要である。

はじめに

2012年の衆議院選挙で政権に復帰した安倍自民党は、続く2013年の参議院選挙、2014年の衆議院選挙と、3度の国政選挙に連続して圧勝した。第二次安倍晋三政権発足から現第三次政権に至るまでの長期にわたり、内閣支持率は歴代政権と比べ高く、最新2015年1月では、51%（日本経済新聞）、50%（NHK）、47.2%（時事通信）、42%（朝日新聞）などである（本稿で参照した世論調査は、紙幅の都合で実施主体と時期のみ記す）。第二次政権で、戦後最長となる617日にわたり、一人の閣僚も交代しなかったことにも表れているように、安倍政権は近年では類を見ない安定感を示している。

他方、安倍政権は歴代自民党政権の中でも右翼的色彩が強い。かつて自民党は、少なからぬリベラル派も含む幅の広い政党であったが、今や党内のリベラル派は沈黙を強いられている。自民党より右寄りの政党ができる一方、共産党、社民党はきわめて小さくなつた（共産党はここのところや盛り返しているが）。2013年、靖国神社の春の例大祭は国会議員168人（うち自民党132人）が参拝したが、これはマスコミが記録を始めてから最多である（半田 2014: 19）。政界が右傾化していることは確かであろうが、それは世論の右傾化を反映しているのであろうか。

右翼的な政権への支持が高いことに加え、ヘイスピーチやネット右翼などに注目が集まるのもあって、昨今、日本社会の右傾化が懸念されている。だが、政権が右寄りであることに比べ、「世論の右傾化」を確認することは簡単ではない。

そもそも、政治的立場の右-左をどう規定するかは一筋縄ではいかないテーマで、「右」と「左」は、さまざまな観点から論じ得る（ボッピオ 1998; 浅羽 2006）。代表的な試金石は平等をめぐるスタンスであろうが、日本の論壇などで懸念されている「右傾化」は、経済というより、ナショナリズムや排外主義、軍事・外交、歴史認識などの関連で語られる。それらは、「戦後レジームからの脱却」を掲げる、安倍の关心と重なる領域である。

そこで以下では、ナショナリズムや排外主義、軍事・外交などと関係し、かつ比較的長期にわたり同じ質問をしている調査を見ていく。具体的には、日本（人）に対する意識、外国（人）に対する意識、防衛・安全保障に関する意識である（この内容は、堀江（2014a）と重複するが、その後のデータも加えている）。

I 中長期的な世論のトレンド

(1) 日本への愛情や自信

総理府～内閣府「社会意識に関する世論調査」によれば、「国を愛する気持ち」が「非常に」ま

たは「どちらかといえば」強い人の割合は、変動しながらも傾向としては、1970年代から1990年代初頭にかけ上昇し（40%台後半から50%台半ばへ）、2000年頃までは下降（再び40%台後半へ）、そしてその後50%台半ばへと上昇傾向をたどっている（2014年調査では55.3%）（<http://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-shakai/index.html>）。

またNHKは1973年以来、日本への愛着と日本への自信について、5年おきに調査している（NHK放送文化研究所2010；高橋・荒牧2014；村田2014）。日本への愛着は、40年間あまり変化がない。他方、日本への自信に関連する項目のうち、2003年～2013年の10年間に、「日本人は、他の国民に比べて、きわめてすぐれた素質を持っている」が17ポイント、「日本は一流国だ」が18ポイント増えている。長引く不況や中国・韓国の台頭、GDP世界2位からの陥落などから自信喪失が予想されるが、逆の傾向が出ている。日本のどこを誇りに思うかには、「科学技術」、「スポーツ」、「文学芸術」などの分野で日本人が成しとげたことが多く挙げられ、「誇り」の源泉は政治や経済よりも文化面のようである。とはいえ、国際的に見ると日本人は自国に自信がなく、1996-2008年の調査で（日本の数字は2005年），自国の国民であることに誇りをもっている人の割合は61.1%で、95カ国中92位である（鈴木2012）。

（2）周辺国・外国人に対する意識

こうした国を愛する気持ちや日本への自信が、外国（人）への敵意に結びつくと危険だが、「愛国」と「排外」は別の次元だという調査結果もあり（辻・藤田2011：140-141），日本への愛着が強い人は、外国との交流にも意欲的である（NHK放送文化研究所2010）。自国を愛するからといって、他国を嫌いになるわけではないのである。そこで次に、外国（とりわけ周辺国）および日本にいる外国人に対する世論を検討しよう。

総理府～内閣府「外交に関する調査」が、中国

と韓国に対する親近感について、長期にわたり調査している（<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-gaiko/index.html>）。1970～80年代には中国に親しみを「感じる」が60～70%台、「感じない」が10～20%台であったが、天安門事件の1989年に両者は接近する。その後、2003年頃まで双方が40～50%台で拮抗し、2004年頃から「感じない」が「感じる」を大きく上回るようになり、2012～2014年には「感じない」が8割を超えていた。韓国に親しみを感じる人は、元々中国ほど多くはなかったが、1990年代半ばから上昇し、いったん落ち込むものの2000年代半ばからまた上昇して、2009～2011年には6割を超えた。それが2012年には4割程度へ急落、逆に「感じない」が急増し、2014年には66.4%で過去最悪である。

他方、2003と2013年の二時点の比較だが（村田2014），この10年で日本に定住する外国人が、増えたほうがよいとする人は、10%から15%へ、「今くらいでよい」も29%から41%へ増え、「減ったほうがよい」は42%から18%へと大きく減った。また日本に定住しようとする外国人が増えれば、犯罪発生率が高くなると思う人も、70%から40%へ大きく減少している。つまり在日外国人には寛容となり、偏見も減っている。

（3）防衛・安全保障に対する意識

防衛・安全保障については、総理府～内閣府「自衛隊・防衛問題に関する意識調査」という3年ごとの継続的な調査がある（<http://www8.cao.go.jp/survey/h23/h23-bouei/>）。日本が戦争に巻き込まれる危険性があると考える人は、1970年代から2000年までは概ね20%台（最大でも30%程度）だったが、2003年に43.2%へ急増し、2006年も45%と高い。2009年から、選択肢を「危険がある」「どちらかといえば危険がある」にわけ、2009年には $26.6 + 42.6 = 69.2\%$ 、2012年調査は $27.3 + 45.1 = 72.4\%$ となっている。世論調査は選択肢の影響を受けるので変更前後は比較できない。防衛力は1970年代から一貫して「今

程度でよい」が60%台で最も多いが、2009年から2012年に、「増強した方がよい」が14.1%→24.8%と10ポイント上昇し、過去最高である。外国に侵略された場合、「自衛隊に参加して戦う」という人は1981年の12.4%から2012年には6.6%にまで減っている。他方、「何らかの方法で自衛隊を支援する」人は同期間に35.3%→56.6%と増えている。

ただし国際的に見ると、自ら戦うという人は少ない。1995-2008年の調査で（日本の数字は2005年）、もし仮に戦争になつたら進んで自國のために戦うという人の割合は24.6%で、90カ国中最下位である（鈴木2012）。（本稿脱稿後に発表された、最新の2015年調査では、日本が戦争に巻き込まれる「危険がある」28.3%、「どちらかといえば危険がある」47.2%、計75.5%と、前回よりさらに高くなつており、防衛力を「増強した方がよい」も29.9%へと増加している。）

（4）小括

以上、比較的長期間、継続して行われている調査からは、以下のことがいえそうである。（1）国を愛する気持ちが強い人は、2000年以降少し増加している。（2）日本に対する愛着は元から強く、近年特に変化はない。（3）日本への自信は過去10年で増えており、誇りの源泉は文化面である。（4）中国や韓国に親しみを感じない人が増え、過去40年で最も高い水準にある。（5）日本に住む外国人への意識は好意的になっており、犯罪者予備軍を見る偏見も急減している。（6）防衛力増強を望む人は過去最高である（とはいえる4人に1人程度）。

以上から、日本の世論が近年、特に大きな変化を遂げたようには見えない。ただ、中国・韓国への感情の急速な変化は目につく。2014年5月、中国、韓国との関係で「譲歩するぐらいなら関係改善を急ぐ必要はない」が63%に達し（「関係改善のためには譲歩はやむを得ない」は21%）、同年3月調査の51%から上昇しており（日経2014年5月）、また「これから日本は、経済の面で

中国との関係をどうしたらよいと思いますか」に対し、「距離を置く」（47%）が、「関係を深める」（42%）を上回っているのは（朝日、2014年3-4月）、第一次安倍政権が標榜した「戦略的互恵関係」にすら反する。

とはいえる、「好意を感じない」人の増加を戦争前夜のように考えるなら、それは誇張であろう。本節で概観した項目の中で、中国・韓国への好意は最も変動が激しいものであり、かなり短期間に、とりわけ政治家の言動により大きく下落する項目でもある。「日本はこれから戦争をしてはならない」という気持ちを「かなり強く」（72%）または「やや強く」（18%）もっている人は9割に達している（朝日、2013年5月）、周辺諸国への感情が、この面にまで影響しないようにすることが重要であろう。

また、在日コリアンへのヘイトスピーチに関心が集まる中、日本に住む外国人への意識が好意的になっていることは意外かもしれないが、ヘイトスピーチが多数派から支持されているわけではない。「ネット右翼」の数についての推計はいくつかなされており（詳細は堀江（2014a）参照）、ネット右翼は多くて10万人程度というものから（津田ほか2013: 10-11）、関心をもってネット右翼的な情報にアクセスするのは80～120万人程度という推計（山本2013: 67）、さらに「ネット右翼」的な主張に共感する「シンパ層」まで入れると500万人近いという推計などがある（辻・藤田2011: 136-139）。

より直接的に排外主義的主張への意見を尋ねると、「在日韓国・朝鮮人は日本から出ていけ」という主張に「大いに共感する」が20代の6%，30代以上の3%，「ある程度共感する」はどちらも16%という調査結果もある（朝日、2013年11-12月）。また2013年の大学生アンケートでは、在日コリアンを侮辱するネットの書き込みを見て、「不愉快だった」31.6%，「腹が立った」5.7%に対し、「何とも思わなかった」が21.0%，「共感した」3.3%，「うれしかった」0.3%であった（井沢2013）。同様の調査が以前から行われていたわ

けではないので、近年に増えたかどうかはわからないが、排外主義的主張に共感する人が数%程度いるのは確かであろう。

II 安倍政権への支持は右傾化の結果なのか

では、安倍が3回の国政選挙に連続して圧勝したことはどう考えればよいのか。選挙制度と野党候補の分立、低投票率などが自公両党を利したことは間違いないが、自民党が議席のみならず、得票でも圧倒的第一党であることも事実である。内閣支持率もまだ4～5割程度あるので、棄権した人の中にも安倍政権の継続でよいと判断した人は少なからずいると考えられる。本稿で考えるべきは、有権者は、「右傾化」ゆえに安倍政権の継続を支持ないし容認したのか、ということであろう。

2014年の総選挙前の調査では、投票先を決める際に重視する政策（選択肢から2つまで選択）は、「景気・雇用対策」47%，「国会議員の定数削減」33%，「子育て支援・女性の活躍」30%，「消費税の引き上げ延期」29%，「地方の活性化」19%，「原発再稼働」15%，「集団的自衛権の行使容認」12%，などとなっていた（朝日，2014年11月）。選挙直後の調査では、自民大勝の理由として、「野党に魅力がなかったから」72%に対し、「安倍首相の政策が評価されたから」は11%であり、安倍首相に一番力を入れてほしい政策は、「景気・雇用」33%，「社会保障」30%，「原発・エネルギー」9%，「教育」9%，「外交・安全保障」8%，「憲法」3%，などとなっている（朝日，2014年12月）。第二次政権発足時も、安倍首相に一番力を入れてほしい政策は、「景気・雇用」48%，「社会保障」20%，「原発・エネルギー」10%，「教育」6%，「外交・安全保障」11%，「憲法」3%で、有権者の期待は圧倒的に経済であった（朝日，2012年12月）。軍備の増強や改憲への期待から、安倍政権が選ばれたわけではない。

安倍自身、今回の衆院解散を「アベノミクス解

散」と名づけ、選挙戦でも、経済を中心に訴え、特定秘密保護法や集団的自衛権行使などを争点化させなかつた（選挙後に安倍は、それらも含めて信託されたと述べているが）。自衛隊の国防軍化、96条改憲、特定秘密保護法、武器輸出三原則の緩和、憲法解釈の見直しによる集団的自衛権の行使容認など、安倍が「戦後レジーム」関係でやつた、またはやろうとした施策は、いずれも人気が高いとはいえない（堀江 2014b）。一時は、政界再編の中心と目された日本維新の会が、橋下徹共同代表の従軍慰安婦をめぐる発言後、支持を急落させたのも、在沖縄米軍に性風俗産業の利用を勧めたことが反感を買った面もあるが、少なくとも歴史修正主義への支持がそれほど広くないことをうかがわせる（ただし、首相の靖国神社参拝をめぐる世論は、時期による変動が大きく、慎重な検討が求められる）。

安倍政権支持の最大の理由は、民主党が信頼を失墜させ他に受け皿がないということだと思われる（堀江 2014b）。それは、政権を支持する理由を聞いた調査で、「ほかの内閣より良さそうだから」（NHK），「これまでの内閣よりよい」（読売）といった選択肢がある場合には、それらが第二次政権発足後、常に1位であることにも表れている。

III 無関心を右傾化に向かわせないために

以上、世論調査の中長期的なトレンドからは、世論が右傾化していることは確認できず、また安倍政権への支持も右傾化政策への支持によるものではないことを見てきた。では、社会の右傾化を心配している人びとは、取り越し苦労をしているのだろうか。筆者は、世論が安倍政権の右傾化政策を支持しているのではないとしても、政権のこうした動きに対する反対がきわめて弱くなっていることには、注意が必要だと考える。

特定秘密保護法や集団的自衛権行使容認の閣議決定後には、内閣支持率が数ポイント下落しただ

けで、支持率はやがて回復した。実は第一次政権でも、防衛庁の省への昇格や教育基本法改正など、「戦後レジーム」に関わるテーマで、安倍は一定の「成果」を挙げたが、それらに対し世論は強く反発せず、内閣支持率に大きく響いたのは、郵政民営化反対で除名された議員の復党と、「消えた年金」問題、そして相次ぐ閣僚の辞任であった。

世論調査で政府への要望をきくと、ほとんど常に景気・雇用か社会保障が1位、2位を占めることにも表れているように、こうした暮らしに直結する争点に比べると、「戦後レジーム」関連への関心はもともと低い。安倍政権下に限らず、以前からそうである。安倍は、こうした関心の低さに乗じて、戦後長らく維持されてきた国のあり方に次々と手をついている。有権者は、それらを望んでいるわけでもないが、強く反対もない。

懸念されるのは、我々の足元で民主主義や基本的な自由などが脅かされつつあることへの感度が、鈍くなっているように思われることである。フランスの風刺新聞シャルリー・エブドへのテロが起これば言論の自由が大事だという報道があふれるが、従軍慰安婦報道に関わった元朝日新聞記者が勤務する大学への脅迫事件の報道は小さい。日本でも言論の自由が脅かされるというリアルな感覚が乏しいように思われる。「日本人は民主主義を捨てたがっている」(想田 2013) かどうかはともかく、重大なことが大して問題にもならずにする決まっていくことに、薄気味悪さを感じている人もいるのではないか。「右傾化」の警鐘は、こうした人びとによって鳴らされているのだろう。

このことは、戦前のような社会になるのでは、という不安をもつ人が減ったことの反映もある。1980年代の中曾根康弘政権時代に政治学者の大嶽秀夫は、政治学者らが「反動化」や「戦前になる」などと言い立てるとき、社会党が「日本がファシズム化する」という議論に安易に頼った集票活動をすると苦言を呈した(山口・大嶽 1985: 4, 13)。30年を経て、こうした危機感

をあおっても、安易な集票などできなくなっている。

筆者も戦前に戻るとはいわないが、事態は中曾根時代より悪くなっている。2013年に麻生太郎副総理兼財務大臣は憲法改正について、「ナチスの手口に学んだらどうか」と発言し、石破茂幹事長は、特定秘密保護法に反対するデモについて、「テロ行為とその本質においてあまり変わらない」とブログに書き、2014年には自民党の「ヘイトスピーチ対策等に関する検討プロジェクトチーム」が、国会周辺などの街宣行動もあわせて規制しようとした。民主主義や市民的自由の敵視が甚だしいが、いずれも大した問題とはならず、誰も辞任していない。そして、こうしたことでは自民党離れは起きないのである。役人とは信用ならぬ人びとだという言説が流布しているのに、何が秘密なのかも秘密だという特定秘密保護法が強行採決されても、内閣支持率が若干下落する程度で、政権が揺らぐこともない。「右傾化」に関心を抱く人びとが懸念しているのは、こうした問題への世論の関心の低さであろう。

新しい文法を開発してこなかった左翼・リベラル派の怠慢が論難されているが(cf. 萱野ほか 2014), 世代交代を経て、「この道はいつか来た道」風の警鐘が、届きにくくなっていることは確かであろう。右傾化する政権によって、さらに社会が危険にさらされないようにするために、世論に届く新しい言葉が、いま求められているのではないか。

引用文献

- [1] 浅羽通明 (2006) 『右翼と左翼』幻冬社新書。
- [2] 井沢泰樹 (2013), 『ヘイトスピーチと歴史認識に関するアンケート調査報告書』在日コリアン青年連合 (KEY)。
- [3] NHK 放送文化研究所編 (2010) 『現代日本人の意識構造[第七版]』日本放送出版協会。
- [4] 萱野稔人・小林よしのり・朴順梨・奥那霸潤・宇野常寛 (2014) 『ナショナリズムの現在<ネトウヨ>化する日本と東アジアの未来』朝日新書。
- [5] 鈴木賢志 (2012) 『日本人の価値観——世界ランキング調査から読み解く』中公選書。
- [6] 想田和弘 (2013) 『日本人は民主主義を捨てたがっ

特集 I 現代日本の「右傾化」を問う

- ているのか?』岩波ブックレット。
- [7] 高橋幸市・荒牧央 (2014) 「日本人の意識・40年の軌跡(2) ~第9回「日本人の意識」調査から~」『放送研究と調査』2014年8月号。
- [8] 辻大介・藤田智博 (2011) 「『ネット右翼』的なるものの虚実 調査データからの実証的検討」小谷・土井・芳賀・浅野編『<若者の現在> 政治』日本図書センター。
- [9] 津田大介・香山リカ・安田浩一ほか (2013) 『安倍政権のネット戦略』創出版新書。
- [10] 半田滋 (2014) 『日本は戦争をするのか——集団的自衛権と自衛隊』岩波新書。
- [11] ボッビオ, ノルベルト (片桐薰・片桐圭子訳) (1998) 『右と左——政治的区別の理由と意味』御茶の水書房。
- [12] 堀江孝司 (2014a) 「日本社会は右傾化しているか: 世論調査にみる実相」『生活経済政策』第211号。
- [13] —— (2014b) 「安倍政権 受け皿不在の強さ: 世論調査に見る安倍支持の実相を読み解く」『現代の理論 DIGITAL』第2号。
- [14] 村田ひろ子 (2014) 「日本人がもつ国への愛着とは ~ISSP国際比較調査(国への帰属意識)・日本の結果から~」『放送研究と調査』2014年5月号。
- [15] 山口定・大嶽秀夫 (1985) 「戦後日本の保守政治」『書斎の窓』350号。
- [16] 山本一郎 (2013) 「弱者のツール」安田浩一・山本一郎・中川淳一郎『ネット右翼の矛盾 豊國が招く「亡国」』宝島新書。

(ほりえ たかし 首都大学東京)

特集 I

現代日本の「右傾化」を問う

地方の衰退と保守化の基盤

神谷 章生

安倍政権が日本を守るといいながら、辺野古問題や農協改革問題などで地方を切り捨てる実態が露骨になってきてはいるが、今なお地方では安倍内閣と自民党への支持が強い。本稿では衰退する方がなぜ自民党への支持が強固になるのかについて、共同性の回復への期待というテーマで考えてみた。

I 地方消滅へのカウントダウン

昨年大きな反響をもたらした書物に、元岩手県知事増田寛也が編集した『地方消滅』（中公新書）がある。増田は人口減少を基軸にすでに生じている少子化社会の中でこのまま放置すれば急速な人口減少のゆえに地方は社会の維持ができなくなってしまう。それを防ぐための国家戦略が求められるとする。

増田のような著名人ではないが、筆者も昨年「成熟社会に向かう地方自治の条件」（碓井敏正・大西広編『成長国家から成熟社会へ』花伝社、所収）の中で、編者の大方の合意である「自立」論とはかなり論調を異にする、地域社会の衰退防止のための「自助への援助」、すなわち国策による都市圏と地方圏の格差の是正を成熟社会の成立条件として提起した。

地方に根差し、仮に地方の中核都市に生活しているよりも、その周囲に驚くべき衰退や生活の困難を目撲しているならば、増田といい筆者といい、個々の事象に対する評価は異なる部分もあるが、大体において見立ては一致してくる。

すなわち地域社会は放っておけば消滅する。これである。

ただ衰退の過程で様々な不協和音が登場する。たとえば鹿児島大学の平井一臣が2011年に出版した『首長の暴走』（法律文化社）は2008年鹿児

島県阿久根市に登場した元自衛官の市長、竹原信一が巻き起こしたポピュリズム的政治運営を、地方の衰退の中で、仮想敵を設定して「ジェラシーの政治」を焚き付ける試みととらえている（平井、146-148頁）。事実、阿久根市は鹿児島新幹線開通に伴い鹿児島本線がローカル線となって以降、かつての賑わいが急速に衰退した田舎町となった。ここに住む者にとって、公務員や教師は「自分たちの税金で豊かな暮らし」を嘗む羨望の対象となった。そこに言葉を与えたのが竹原信一であった。

2011年10月の研究会の講師として招へいした際、平井は報告の最後の言葉で「阿久根市の問題は日本中いたるところで起こる可能性がある」と述べた（政治学研究者フォーラム、岡山）。まさに衰退の危機にある地域自治体の規模の大小を問わずいつどこで生じてもおかしくはない現象であった。本稿はこのような地方の現状の中に、保守化に傾斜する地方の論理の一端を考察しようとするものである。

II 保守主義と地方へのまなざし

東日本大震災に至る数年、時期にして2009年の民主党の大躍進による鳩山内閣の退陣、後継となった菅直人が内閣総理大臣となり、2010年6月の参議院選挙期間の最中、突如、消費税10%を公言し始めたころから、保守主義者を自称する

一部論壇の中から消費税増税を明確に批判し、TPP をはじめとするそれまでの日米構造協議のアメリカ従属性を暴露し、さらには失われた「20年」を生み出した金融・財政政策に見切りをつけ、金融緩和と公共事業の活性化による日本経済の復活を展望する声が大きくなかった。

この保守主義者の論陣は、明確に二つに分かれ。一つは金融緩和リフレ派と呼ばれる潮流で、経済評論家の上念司や、経済学者でネットや社会的発信において影響力のある田中秀臣、元財務官僚でかつて日銀がデフレ志向なら政府通貨を発行しろと言っていた高橋洋一である。彼らは中央銀行の金融緩和を通じて予想インフレ率を上げることによる景気浮揚を公言していた。しかし公共事業を中心とした政府による需要創出には全く効果がないとしていた。その延長線上で、TPP は金融緩和に伴うインフレ促進による円安効果、産業の合理化促進、さらには環太平洋経済の成長の取り込みの可能性など、積極的に推進すべきとしている。

それに対し、もう一つの保守主義者は、一つ目の金融緩和は同じく強調し、デフレからの脱却を正面に掲げるものの、金融緩和して生じる資金を政府は思い切って地方のインフラ整備のために投資せよと主張する。この潮流の代表者は三橋貴明、元経産官僚中野剛志、土木学者藤井聰とその背後にある「チャンネル桜」などを支持するグループである。彼らは日本の構造不況が長年にわたって繰り広げられてきたのは日米構造協議による日本の不用意な外資への従属が原因であって、多くの果実が日本国内ではなくアメリカへ吸い上げられてきたと論ずる。その結果として生じているデフレに対しては、世界的に見て賃金も職員数も少ない公務員の給与を上げること、地方に公共事業として多くの仕事を振り分け、地方を直接潤すべきであると論ずる。

公共事業とその効果を巡っては先の田中秀臣、高橋洋一と後の三橋貴明、藤井聰らとは大きな論点の相違がある。三橋と高橋、それに竹中平蔵がテレビ番組などで激しく互いを批判する場面に出

くわすことも多かった。

しかし、民主党政権期（2009年～2012年）、とりわけ菅首相から野田首相の時期、そして東日本大震災という未曾有の大災害を経てもなお、日銀の金融政策が変化しないこと、政府の東北の被災に対する対応が後手後手に回っていることなどを通じて、公共事業の効果問題を棚上げして、一つ目の金融緩和によるデフレ脱却という一点で二つの潮流は統一戦線を組んだといえる。民主党による TPPへの参加表明、「モノからヒトへ」という公共事業軽視、地方主権という名の地方の切り捨てなど、片方で子ども手当などの福祉給付の充実を掲げながら、もう一方で子どもが実際に育つ環境としての地方の生活環境の衰退を進めることで、民主党政府は明らかに構造改革、新自由主義政権と見立てられ、二つの保守主義者の格好のターゲットとなった。そしてその意味付けはきわめて的確なものだった。

III 中野剛志と東日本大震災

中野はその著書『国力について』（講談社現代新書）において、次のような記述から始めている。

「社会現象における「危機」とは、政治・経済・社会が大きなダメージを受けることと考えられるかもしれない。だが、それにとどまらず、これまで政治・経済・社会のシステムを支えてきた支配的イデオロギーまでもが、その正統性を失うような大打撃こそが、本当の「危機」というべきではないだろうか。」（7頁）

中野の言う「支配的イデオロギー」とは「グローバル化によって、国民国家は有効性を失い、後退する」というものであった。このイデオロギーによって90年以来日本は「改革」が「国家による関与や制限を弱める方向を目指す」ものに收れんしていった。

しかし、中野によれば、東日本大震災の衝撃は「数十万にものぼる被災者の避難や救済、ライフラインの復旧、特に原子力発電所からの放射性物

質の封じ込めにおいては、警察や消防だけでなく、自衛隊を出動させるという国家の中央権力の発動が不可欠」（同8頁）であり、さらに「被災地の復興ということになれば、東日本の各自治体任せにすることなど到底できない。当然、国家の中央権力が国家全体の資源（物資、人員、資金）を動員し、それを東日本の復興のために集中的に投入」（同前）しなければならない。

すでにあの時点から4年が経過し、中野のこういう指摘の生々しい実感は遠のき、消費税増税やTPPへの参加表明など、あのころとは異なる状況が生み出されつつあるのかもしれない。

だが当時は中野の口から別の可能性も語られていた。保守主義者としての中野は、当時の海外からの援助や支援、共感の声援に対して、日本人が示した「健全なナショナリズム」を高く評価し、かつての日本軍国主義時代のような「攻撃的な排外主義」に結びついていないと考えた。そしてその「健全なナショナリズム」を支えている国民精神として、「他人であるはずの被災者を単なる他人として考えず、同じ運命共同体に属する同朋として意識する」ことによって生み出されるナショナリズムであると論じた（同前、14頁）。

国家と個人の間にある共同体の存在、その共同体が健全に機能するとき健全なナショナリズムの母体となるという議論である。少なくとも震災に至る数十年、世界のグローバリズムの潮流は、共同体を古い残滓と位置づけ、合理化やスリム化の中でないがしろにしてきた、こういう認識から共同性の復活を彼は議論したのである。そして、このことは地方という視点から見た場合、国家＝中央政府によって自立を強制されることで事実上切り捨てられてきた地方への回帰を思わせる議論でもあった。

地方の視点から見れば、中央政府は2009年までの自民党政治であれ、地方への再分配の強化が期待された民主党政府であれ、地方軽視、公共事業軽視、貧困化の一層の進展が三点セットとしてとらえられていたのである。中野剛志の議論はあるいは三橋貴明らの議論は、TPPによる農業

切り捨てを弾劾し、公共事業による地方の復興を後押しし、金融緩和によってその資金は潤沢にあるという安心を与える政策提言だったのである。

IV 金融緩和、公共事業、安倍政権

このような状況の中で2012年12月の総選挙が行われた。選挙は举行される前から政権党であった民主党が敗北し、自民党が勝利を収めるであろうと予想されていた。それにはいくつかの理由があった。

民主党野田内閣がTPPや事業仕分けにみられるような行政改革、衆議院の定数削減などの収縮政策を継続しようとし、さらに消費税10%への引き上げを行ったことで、民主党政権は「デフレ促進内閣」であるとして、リフレ派論客や中野・三橋らの保守派論客にとって打倒すべき対象となっていた。

リフレ派論客の上念司や先にもあげた三橋貴明らはほぼ同一の論点で2010年以降精力的な出版、マスメディア露出によって、民主党政権の金融政策を批判していた。その論点は円高に苦しむ日本の産業が輸出競争力を低下させ、その結果、雇用創出力を欠如させている。円高の是正は日銀が無制限金融緩和することで一挙に解消される。そのターゲットは1ドル110円レベルであろう。しかし白川日銀頭取（当時）は中央銀行の政策的独立性というドグマの中で、反国家的な金融引き締めを継続し、雇用を喪失させ日本の成長機会を阻害してきた。そしてそれは正をせず、行政改革や規制緩和、さらにはTPPを推進することでデフレ経済をさらに深刻化させている、としてきた。

原田泰は「本来、民主党というリベラルな政権ができたのだから、その時に行っていればよかつた」と論じた（原田泰「なぜ日本のリベラルはリフレ政策が嫌いなのか」月刊Wedge、2014年9月号）。上念らも民主党にリフレ政策を採用するよう働きかけたが拒否されたというような発言をしている。また松尾匡はリフレ政策こそが欧州の社会民主主義政権のスタンダードであると多く

の場所で発言、叙述している。

民主党政権の中盤より、民主党はリフレ政策に転換するかどうかが大きな隠れた論点であった。だが結局、民主党は消費増税を決議し、子ども手当なども「ばらまき」と批判される中で当初の「生活第一」路線が大きく修正され、そのことがまた民主党自身の政策的な不安定、要するにブレまくる政権という印象を国民に与えていた。円高は史上空前の1ドル70円台に突入していた。

このような環境の中で、安倍自民党はある意味で、民主党に期待されたリフレ政策を横からかすめ取る形で政権構想を提起した。のちに「アベノミクス」という名称で語られる政策パッケージである。周知のようにこの政策には三つの構成部分がある。それは「大胆な金融政策」「機動的財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」である。だがこの三つは当初より方向の違うベクトルを組み合わせており、まともに行けば相互の効果を打ち消しあうのではないかと懸念されていた。特に「成長戦略」とされる部分は、かつての構造改革による規制緩和などで賃金や雇用を柔軟化し（要するに引下げ）、法人課税や所得税の減税と同時に消費増税などを行い、企業活動を助長するという名目でなされるであろうと予想された。そしてこれらはリフレ派も真正保守派（便宜上、中野や三橋など金融緩和プラス公共事業派をこう呼ぶ）も、インフレ促進を求める勢力にとってはデフレ方向の政策であるとして批判していた。

このことは保守系ネットメディアの「チャンネル桜」(<http://www.ch-sakura.jp/>)でも第二次安倍政権（2012年12月～）の当初から議論の中心にあった。とりわけ消費増税を安倍首相が決意するかどうかが問われていた時期である2013年6月ごろ、TPPや消費増税を推進する安倍首相に対し、「チャンネル桜」では東谷暁や三橋貴明らが安倍政権は結局のところ構造改革派に取り込まれた、安倍政権もかつての民主党政権同様批判の対象とすべきだという議論を番組内座談会で主張している。しかし、主催者の水島絵や多くの討論者はたとえ安倍晋三が構造改革に傾斜していると

してもほかに代わるべき保守派の人材はいないとして安倍の内心を斟酌して（安倍さんは内心では消費増税もTPPも推進したくはないと思っているに違いない）、安倍支持を鮮明にする。

こうして安倍は自身のアベノミクスを政策の中に掲げ、政権運営を行う。実際、無制限金融緩和は急速な円安を生み出し、「目に見える」効果を發揮する。円ドルレートは安倍内閣発足当初の80円／ドルから2013年年明けには90円／ドルにまで低下、その後も円安基調は続き、2015年2月現在118円程度にまで推移した。

鉱工業指数も軒並み向上し、輸出型企業にとっては好決算が見込まれた。その反面、輸入型企業など円安がデメリットを生んでいる部門もあるが、全体として株高で、民主党政権期に閉塞状況を感じさせていた多くの部分で開放的な気分を醸し出すことにはなった。

ただアベノミクスによる経済効果が当初はともかく数年内に雇用、賃金等に波及するとされていたことと比較すると、雇用は新卒者等で改善がみられてはいるものの、賃金部分への波及効果が薄く、アベノミクスへの幻滅も広がってきてているとされる。また既述のように消費増税に踏み切ったことで、現状ではせっかくの雇用拡大も大衆課税である消費増税による効果が毀損されているとは言える。

もう一つの矢である、財政政策、すなわち公共事業による政府投資の拡大についてみてみよう。

表1 国土交通省の公共事業費関連予算

	2013年度	2014年度	増減
国土交通省関係計 (一般会計ベース)	50,743*	58,651	+7,907 (+15.6%) (+2.4%)
公共事業関係費	44,891	51,746	6,855 (+15.3%) (+2.3%)
非公共予算	5,852	6,904	1,052 (+18.0%) (+3.6%)

*2013年度の計数は東日本大震災特別会計への繰入額350億円、2014年の計数は特別会計影響額7046億円を含む（〈〉内はこれらを控除した場合の伸率）。

（出所）「平成26年度国土交通省・公共事業関連予算のポイント」国土交通省

「真正保守派」である中野、三橋らは震災以前からデフレこそが最悪の経済運営であるとし、需要不足の現在、政府が積極的な公共投資を行うべきであると論じてきた。公共事業はピーク時の2分の1以下にまで抑え込まれ、経年劣化によるインフラの再生だけでも多額の投資をする必要があると論じてきた。さらに東日本大震災は日本のインフラ整備が全く弱体化していたことを露呈させたとし、藤井聰や中野剛志らは京都大学工学部を拠点して「日本列島強靭化」を提言する。彼らは心理学用語であるレジリエンス（resilience、回復力、抵抗力などの意味）を国策に掲げ京都大学にレジリエンス研究ユニットを立ち上げる。彼らは「ナショナル・レジリエンス」の必要性をキーワードに、防災のための高速道路網の建設、地震に負けない防災設備など地方への公共投資を中心に戸土強靭化路線を提言する。藤井自身も安倍内閣の参与としてかかわり、公共事業促進の立場で発言していく。

アベノミクスによる公共事業費押し上げ効果は当初予算ベースで着実に上がってきていることが見て取れる。もちろん、総額ベースで見ればそれほど増えているわけではないが、基調として右肩上がりになりつつある（2012年度4.6兆円、2013年度5.3兆円、2013年度6.0兆円）。国土交通省の公共事業関連予算を見ると公共事業費が大きく伸びていることがさらに明確に把握される（表1）。これらの予算は復興のみではなく、オリンピックを控えた首都圏への投資も含むが、地方への公共投資もそれなり増加している。土木工事、建設工事の人手不足、人件費・資材費の高騰が拍車をかける。

こういったことの複合的合力がまさに2012年12月に始まる自民党政治の圧倒的な勝利に結びついたのである。地方の視点から見れば、金融緩和による株価の引き上げ、輸出競争力の回復とともに、公共事業による地方への再投資を明確にうたった自民党政治に人々が傾斜したのは理解できるのである。

V 最後に～地方は疲弊している

筆者は先の碓井・大西編著本において、橋木の研究（橋木俊詔・浦川邦夫『日本の地域間格差』日本評論社）や教育機会の異様な不均等に端を発した地方の生活の地域間格差（石黒格他『「東京」に出る若者たち』ミネルヴァ書房）を問題にした。地方は自立しては基本的な生活を維持できない。松下圭一がかつてすでに日本には「都市型生活様式」しかないとして、政策提言型自立政治を鼓舞したのとは違い、放っておけば地方は無人化した荒れ野が残るだけになるいうのも単なる脅し文句ではなくなっている。

そういう意味で鹿児島県阿久根市のポピュリズムは死に絶える寸前の自治体の住民が起こした最後のあがきなのかもしれない。人がいなくなれば、あがくこともなくなる。ポピュリズムなど、文字通りそこに住む住民がいてこそ可能なのであるから、字義上、拳家離村したような地域にはあげる声すらないわけである。

このような地域は安定的な雇用と所得が必要であり、それは政府による地域政策と連携した地域の人々の生活の安定と結びつく必要ある。安定の中でこそ知性は陶冶され、賢明な判断がはぐくまれるということを、地方に住みながら日々実感されるのである。行政改革や引き締めによる厳しい環境に長く耐えうるほど人々の忍耐力は継続しない¹⁾

1) 大阪の橋下徹が巻き起こした一連のポピュリズムは、阿久根市の場合と同じような政策を伴っているが、大阪や名古屋などの場合は、地方を切り捨てることで（税制改革による自主財源の確保）大阪だけが潤うという意味を持っている。自主財源のない阿久根や北海道のような場合とは違う段階である。

（かみたに あきお 所員 札幌学院大学）

日本におけるレイシズム運動の台頭とその規制をめぐって —二つの「社会統制」と国家の再編—

木下 ちがや

近年日本社会に台頭したヘイトスピーチは冷戦崩壊とグローバル化をうけた日本社会の再編のなかから登場した。高まる法規制の要求は、たんに法技術的課題ではなく、対抗的社會の構想に位置づけなければならない。本稿では戦後の保守政治と市民的自由の対抗の歴史をふりかえりつつ、あらたな政治社会秩序の形成の文脈から規制の意義を考察していく。

はじめに

去る2013年は、国民の知る権利を大幅に規制する特定秘密保護法が制定された年であるとともに、差別扇動的表現=ヘイトスピーチに対する規制が本格的に提起されたはじめた年でもあった。いずれも社会統制立法に該当するものの、その内容は著しく異なり、後者については「表現の自由」あるいは「結社の自由」をめぐる日本の憲法学の社会統制のコンセプトについて、「マイノリティの権利」という角度から重大な挑戦を提起している。

2000年代にはいってから、すでにインターネット上では在日朝鮮人をはじめとするマイノリティに対する差別扇動表現は普及しはじめていた。2007年の「在日特權を許さない市民の会」(以下、在特会)の結成をひとつの契機に、それは街頭へと進出しあり、全国各地で差別扇動的なデモンストレーションや集会が頻繁に行われるようになっていた。2013年は、この街頭での扇動に対抗するカウンター運動が台頭し、抗争を繰り広げることで社会的に問題が可視化され、政治、マスコミを巻き込みヘイトスピーチ規制の機運が盛り上がったのである。

アメリカ合衆国でも1990年代に「新保守主義

運動」が台頭し、極右運動によるテロ行為が頻発、「テロ対策法」がそれへの対処として提案された¹⁾。この日本の排外主義運動も、日本の保守政治の転換一つまりは戦後政治の転換ーと深く絡み合いながら登場したと思われる。以下ではまず、かかる排外主義運動が登場するまでの歴史的経緯を端的に振り返り、日本の排外主義運動の特殊なあり方を論じてみたい。

I 日本の保守政治の変容と排外主義運動

(1) 排外主義の歴史的構成

「在特会」に象徴されるような、最近の行動的な排外主義運動は、歴史上一貫して存在してきたわけではない。もちろん過去にも排外主義運動はあり、とりわけ戦間期の欧米日では、ファシズム運動と結びつくかたちで、現実政治に大きな影響を与えた。しかしながら、第二次大戦後の先進資本主義国では、フランスの1950年代のアルジェリア危機や戦後直後の日本のように政治へゲモニーの危機が生じた場合を除き、高度経済成長後の政治的な安定化傾向のなかで、排外主義は私的領域、企業、地域などの共同体に包み込まれるかたちで潜んでいた。政治的に安定している社会では、排外主義は「運動」というかたちでは前景化しない傾向があり、かつ日本では、高度経済成長

が必然的にひきおこす都市への大規模な労働力人口移動が、移民ではなく大半が国内でまかなわれたことが、人種・民族間の軋轢と調整という国民統合の再編の力学を生まなかつたといえる。

現在の排外主義運動は、こうした戦後政治の安定が崩れてくる、ここ30年足らずの時間の中で台頭してきた。この時代はちょうど、戦後の安定的国民統合を実現させた企業主義的、開発主義的体制が動搖し解体過程に入っていく、ネオリベラリズムとグローバル化の時代とほぼ重なっている。この時代には「政治」の領域でも、安定的な保革二大政党政治が揺らぎ、大衆扇動的な政治と政治指導者を前面に押し出すような政治手法が台頭していく。また、戦後革新勢力の大衆運動が後退していくことと、入れ替わるようにこの扇動政治が台頭してきたことも看過できない。企業主義的・開発主義的なシステムのもとでの国民統合の回路が細り、扇動的な政治による支持調達の可能性はひらかれたこと、これとマイノリティに対する敵意が結合したことで、排外主義運動は新しい政治運動として「復活」し、政治過程において一定の地歩を固めはじめたと思われる。

(2) 戦後日本の保守主義と排外主義

戦後日本の保守・右翼運動の主たる目標は、戦後民主主義の否定と憲法改正に置かれてきた。しかし、この運動は排外主義的な理念を「前面」には掲げてこなかった。

その理由はわざわざ排外主義「運動」をする必要がなかったからである。日本では、欧米諸国のように、移民や難民、マイノリティの権利が承認されるという契機が事実上なかった。移民、難民にとって国境の壁は比較にならないほど高く、在日朝鮮人をはじめとする国内のマイノリティの権利はほぼ認められないままである。戦後日本の保守主義は、国家の庇護のもと、「单一民族」という同質的な国家／社会像にあぐらをかくことができたわけである。

しかも日本の保守・右翼運動は、先進国では稀にみる長期一党支配を成功させてきた自由民主党

にべったりとはりついていた。かれらは遺族会や青年会議所などの保守利益政治の回路に寄生するかたちで活動しており、自前の「運動」を組織していくような機会をもつことはなかった。つまり自民党政治が安定的であるかぎり、保守・右翼運動はわざわざ自立的な運動をする必要はなかったのである。

1990年代にはいると、自民党一党支配は崩壊し、日本社会党との連立政権時代に入る。92年には従軍慰安婦問題についての「河野談話」が、そして95年には村山政権の「戦後50年決議」がだされる。保守派は危機感を強めていく。ここから、これまでの自民党との「なれあい」を破棄して、保守的な政治勢力と担い手を育成し、自民党を「右から」改変していくという運動がたちあがってくる。典型的には「新しい歴史教科書をつくる会」がそれにあたるが、この段に至ってもかれらの焦点は歴史認識問題に絞られており、外国人排斥が主題になったわけではない。もちろんこうした運動は、理念的、人的にものちに台頭する排外主義運動と継承関係にある。しかしながら、歴史認識問題という「ナショナル」な理念と、社会的水準からせりあがってくる不満を結合することで、新たな政治／社会勢力をつくりあげていく段階にはまだ到っていなかったと思われる。

(3) 日本における新たな排外主義の登場

アメリカ合衆国の場合、排外主義と親和性の高い宗教右派運動が本格的に台頭したのは80年代後半から90年代はじめにかけてである。この台頭の担い手となったのは、レーガン政権下ですすむネオリベラル改革によって落層しはじめた、おもに中西部、南部の白人労働者階級だった。かれらは、かつては労働者階級文化と労働組合運動に包摂されていたが、宗教右派運動は移民政策、同性愛や妊娠中絶に「寛容」なりベラルとの敵対を強調し「再包摂」したのである。つまり「新しい」保守派が推進するネオリベラル政策が社会的な不安や不満を醸成し、それが排外主義運動の養

分になっていくという「悪循環」が生じたのである。この「悪循環」こそが、旧来の保守と「新しい保守」を分かつ決定的な契機とも言える。

日本においてこうした「悪循環」が萌芽しあらわるのは、ネオリベラリズムとグローバル化の影響が日本社会で顕在化し、「格差社会」が議論されはじめる21世紀初頭からである。またこれと軌を一にして、石原東京都知事の登場、北朝鮮拉致問題を梃子にした保守派の台頭、小泉劇場政治の登場といった、大衆扇動的な政治が本格的に展開しはじめる。

従来型の保守主義運動のなかから、排外主義的傾向を前景化させた言説や運動が姿をみせはじめのもこの時期であり、とりわけ拉致問題で国内世論が排外主義的風潮につつまれたことを背景に、若年層を中心とした「ネット右翼」の存在が注目されるようになる。(もっとも、このことをもって最近の若年層の保守化、排外主義化がいわれるが、世論調査などをみても若年層が特段排外主義、保守的傾向を示しているという根拠はない。扇動的な政治を加速させるインターネットに、若年層が他年齢階層よりもアクセスしやすいことが、「若者の保守化」という理解に拍車をかけたと思われる)。

「ネット右翼」の特性は、若年層の保守化をあらわしたというよりも、むしろこれまで企業や地域共同体のなかで差別的言動を「密教」的に、つまり共同体内部に封じ込めていたのに対して、「顕教」的に、つまり公共空間に公然化したことにある。保守的な共同体志向から変革志向の啓蒙運動へと転換を遂げるうえで、この差別の「顕教化」という契機は不可欠であった。つまり所与の差別意識を共同体の内側で共有しているということと、差別を表明する「扇動」により共感を広げるというのはやや別の性格のものであり、かかる扇動が公共空間における大衆的な支持調達に有効であるという「信念」が経験的に裏付けられたこそが、現在の排外主義運動の質と方向を規定していると思われる。

このように2000年代にはいり、ネオリベラリ

ズムと扇動政治の登場という舞台設定が整い、日本の「新しい」排外主義運動は登場した。戦後日本はもともと排外的な性格が強い国家と社会の構造をもっていたが、それを支えてきた保守主義が衰退し変容を迫られ、新たな担い手としてこの排外主義運動が登場したとも言い換えられるだろう。2000年代初頭頃から、『諸君』や『正論』『WILL』といった保守系論壇誌が、「ネット右翼」を積極的にとりあげはじめたのも、こうした保守の再編戦略に則ったものだった。

このような新たな右翼運動＝排外主義運動の台頭をうけ、現在、社会統制の必要性が活発に論じられているわけだが、これを検討するためにはまず、日本における社会統制がどのように展開してきたのかを明らかにしなければならない。

II 90年代からすすむ日本の「治安国家」化と国家の再定義

(1) 社会統制の強まり

国家による市民社会への統制強化については、2013年に制定された特定秘密保護法にみられるような戦時体制の確立を目指す立法にとどまらない。とりわけ結社規制については、1991年に制定された暴力団の構成員を構成要件とする「暴力団対策法」、1999年に制定されたオウム真理教による地下鉄サリン事件などをうけて制定された「団体規制法」と「組織犯罪対策法」、また2011年までに各都道府県で制定された「暴力団排除条例」などが立て続けに制定されている。このような結社規制のターゲットは、冷戦下においては潜在的に国家転覆を図るとされた共産主義団体であった。しかしながら冷戦崩壊後は共産主義団体への規制は後景に退き、冷戦下では合法集団であった暴力団や、オウム真理教、あるいは2011年の対テロ戦争以後にはイスラム団体といった新たに登場した敵対分子へと、監視と取り締まりのターゲットがシフトしていったのである。

アメリカ合衆国でも1990年以降、テロ対策を主眼に据えた新たな結社規制法の制定、あるいは

制定の試みがなされてきた。この90年代における日米の法制定ラッシュは、治安から乱勢力への現実的対処にとどまらず、大局的には冷戦崩壊とグローバル化という国内外の秩序の変化をうけた、国家の敵対性の再設定による国家の正統性の再定義にむけた動きとみなすことができるだろう。

新たな治安法制は、社会的、経済的条件の変化に国家がそのまま対応して制定されるのではなく、それは社会的、政治的、歴史的ヘゲモニーの競合関係に規定される²⁾。

日本の場合は、派出所、駐在所体制によるネットワーク型監視システムや、行政警察権の強さという点からも、伝統的に警察の市民社会への浸透度は深い³⁾。他方で、通信傍受法は1999年にやっと制定されたものの、適用範囲は大きく限定されており、共謀罪については幾度も制定が試みられたものの未だ実現していない。これらの捜査権限は、アメリカ合衆国では伝統的なものであり、2000年代には愛國者法のもとで強化され、広範囲な執行がなされた。それに比べれば、2000年代の日本の治安法の展開過程はかなり異なったコースを歩んだとも言えるのである。

このように日本は、行政権にもとづく市民社会への介入は伝統的に「強い」ものの、司法的な介入権限は、他の先進国に比べて依然「弱い」という特殊な治安体制である。そしてこのことは、歴史的には、1950年代の破壊活動防止法反対闘争や、安保闘争の前哨戦として大規模な闘争に発展した1958年の警察官職務執行法反対闘争が、戦前型への復帰をめざす保守支配層と、戦後日本国憲法体制のもとで形成された市民的自由の価値観をもとに、苛烈な弾圧と過剰な社会統制をおこなった戦前型の警察・司法への復古を拒絶する反対運動との対抗のもとで、対立軸が形成されたことに起因している。50年をへた現在でも、新たな治安法の制定が試みられるにあたっては、常に治安維持法に象徴される「戦前の苛烈な弾圧の記憶」が想起され、運動の枠組みを超えた国民的規範としてマスコミをも掴んできた。そしてこの規

範が今もなお保守政治をもつかんでいるのは、ネオリベラリズムを推進した小泉純一郎が、2005年に「平成の治安維持法をつくった総理といわれたくない」という理由から、共謀罪の国会上程を拒否したことからも見て取れる。特定機密保護法制定反対運動もこのような規範にもとづく運動であり、かかる国民的な規範は、治安法の「現代国家化＝普通の国」への強化を阻むものとしていまなお対抗軸をつくりあげていると思われる。

(2) 社会統制をめぐる二つのアプローチ

このように、日本の冷戦崩壊後の治安法の展開過程は、ひとしなみに一路「治安国家化」がすすんだわけではなく、結社規制は大いに推進され、共謀罪、通信傍受法といった類の司法的規制についてでは制定・運用がゆるやかという跛行的展開をしたと思われる。そしてこれは、かかる「自由主義」的な国民的規範が、「国民的なもの＝多数派」に対するものとみなされる社会統制には反発するものの、結社規制の対象となるような「不人気な」あるいは「少数派」への社会統制に対してはさほど反応しないということでもある。

またこうした国民的規範は、少数派や社会的弱者の権利保護のための公権力の介入が国民的＝多数派の市民的自由の縮減につながるとみなされた場合には、介入強化とみなして反発する傾向をもっているということでもある。

これまで述べたように、1990年代は日米とともにポスト冷戦期における敵対性の再設定と国家の正統性の再定義を動因とする新たな治安法の制定がなされてきた。と同時に90年代以後は、「国家の安全」ではなく「人権」というアプローチからの公権力による社会統制を求める政策制度が本格的に提案されはじめた時代でもあった。2002年的小泉内閣では、人種等の属性にもとづく不当な差別的取り扱い、差別的言動に対する救済を規定した「人権擁護法案」が上程された。結果的に同法案は反対世論をうけて廃案となり、その後も検討はつづけられてはいるが制定の見通しは立っていない。同法案に対しては、所管や人員上の不備

といった技術的な面からの批判もあったものの、マスコミを含む保革を問わずおこなわれた反対キャンペーンでは、「表現・言論の自由への侵害」、「治安維持法の再来」といった「国家の安全」にもとづく公権力による社会統制と同一視するものが際立つのである。

こうして1990年代以後の日本では、「国家の安全」をめぐる治安法制の立法化のみならず、差別的言動に対する「人権」の観点からの社会統制の試みが登場したのである。

III ヘイトスピーチ規制と 国民統合の再編

ヘイトスピーチとレイシズムに反対する団体「のりこえネット」によれば、2013年以降、判明しているだけで年360件以上街頭においてヘイトスピーチを唱えるデモが行われてきた⁴⁾。2009年12月には、京都朝鮮初級学校に「在特会」をはじめとするレイリスト集団が押しかけ、猖獗を極める街頭宣伝活動を行い、生徒たちに激しい心的被害をもたらした⁵⁾。こうした深刻な事態が生じたからこそ、マイノリティの心的、物理的被害を生み、かれらの「自由」を萎縮させる差別扇動的表現を、行政的、司法的に規制すべきであるという主張が活発化したのである。

もっとも、2014年現在、こうしたヘイトスピーチ法制が立法化、上程されたわけでもなく、また規制を推進する側の意見もその内容について一致がみられるわけではない。しかしながら仮にこのヘイト規制が、扇動規制、結社規制という法形態をとるとしたならば、それは、構成要件は異なるものの同じ治安法制の性格を有するものに類別されることになる。したがってかかる法が制定されたならば、これまで自明なものとされてきた「市民的自由」は部分的に制限を課されることになる。

ヘイトスピーチ規制はかりにそれが扇動、結社規制のかたちをとる場合には治安法制に該当するわけだから、当然、表現の自由を重視する立場か

らは古典的な治安法制反対のロジックが動員されることになる。小谷順子は規制消極論を以下のように整理している⁶⁾。①政府または議会多数派にとって不都合または不愉快な題材や視点の表現を禁止する立法が行われるおそれ（恣意的な立法のおそれ）、②適切な意図で設けられた立法であっても実際の運用において政府または法執行部門が嫌う表現のみに適用されてしまうおそれ（恣意的な運用のおそれ）、③新たな表現内容規制立法がひとつ成立することによって表現内容規制の立法化のハードルが下がって表現内容規制が乱発するおそれ（規制乱発のおそれ）である。

だがまず、こうした規制消極論はあくまで「予想」に過ぎず、根拠はない。ヘイトスピーチ規制が定着している歐州のほうは日本よりも表現の自由が萎縮しているとは言えないからだ。これは「実際にやってみなければ」その妥当性を検証することはできないものだ。そして恣意的な運用による表現規制に対しては、これまで常にそうであったように不斷の社会的圧力が必要であり、ヘイト規制が立法化されようがされまいが、それに変わりはない。

こうした「保守的」な規制消極論に対しては、アメリカ合衆国のプラグマティストの連邦最高裁判事オリバー・ワインデル・ホームズが1919年防諜法違反事件（Abrams v. U. S.）の合憲判決に反対する意見のなかでのちに表現の自由の憲法審査基準となる定義を提示しつつ述べたことが想起される：

「これこそ、合衆国憲法の理論にほかならない。あたかもあらゆる人の生がひとつの実験[experiment]であるように、これもまた実験なのである。われわれは…未だ覚束ないままの予言的なものを、賭金にしなければならないのである。」

ホームズの表現の自由をめぐる憲法審査基準は、19世紀末からの革新主義の台頭と総力体制の登場というアメリカ合衆国の国民統合の変化に対する「実験」として提示された。そして現代日本におけるヘイトスピーチ規制も、法技術的な問

題にとどまらず、現代日本の国家と社会の変容を受けた「実験」として提示されているのである。これに関して、社会学者の森千香子が示唆的な議論をしている。森は、フランスの事例を参照しつつ、在特会のヘイトスピーチやフランスのムスリム移民へのバッシングの暴力の意味についてこう論じる。「在日朝鮮人やフランスの移民の社会進出がすすみ…以前に比べると「対等」に近づきつつあるという現実を示すものもある。力関係が以前より拮抗しつつあるからこそ、マジョリティの「逆ギレ」がいっそう強まっているとも考えられるのである。…その意味でヘイトスピーチの嵐は、平等にまであと一歩近づいている、という意味でポジティブな徵なのである。だが同時にこのような憎悪の渦は当事者を傷つけ、恐ろしい暴力の危険にさらし、絶望の淵に追いつめている」⁷⁾。

つまり森の議論に従うならば、ヘイトスピーチ規制は、治安国家化のコンテクストではなく、まさにマイノリティの主体的社会進出をめぐる闘争の力が「国家に押し付ける」かたちで登場したのである。

欧米各国のヘイトスピーチ規制を歴史的、比較論的に検討したエリック・ブライシュが結論づけるように、ヘイト規制は「ある特定の歴史的な転換点において、政治的、社会的、文化的、制度的な要素が収斂しているということである。様々な要素が重大な歴史的転換点で合流することによって、事後的に見ると想像できないほどきわめて不確実な経路から、結果が生み出されて」きた⁸⁾。このような社会的諸力の力学から社会統制を捉えるヘゲモニー論的アプローチからすれば、日本がこれまでヘイトスピーチ規制を制定してこなかった理由は、日本国憲法21条の文言上の規定にのみ帰することはできないだろう。問われなければならないのは、これまでも差別表現は——主に部落問題などで——社会問題化されてきたにもかかわらず、なぜ「表現の自由」と少数派の権利との競合をめぐる憲法審査が進展してこなかったか、である。

1960年代に欧洲でヘイト規制がすすみ、日本

ではそうならなかった理由のひとつとしては、この高度成長期に欧洲では移民を中心とした国内外の労働力移動の激化あったのに対して、日本の場合は、かかる労働力移動が基本的に、国内の農村から都市への移動で完了し、人種間、民族間の軋轢と再統合の圧力が脆弱だったことがあげられるだろう。このように形成された「弱い現代国家」における国民統合様式は、イギリスのような「統合主義的」な政策と、日本のような「同化／排除主義的」政策の違いをもたらしている。日本の表現の自由の特殊な展開の歴史的背景にはまさにこうした「同化／排除主義的」な国民統合様式がある。そして冷戦後に登場した「政治的に形成された」レイシズム運動は、多文化主義と人種的、民族的多様性を容認する統合主義的な国民統合への変化を推しとどめるバックラッシュとして機能している。

もう一つの理由は、少なくとも経緯としては、欧洲ではヘイト規制が福祉国家の形成・確立とほぼ同時に制定され、他方で比較上非福祉国家に分類されるアメリカ合衆国、日本では、かかる規制がなされなかったという事実である。つまり国家規制による分配上の正義、公正が重視される国家レジュームと、自由競争が重視される国家レジュームとの差異が、ヘイト規制制定の有無の背景にあると思われるのだ。現在の日本の社会では、より自由経済と自由競争を推進し、それにもとづく国民統合の再編を図ろうとするネオリベラル路線と、再分配を強化しより公正かつ平等な国民統合を実現しようという路線がせめぎあっている。ヘイトスピーチ規制が、こうした国民統合の再編のプロセスのなかで提起されたのことは留意しなければならない。

このように日本社会では、現在、国家が不可避的な再編を迫られているなかで、ネオリベラリズムによる社会の分裂に対して抵抗しつつ、他方で社会の同質性を突き崩しより多様性を保障する公正な社会をつくりあげていくという攻防が政治的、社会的、経済的、文化的さまざまな局面で繰り広げられている。ヘイト規制をめぐる論争もま

た、この攻防の文脈のなかにある。そのことを踏まえることなく、既成の法技術論からのみヘイト規制を論じることはもはやできないのである。特定秘密保護法型の社会統制が目指す「普通の国家」は、市民的自由を制限する国家統制に他ならないが、ヘイトスピーチ規制型の社会統制が目指す「普通の国家」は平等と公正にもとづく市民的自由の再編であり、各々を支持する政治的、社会的、文化的諸力は本来対立的である。われわれは「現代国家」、すなわちさまざまな社会統制が国民的平等や公正を一定水準で実現した社会国家、福祉国家を経験し、そしていまはネオリベラリズムによるその解体という攻防の局面にいる。この局面においてはもはや「あらゆる社会統制は抑圧である」という神話を捨て去らなければならないのではないか。

社会統制はもたざる者や弱者やマイノリティを排除するためだけにあるわけではない。それらはまた、弱者やマイノリティを周囲から守るためにも使われうる。それがいかなる方向に作用するかは、誰がそれを必要とし、「誰にたいして門が開かれているか」によるのである⁹⁾。

注

- 1) 拙稿、「1990年代米国の治安国家化と政治秩序—96年テロ対策法制定をめぐる政治的対抗」、『一橋論叢』、2006年2月、日本評論社、184-189頁。
- 2) エリック・ブライシュ、明戸隆浩他訳『ヘイトスピーチ』明石書店、2013年、239頁。
- 3) 渡辺治、「グローバル化・『強い国家』政策と現代警察のねらい」小倉利丸編『グローバル化と監視警察国家への抵抗』、樹花社、2005年、24-61頁。
- 4) 師岡康子「包括的人種差別禁止法制定に向けて」、『世界』、2014年11月号、80頁。
- 5) 中村一成「ヘイト・スピーチとその被害」、金尚均編、『ヘイト・スピーチの法的研究』法律文化社、2014年、35-52頁。
- 6) 小谷順子「表現の自由の限界」、同前『ヘイト・スピーチの法的研究』、94頁。
- 7) 森千香子「ヘイト・スピーチとレイシズムの関係性」、同前、『ヘイト・スピーチの法的研究』、15-16頁。
- 8) エリック・ブライシュ、明戸隆浩他訳『ヘイトスピーチ』、明石書店、2013年、239頁。
- 9) ジョック・ヤング、青木秀男監訳、『排除型社会—後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版、2007年、485-486頁。

(きのした ちがや 明治学院大学 政治学)

特集 I

現代日本の「右傾化」を問う

「安定」した一強支配か、不安定な二大政党政治下でのポピュリズムの激発か

小堀 真裕

強い「参議院」を持つ日本の二院制では、二大政党が対決する政治は即座に何もかも止まる「ねじれ」国会を引き起こし、そこではポピュリズムによる議会政治の機能不全が批判される。その後には、安倍政権のような一党主導の圧倒的な政権が待っている。その悪循環を止めるためにも、国民や政党に統治の「知恵」が求められる。

はじめに

筆者は、この間、イギリス型政治モデルと日本政治の比較、及び他の国々との政治モデルとの比較に関心を抱き、『ウェストミンスター・モデルの変容』（法律文化社）と『国会改造論：憲法・選挙制度・ねじれ』（文春新書）を刊行してきた。その後、2013年に参議院選挙、2014年衆議院選挙を経た日本政治における自公の「安定」政権と、2012年までの「不安定な」二大政党政治を評価した結果、今後、日本政治が進みうる上で、①自公が他党を圧倒する「安定した」政権か、②自公とそれに対抗する野党による「極めて不安定な二大政党政治」かのいずれかしか道はなく、特に②の状況では「ねじれ国会」により多くの法案が通らない状況となり、その結果、その議会政治の機能不全状態の中で、橋下徹（現大阪市長）らのような「ポピュリズム」が台頭する一層不安定な状況を迎えるのではないかという危惧を抱いている。

論文という場において、将来の政治を予想することは不可能であり、かつ危険なことでもあるので、以下では、特に、なぜ既存の日本の政治制度において、政権交代があり、なおかつ安定した「イギリス的な」二大政党政治が、日本において不可能に近いのかを論じたい。

I 日本国憲法が規定した議会制民主主義

ここではまず、日本国憲法で定められた議会制民主主義の形を確認しておきたい。まず、憲法42条によって、日本の国会は衆議院と参議院で構成されることが述べられている。ちなみに、比較論的分類から見れば、衆議院は下院と呼ばれ、参議院は上院と呼ばれる。次いで、43条では、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と書かれた。日本国憲法制定後に参議院議員の選出方法に関する法案を立案していく過程では、地方代表による選挙も、43条の「選挙」に含まれるという考え方も出されたことはあったが、結局採用されず、参議院も国民による直接選挙となった。今後、参議院の改革も論じられるかもしれないが、直接選挙による参議院選出の長い歴史が既に出来てしまったので、これを地方代表による間接選挙に戻すということは、現実的ではないだろう。

憲法45条では、「衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する」と書かれる一方、46条において、「参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する」と書かれ、衆議院にのみ任期途中解散という制度が導入されることになった。後に見るように、こうした二院制は、先

進諸国の中でも珍しい。59条においては、国会に提出された法律案は、「両議院で可決したとき法律となる」と、この点において両院が対等であることを示したが、「衆議院で可決し、参議院でこれと異なる議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる」とも規定した。なお、この方法は米国議会が大統領拒否権を覆す方法を参考にしたと言われている（佐藤達夫 1964, 768-9 頁）。

60条では、1項で衆議院に予算の先議権が認められ、2項で「予算について、参議院で衆議院と異なる議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする」とした。

61条では、条約についても、上記60条2項を準用とした。また、67条で、首相の指名においても、衆議院が参議院と意見を異にする場合に、両院協議会を開いたうえでも両院の意見が一致しないならば、衆議院の議決を国会の議決とすることができるとされた。

こうした法律案、予算の議決、条約の承認、首班指名に関して、衆議院が参議院を上記のような手続きで優越することができることをもって、「衆議院の優越」と説明される。

しかし、ここでいくつかの問題点を指摘しておきたい。まず、法律案の議決であるが、これは、「衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したとき」に、参議院が異なる議決をしても、衆議院の議決を国会の議決とができるのであって、そのためには、政権党が衆議院で3分の2以上の議席を有していることが、条件となる。小選挙区比例代表並立制で選挙が行われた7回の衆議院選挙結果においては、政権党が衆議院の3分の2以上が得られたのは、4回だけである。しかも、この4回の時期において、与党が3分の2の多数を使って衆議院再可決で法案を通したのは、2007年の5例と、2013年の1例のみで

ある。日本の国会においては、毎年常会（通常国会）が行われ、そこだけでも100近く法案が審議にかけられ、80%以上が成立することが多いが、衆議院再可決という方法で成立させられるのは、そのうちの数例であるので、これを多用して国会運営することは現実的ではない。

また、日本の国会においては、予算は衆議院のみで事実上決定できる。しかし、これは純粹に予算のみであって、赤字国債発行法案は予算に入らない。日本の一般予算の歳入の約半分程度が赤字国債であることは、よく知られている。つまり、これが意味することは、政権は赤字国債発行法案可決なくしては、国の財政を運営できないということである。実際、当時野党であった自民党・公明党は、2011年は民主党菅政権に、2012年は野田政権に、赤字国債発行法案の否決方針を表明することで、窮地に追い込んだ。

このように見えてくると、日本国憲法における「衆議院の優越」というものは、実質的には機能する余地が非常に小さく、絵に描いた餅に等しい。たしかに、首相の指名は、衆議院の議決が通るもの、その首相が取り組まなければならない政権運営自体は、「ねじれ国会」状態にあっては、参議院によって阻まれることが多い。このことは、とりもなおさず、イギリス的な下院決定的議会運営を行うことが日本においては困難であることを例証すると言えるだろう。

II 日本二院制と各国二院制との比較

このように、衆議院と参議院からなる日本の二院制であるが、両議院が作られた由来は異なる。

第1に、日本の衆議院についてであるが、衆議院は、その院内の閣僚席や半円形の議員席などや、明治憲法における元々の起源などから見て、プロシア、後のドイツ帝国から多くの影響を受けたことが論じられてきた。しかし、上記に見たような予算、首相指名、条約などに関して下院である衆議院が参議院に対して優越する形や、衆議院

の解散が、「内閣の助言と承認」により、天皇の国事行為として行われる点などは、1946年2月から3月にかけて、松本烝治や佐藤達夫など日本側の提案が通る形で、日本国憲法に盛り込まれた。彼らの残した証言や書物などによると、衆議院のこれらの部分は、イギリス憲法から学んだものと説明された（佐藤 1994, 81頁；入江 1976, 233頁）。

もっとも、イギリスにおける憲法は、日本国憲法のような成文憲法ではなく、マグナ・カルタや1628年の権利の請願などの歴史的文書、1689年の権利の章典、1911年・1949年議会法、1998年人権法などの議会制定法、そして議会慣習などからなる。議会慣習は、19世紀に庶民院事務官 the Clerk of the House of Commons を長く務めたアースキン・メイ以来、『議会先例 Parliamentary Practice』として整備され、この書物は、メイの名前を取って、現代イギリスにおいても、『アースキン・メイ』と呼ばれ、政治家や法学者の中でも知らないものはいないほどの権威を持つ書物となっている。ただ、この『アースキン・メイ』にも載っていない諸慣習も存在している。

また、日本国憲法制定時には、諸慣習からなるイギリス憲法の諸原則が十分に理解されて日本国憲法に反映されたわけでもなかった。特に問題であったのは、日本国憲法が60条2項で、下院衆議院の可決によって自動成立できる事項を「予算」に限定したことであった。1946年当時に憲法草案に深くかかわった松本烝治や佐藤達夫らも、「衆議院の優越」に関しては、イギリスを参考としたと明言してきたことからすれば、日本国憲法における「予算」とイギリス1911年議会法における「金銭法案」Money Billとを、ほぼ同じく考えていたということになる（内閣発行・法制局閲、1946年、40-41頁）。

しかし、イギリスにおいては下院の優越が、いわゆる「金銭法案」だけではなく、新税、増減税、国債発行など財政領域の全体にわたっていたが、上記松本烝治や佐藤達夫も、当時憲法草案に関わった憲法学者宮澤俊義も、イギリス憲法にお

けるこうした幅広い財政領域にわたる下院の優越を理解していた形跡はない。新税、増減税、国債発行までも「下院の優越」の下においていたのは、1911年議会法ではなく、その後の二院の間で築かれた慣習によるもので、実定法上には何も根拠はない。イギリスでは、1909年に自由党政権が提出し、下院庶民院で可決された「歳入法案」the Finance Billを、貴族院が長年の慣習を破つて否決したが、その後、「歳入法案」が「金銭法案」とならない場合でも、貴族院は採決もせずに歳入法案を承認してきた。イギリスでは、新税、増減税、国債発行も全て歳入法案に入れられ、個別の法案などは通常作られない。こうした慣習によって、イギリスの議会では下院庶民院が財政運営については、この100年間貴族院から異議を唱えられることなく運営されてきた（小堀 2013, 112-116頁）。

つまり、日本国憲法は、イギリス議会の諸原則の内で最も重要な部分である、財政法案に関する下院の優越を学ぶことに失敗して、その制度を輸入してしまった。

第2に、参議院については、事実上、米国の参議院をモデルとして導入されたということができる。この点に関しては、松本烝治や佐藤達夫などの日本国憲法制定時の日本側の関係者自身が書き残したわけではない。しかし、その制度的特徴を見た場合、米国の上院「元老院」Senateは、議員は6年任期で2年ごとに三分の一が改選される。米国の議会には、上下両院とも解散はない。日本の参議院の場合は、3年に1度の半数改選となっているが、これは、米国上院から制度を学んだことが明確となっているオーストラリア上院と同じである（Irving 1999, pp. 62-76）。

ただ、これは、おそらく日本の草案者たちも理解していたはずであるが、米国憲法の考え方は、立法・司法・行政の三権の間だけではなく、上下両院の間においても、権力を拮抗させるチェック・アンド・バランスの原則が強い。実際、米国大統領は、上下どちらか、あるいは両方の院の多

数を失っているときも多い。こうした状況は、1787年の合衆国憲法制定に至る過程でも十分想定されていたし、むしろ、合衆国憲法の草案者たちはそれを望んだ。起草者の一人であるアレグザンダー・ハミルトンは、「多数者の専制」の防御策としての上院の役割に期待した（A・ハミルトン、J・ジェイ、J・マディソン 1991, 308 頁）。しかし、それは、言い換えれば、上院の「ねじれ」の力に期待したということもできる。

なお、米国では、こうした上下両院の「ねじれ」が政治や経済に深刻な影響をもたらす可能性はもちろんあったが、米国における政党の「弱さ」にも助けられて、長い間あまり問題は顕在化してこなかった。例えば、1960年代から70年代にかけては、民主党の過半数以上が賛成し、共和党の過半数以上が反対した、あるいは、その逆の採決は、30%から50%の間で、ほとんど政党対決の形になっていない（William T. Bianco and David T. Canon 2011, pp. 370-376）。

このような政党の弱さによって、米国では、民主・共和両党の間での交渉によって法案を修正させたりすることで、「ねじれ」状態が深刻となることを避けてきた。もっとも、近年では民主党がよりリベラルな志向を強め、逆に、共和党がティー・パーティーなどに引きずられる形で右傾化を強めており、二大政党の政策の溝は広がりつつある。その結果、1995年に民主党クリントン政権下では、予算法案が可決されないことにより、「政府閉鎖」という事態が起り、2011年・12年のオバマ政権の下では、直前に回避されたが、同様の「政府閉鎖」が目前に迫ったこともあった。

つまり、日本の場合は、「ねじれ」に強いイギリス下院の特徴を中途半端に導入する一方で、「ねじれ」を引き起こしやすい米国型上院を対置していたことが分かる。

日本国憲法に関しては、「押し付け」憲法という批判がよくなされるが、この二院制の部分に関しては、その立案の思想も、実際の起草も、全て日本側の責任においてなされている。もともと、

連合国総司令部（GHQ）は、1946年2月13日に「マッカーサー草案」を日本に提示した段階では、貴族院を廃止して一院制にする案でまとまっていた。それを猛然と批判し、参議院が必要であることを強硬に主張したのは、当時憲法担当大臣であった松本烝治であった（佐藤 1994, 50 頁）。この松本烝治の主張は、同年3月5日にGHQへと届けられた憲法改正案（「三月二日案」）の「説明書」に明瞭であったが、上記のマディソンと同じく、「多数派の横暴」をチェックするためには、上院の存在が不可欠であるという認識を持っていた（佐藤 1994, 91-92 頁）。

こうした英米の政治システムを部分的に輸入し、日本的にミックスした実際の効果は、主としては、1955年から始まる自民党の長期政権、そして1993年以後は自民党を中心とした連立政権が衆参において多数を占めていたがために、顕在化することはなかった。ただし、2007年参議院選挙での自公政権の敗北による「ねじれ」発生以降は、法案成立率の低下や約一年ごとの首相交代などに見られる議会政治の停滞という様相を生み出した。

なお、このような日本的なミックスによって、二院が別時期に選挙を行うという、先進諸国の中では珍しい政治システムが生み出された。OECDに加盟する34カ国に、未加盟のロシアを加えても、二院制を取り、その両院を別時期に選挙する国は、日本とチェコ共和国しかない。チェコの場合、両院は別々の年に選挙されるが、両院の選挙は固定任期によるもので、任期途中の解散はない。また、チェコは旧社会主义国で90年代からしか議会制民主主義の歴史がないので、ある程度の歴史がある二院制の国で、二院を全く別時期に選挙している国は、日本だけと言って良いであろう（小堀 2013, 125 頁）。

さらに日本の議会制度で特色があるのは、その解散権の用いられ方である。日本国憲法では、衆議院の解散は、「内閣の助言と承認」により、天皇の国事行為として行われるが、昨年2014年11月に安倍首相が突然解散・衆議院選挙を行ったよ

うに、この仕組みも、実際には、現在の日本では首相の「専権事項」であると見られることも多い。なお、憲法のこの部分も、イギリスを参考として作られたものであると言われている。

しかし、こうした、いわゆる「自由な解散権行使」は、実際には世界的にはあまり多くなく、1993年にベルギーが廃止し、「自由な解散権行使」の母国であるイギリスが2011年に廃止した。他の国々では、そもそも米国やノルウェーのように議会解散の仕組みが全くない国や、スウェーデンやドイツのように不信任決議が成立しないと解散できない国も多い。また、首相に解散権がある場合でも、君主やその代理人の総督（オーストラリアやニュージーランド、カナダなど）や大統領と相談しなければならない場合（イタリアなど）もあり、完全に首相一人に権限が集中していることも多くない。さらに、実際に任期途中で解散できる権限が首相や大統領にあったとしても、実際には、その権限は「自由に」自党や政権に有利なポイントで使われることはあまりない。それは、世界的に連立政権が多く、首相などが自党に有利なポイントで解散しようとしても、連立他党には有利でなかったり、たとえ有利であっても、ヨーロッパなどでは比例代表制で選挙をする国が多く、首相政党が自党に有利なポイントで解散をしても、一党で政権が取れる見込みがあまりないからである。実際、この30年程度の歴史を振り返ってみた場合、OECD34ヵ国で「自由な解散権行使」を実际に行っている国は、カナダ、デンマーク、ギリシャ、そして日本の4か国のみである。

さらに日本の場合、こうした「自由な解散権行使」を行っても、実は問題点が残る。2005年には郵政民営化を争点として、解散・衆議院選挙によって、自公政権は圧勝して、郵政民営化法案を否決した参議院から譲歩を引き出すことができた。しかし、もし、この勝利が僅差のものとなつたり、勝利はしたものの与党が現有議席をかなり減らしたりしたら、どうなるであろうか。参議院の態度が必ず変わるとは言い切れないであろう。

なお、日本のように、議院内閣制という政治システムを取り、なおかつ二院制であるという国は、あまり多くはない。日本以外では、スペイン、イタリア、ベルギー、オーストラリアだけである。この中で、日本は、いずれの国にもない特徴を持っている。それは、解散できない上院である。しかし、残念ながら、日本では、憲法学者の大石眞が国会で、一般的に上院には解散がないという明らかに間違った説明を度々行っている。

スペインは、フランコ政権による独裁が終わった後、1970年代から議院内閣制が復活したが、それ以来常に国政選挙は二院同時に行われており、下院の解散とともに上院が解散し、これは憲法にも書かれている。イタリアの場合は、憲法上の規定はないが、ムッソリーニ政権が崩壊して以後、1948年以降、全ての国政選挙は上下両院を解散して同時に実施されている。ベルギーの場合は、1919年以来、ナチによる占領を挟んで今日まで全ての国政選挙は上下両院で同時に実施され、下院の解散は上院の解散を伴うことが憲法上明記されている。オーストラリアは、日本と同じく、下院は任期途中の解散がある一方、上院は6年任期で半数を3年に1度改選しているが、このオーストラリアでも、1950年代から70年代にかけての20年間のうちに数度上下両院別の年に選挙を行った実績はあるが、それ以外は全ての国政選挙が上下両院同時に実施してきた。オーストラリアの場合にも上院の解散制度があり、下院において一定間隔をあけて再否決された法案がある場合には、国王代理人の総督が上下両院を解散することができる規定になっており、この選択肢はオーストラリアの歴史上でもたびたび使われてきた（小堀2013, 124-128頁）。

つまり、日本の二院制は、二院が対立する状態、すなわち「ねじれ」の状態に至った時にも、上院を解散することができないという点で、他の二院制を取る議院内閣制諸国と比べて、非常に特徴を持った制度になっているわけである。

III 安定した一党支配か、 不安定な二大政党政治か

上記のような各国の議会制度との比較で分かることは、衆議院の優越規定の弱さと合わさって、日本の参議院は、ひとたび野党が支配することができれば、解散されることもなく、他のどの国よりも政府を左右することができる「強い上院」であるということである。この実態が、自民党長期政権あるいは自公政権によって顕在化せず、憲法学における「衆議院の優越」理解によって、直視されてこなかったと言える。

しかし、2007年から2009年、2010年から2013年までの二つの「ねじれ」国会は、この眠っていた参議院の拒否機能を顕在化させた。それは、主として、法案成立率の低下となって表れてきた。日本国会の常会での数字に基づくと、2007年以降の「ねじれ」国会までは法案成立率は80%を割ったことはほとんどないのに対して、福田政権時の「ねじれ」国会において法案成立率は70%台に落ち込み、鳩山政権時と野田政権時の「ねじれ」の時には50%台にまで落ち込んだ。

ところで、日本においては、55年体制以降、89年から90年代にも「ねじれ」国会の経験がある。しかし、この時には、2007-09年、2010-13年までの「ねじれ」国会ほどの法案成立率の低下が起こったわけではなかった。この時は、野党第一党であった日本社会党が自民党に譲歩する形で、多くの法案が成立した。日本で論争を呼び起こしたPKO法案もこの一つであったが、牛歩戦術などで時間を要したが成立した。

90年代と21世紀の「ねじれ」国会の様相を大きく異ならせた要素は何か。筆者は、小選挙区制がその要因であると考える。小選挙区制は、1人しか当選しないため、野党第一党は自民・公明を凌駕するつもりで戦わなければ、惨敗が待っている。勝っても負けても影響力ある野党第一党に安住した日本社会党的な立場はもう取れなくなってしまったわけである。その結果、野党第一党の民

主党は、90年代の「ねじれ」国会で日本社会党が自民党に譲歩したのとは逆に、徹底して自民党と対立し、国会同意人事を何度も否決し、何度も参議院で首相問責決議を挙げることになった。

しかし、この徹底した対立の一方で、自公政権と対峙するためのイデオロギー的な軸は、1990年代の旧社会主義政権の崩壊とその後の新自由主義の隆盛の中で、消え去ってしまった。そのため、民主党は、右でも左でもなく、「官僚支配」に狙いを定めて一度は政権を獲得できたが、結局「官僚支配」を正せば出てくるはずの「財源」は、出てこなかった。また、「官僚支配」攻撃以外の点では、民主党は自民党・公明党と基本政策で合意できるほどの近さであり、実際に消費税増税をはじめとする「三党合意」が2012年に結ばれた。

このように、政権を取るために、政局、スキャンダル、「ねじれ」を徹底的に利用し、政権支持率の低下を狙うことと、政策に関しては、民主党と自公政権への近さが同居するという状態とが、この10年の政治の中には存在した。そして、その民主党政権が2010年参議院選挙で敗れることで「ねじれ」が復活し、今度は、自民・公明両党を始めとした攻撃の前に大幅に支持率を低下させる結果となり、2012年11月に解散に追い込まれ、衆議院選挙に敗北し、政権が再び交代した。

このように見るならば、現憲法の議会制度が変わらず、現在の小選挙区制優位の衆議院選挙制度を採用し続け、衆参別時期に選挙を行うという形が取られる限り、自公のような大勢力が衆參多数を占める「一強」状態か、自公と、それに対抗する勢力との間で、「『ねじれ』を伴う非常に不安定な二大政党政治」しか、日本には存在しえないとということになる。

小沢一郎や菅直人らがモデルとしたイギリス型の議会制民主主義では、下院庶民院の選挙（総選挙）に勝利して一度政権を握れば、5年間の安定政権が保証される。しかし、日本では参議院があるために、それは不可能である。日本では、衆参別時期選挙により、2000-2014年の15年間のうち11年が国政選挙の年であった。2年に1度を上回

るハイ・ペースで、おそらく先進諸国の中で最も頻繁に国政選挙が行われた国である。この頻繁に国政選挙が行われる国で、衆議院を圧倒的に制すれば安定政権ができるというイギリス的思考は、全く無意味でしかない。しかし、その無意味を、小沢一郎や菅直人たちは求めたのである。自民以外に一強政権が誕生し、安定的に衆参で多数を取るならばともかく、勢力が拮抗した二大政党や二大勢力による安定した二大政党政治は、これまでの「ねじれ」国会での与野党の際限なき闘いを前提とすれば、日本では不可能と言えるだろう。

IV 不安定な二大政党政治と ポピュリズムの激発の恐れ

もし仮に日本に政権交代があり、安定的な二大政党政治、ないしは、二大政党ブロック政治を実現するためには、二つしか方法がないと考える。一つは、それが実現できるように、日本国憲法を改正することである。それは財政問題に関する衆議院の優越を増すようにすること、そして、デッド・ロックに至った場合参議院を解散することができるようになると、その両方かいずれかを含む選択肢である。前者は、日本が学ぶことに失敗した、財政に関する完全な「下院の優越」であり、後者は、オーストラリア憲法が取る仕組みである。

しかし、議会制度に関して憲法改正案の合意を得ることは、困難であろうし、既に、日本国憲法下での政治実践の中で、参議院が果たしてきた役割を何らかの形であっても削ることは、相当の反対が予想されるであろう。

そこで、考えられるのは、もう一つの道である。それは、「衆議院の優越」の限界性をよく自覚し（ある意味で、それは間違いだったと捨て去り）、衆参対等を正面に据えて、世界一国政選挙の多い国日本に合致する形で、選挙ごとに連立を組みかえる（あるいは微修正する）方法であろう。また、野党はたとえ「ねじれ」の状況にある

場合でも、国会同意人事の否決連発や首相問責決議の連発を控え、赤字国債発行法案を「人質」に衆議院解散を求めるなどの「過激な」行動を抑えることが、慣習化されるべきであろう。赤字国債発行法案に関しては、2012年末に3年分を成立させるという異例な方法が用いられ、これに関しては、国債発行の拡大を止められないという批判もあったが、「衆議院の優越」の弱さを運用で改善していくという意味では、一つの方法であっただろう。

逆に、もし、「ねじれ」のたびに、再び野党の「過激な」行動が抑えられず増えていくと、国会は何も決められない状態となり、その時、ポピュリズム政党が隆盛を極めることになる。日本では、民主党政権末期の議会政治の機能不全時にポピュリスト政党が隆盛を極めたことは、偶然ではない。

さらに、選挙制度を改正することも重要である。小選挙区制は、数%で獲得議席数が大幅に変動する賭博性の高い選挙制度であり、これを使う限り、政局やスキャンダルを最大限に用いる戦略を野党（特に第一党）が取ることを誘発する。衆参対等で連立政権を中心に、政権を交代させるのではなく、組み替えていく発想に立つのであれば、このように賭博性の高い選挙制度を用いるのではなく、より賭博性が低く、少数も反映される比例代表制を中心に選挙制度を考えていくべきであろう。

これまでと同じ議会制度を持ち、同じ発想で、同じ行動パターンで政治が取り組まれるのであれば、いずれ、不安定な二大政党（ブロック）政治とポピュリズムの激発は不可避であろう。政治家と国民には、それを回避する政治運営の智恵が求められている。

引用文献

- [1] 入江俊郎（1976）『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』第一法規
- [2] 小堀眞裕（2012）『ウェストミンスター・モデルの変容：日本政治の「英国化」を問い直す』法律文化社

特集 I 現代日本の「右傾化」を問う

- [3] 小堀眞裕 (2013) 『国会改造論：憲法・選挙制度・ねじれ』文春新書
- [4] 佐藤達夫 (1964) 『日本国憲法成立史第二巻』有斐閣
- [5] 佐藤達夫著・佐藤功補訂 (1994) 『日本国憲法成立史第三巻』有斐閣。
- [6] 内閣発行・法制局編 (1946) 『新憲法の解説』高山書院
- [7] A・ハミルトン, J・ジェイ, J・マディソン (1991) 『ザ・フェデラリスト』(斎藤眞・武則忠見訳) 福村出版
- [8] Irving, Helen (1999). *To Constitute a Nation: a cultural history of Australia's Constitution*, Cambridge University Press.
- [9] William T. Bianco and David T. Canon (eds.) (2011) *American Politics Today*, Norton.

(こぼり まさひろ 所員 立命館大学)

特集によせて

2012年8月10日、消費税増税法とともに社会保障制度改革推進法が成立した。社会保障制度改革推進法は、公的年金制度（第5条）、医療保険制度（第6条）、介護保険制度（第7条）、少子化対策（第8条）を社会保障制度改革の基本方針とし、同法施行後1年以内に社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえて必要な法制上の措置を講ずるとしている。社会保障制度改革推進法では、「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう」、「家族相互及び国民相互の助け合い」、「主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てる」ことが、第2条の基本的考え方で明記されている。

この基本方針に沿って、社会保障制度改革国民会議は、2013年8月6日に最終報告書を提出し、同年12月5日には社会保障プログラム法（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律）が成立した。社会保障プログラム法では、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立のため、改革の検討項目と、改革の実施時期及び関連法案の国会提出時期の目途が示されている。例えば、公的年金制度については既に成立した年金関連法の着実な実施とマクロ経済スライドのあり方について、医療保険制度については国民健康保険の保険者・運営のあり方や在宅医療の推進などについて、介護保険制度については地域包括ケアシステムの構築や予防給付の見直しなどについて、少子化対策については既に成立した子ども・子育て関連法や待機児童解消加速化プランの着実な実施などについて取り上げられており、政府は個別の改革に必要な法改正を順次すすめていくことになる。特に、医療保険制度と介護保険制度の改革については、2014年6月18日に地域医療・介護総合確保推進法（地域

における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）が成立している。

また、介護報酬の改定とともに、社会福祉法人の内部留保についても議論されるようになっており、2011年11月22日の行政刷新会議の「提言型政策仕分け」において、「介護職員の処遇改善については、一時的な交付金よりも、介護報酬の中で対応すべき。あわせて、事業者の内部留保がある場合にはその活用を行うべき。これに関し、事業者の内部留保データやそれが適切な水準であるかどうかについて、介護報酬改定前までに行政刷新会議に報告すること」が提言された。これを受けて、同年12月5日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会で、「内部留保については、各自治体から提供のあった特別養護老人ホームの貸借対照表（平成22年度決算）をもとに集計したところ、特別養護老人ホーム1施設あたり平均3.1億円であった」と報告された。さらに、2013年5月2日に規制改革会議は、「保育に関する規制改革会議の見解」を発表し、「保育の質を確保するためにも、また公費投入の妥当性を判断するためにも、社会福祉法人の経営の透明性向上は必須である。認可基準上、業務・財務に関する情報は自主公表とされているが、経営の透明性を高めるために、社会福祉法人の経営情報を公表とともに、その内容を分かりやすく改善すべきである」と提言を行った。同年5月15日、厚生労働省は、保育所を含む全ての社会福祉法人の財務諸表を公表することを決めた。2015年度の介護報酬改定では、約10兆円の介護給付費の抑制と社会福祉法人の内部留保問題もあり、9年ぶりのマイナス改定（マイナス2.27%）となった。

今回の特集では、まず、藤井伸生論文では、

2012年8月10日に成立した子ども・子育て関連3法により、2015年4月よりスタートする子ども・子育て支援新制度について取り上げている。2017年4月に消費税の10%への引き上げが延期となり財源確保が心配されるなか、その問題点と課題について考察している。藤井は、新制度によって「悪くなることの方が多い」と捉えており、国及び自治体の責任と費用負担を後退させる保育政策が展開されようとしていると主張している。次いで、保育分野の規制緩和と介護報酬改定の議論の中で浮上してきた社会福祉法人の内部留保問題について、大松美樹雄論文では実際の財務諸表を分析することで、社会福祉法人は厳しい経営財務状態であると考察している。大松によると、社会医療法人を軸にして、国公立病院、国立大学法人、社会福祉法人等を集約した「ホールディングカンパニー型法人制度」（地域連携型医療法人）の設立が提唱され、一般企業との合弁企業も可能な形が検討されているが、上からの目線で地域社会の医療・福祉資源を各拠点に集約し経済効率化・広域再編しようとするものであり、住民自治原則にもとづく地域包括ケアシステムの構築にならないと主張している。さらに、佐藤卓利論文では、社会保障プログラム法で初めて法律の条文に明記されることになった地域包括ケアシステムの構築について考察している。佐藤論文では、医療モデルから生活モデルへと移行するなかで地域包括ケアシステムが必要となっているが、2014年度の診療報酬改定は病床の役割分化と在宅医療の推進の名のもとに、入院期間の短縮とベッドの回転率を高めて医療費を抑制するねらいであったとしている。佐藤は、地域包括ケアシステムが、社会保障制度としての介護保険の守備範囲を「共助」に狭め、「互助」といったお金のかからない助け合いに委ねようとしているのは、問題であると批判している。最後に、2015年度介護報酬改定で介護職員処遇改善加算（月1万2千円）が行われたり、

外国人技能実習制度による外国人労働者の受け入れが議論されたりするなど介護分野における労働力不足が問題となっているが、橋本貴彦・山辺晃生論文では、介護のための無業者が就業するために必要なコストを計測し、就業率増加の効果とコストを比較している。橋本・山辺論文は、介護の無業者が公的介護サービスにアクセスできるようになることで家族介護から解放され、労働市場に参加するようになり就業率が増加すると主張している。

なお、本特集は、前号（第136号）の「現代日本の貧困とその打開に向けて」と連動した特集になっている。なぜなら、2012年に成立した社会保障制度改革推進法の附則の第2条には、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しに総合的に取り組むと記されているからである。つまり、前号では現代日本の貧困の実態と生活困窮者自立支援法の問題点が考察されたが、今号では子ども・子育て支援新制度や介護保険制度の実態と問題点が、社会福祉法人の内部留保問題も含めて考察されている。

特に、これらの一連の特集を本誌で企画した理由には、社会福祉学が専門の基礎研関係者から、「最近の基礎研は人間発達なのか」という疑問を投げかけられることがあったからである。これは、社会福祉学の分野から「基礎研の人間発達論が分かりにくくなった」、もしくは「基礎研が変わってしまったのではないか」と見られているということである。確かに、人間発達論は社会福祉学に限らず、環境問題や原理論的な分野にまで広がっているため、分かりにくくなつたという印象を持たれるのかもしれない。その意味で、今号と前号の特集は、基礎研の人間発達論を社会福祉学の立場から強化する試みである。社会福祉学を専門とする研究者からの忌諱のない「紙面批評」を期待したい。

（高野 剛 所員 立命館大学）

特集II

アベノミクスの社会保障改革

子ども・子育て支援新制度スタート にあたっての問題点と課題

藤井 伸生

子ども・子育て支援新制度が2015年4月よりスタートする。保育制度の大改革である。保育所に関しては市町村の保育実施義務を残したが（児童福祉法24条1項）、制度改革の根幹は、認定こども園・家庭的保育事業等の施設・事業者と利用者が直接契約する点にある（児童福祉法24条2項）。今後の経緯を見守る視点を述べた。

はじめに

2015年度から子ども・子育て支援新制度（以下、新制度と称す）がスタートする。この制度は、保育をはじめ子育て支援を総合的に推進していくこうとするものであるが、本稿では保育のことについて述べていくことにする。新制度は、「税と社会保障の一体改革」に位置づけられて2012年8月に成立した。子育て支援を充実させるのだから消費税率のアップはやむを得ないといった論理で登場したのであるが、そこでは新制度は「よりよいものである」といったとらえ方が流布されている。しかし、私はそのように捉えていない。むしろ悪くなることが多いといった捉え方をしている。その意味で新制度の問題点と課題に関して述べることとする。

I 保育政策の今日的特徴

表1にみるように保育所数及び保育所定員はここ数年増加しているにもかかわらず、待機児童数は一向に減らない。これは、表2に示しているように男性の年間給与が低下する中で、配偶者が就労せざるを得ない状況に追い込まれていることがある。保育所定員を増やしても待機児童が解消されないのは、夫婦共働きの増加の趨勢に対して保育所整備が間に合っていないことの現れである。

また、政府は別の観点からも保育所整備の必要性を提起している。表2に示している通り、わが国は合計特殊出生率が2013年で1.43と人口置換水準の2.07を大きく下回っており、人口減少時代に突入している。このような実態に最も危機意識を醸成しているのは経済界である。経済成長のためには労働力の確保は不可欠であるが、わが国

表1 保育所定員及び数・待機児童数・幼稚園児数の推移

	保育所定員	待機児童	幼稚園在園児数
2011.4.1	220万4393人(23,358ヵ所)	25,556人 10.1 46,620人 3歳未満 88%	
2012.4.1	224万178人(23,711ヵ所)	24,825人 3歳未満が 81.4% 10.1 46,127人 3歳未満 87.6%	12.5.1 160万4225人
2013.4.1	228万8819人(24,038ヵ所)	22,741人 3歳未満が 82% 10.1 44,118人 3歳未満 89.2%	13.5.1 158万3610人
2014.4.1	233万5724人(24,425ヵ所)	21,371人 3歳未満が 84.5%	14.5.1 155万7千人

資料：厚生労働省・文部科学省調べ

は労働力不足がもたらされようとしている。労働力の確保には相対的に安価な女性労働力が注目され、この女性労働力の確保には保育の受け皿を確保することが必要であるといった認識となっている。

このような論理から政府は、2013年に「待機児童解消加速化プラン」を提唱した。2013年から2017年の5年間で40万人の保育の受け皿を整備するとの宣言である。あくまで経済成長のための保育の受け皿づくりであるために、できるだけ国及び自治体の責任と費用負担を回避した保育政策を展開したいとの論理が働き、国及び自治体の責任と費用負担を後退させる保育政策が展開されようとしている。

II 「子ども・子育て関連法」の成立

新制度は、2012年8月に児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の改正、子ども・子育て支援法の創設といった「子ども・子育て関連法」の成立によって登場することになった。社会保障と税の一体改革に位置づけられ、消費税率が10%に引き上げられる2015年度

表2 男性民間給与・合計特殊出生率の推移

民間給与／年	合計特殊出生率 (人口置換水準 2.07)
1997年 577万円／年	1989年 1.57 (京都市)
2012年 502万円／年	2012年 1.41 1.21
2013年 511万円／年	2013年 1.43 1.26

資料：国税庁・厚生労働省調べ

の実施予定であった。ご存知のように消費税率引き上げは先送りされた。しかし、新制度は喫緊の課題であるとの認識から予定通り2015年度からの断行が予定されている。

今までの就学前の子どもたちは、保育所か幼稚園のいずれかに入所するというのが一般的であった。それが新制度の導入で、表3にみるように多様な施設・事業が導入されることになり、その中の選択に変わることになった。

政府は、保育における国及び自治体の責任と費用負担を回避したいとの意図から新法の児童福祉法24条2項に示されているような施設・事業者と利用者との直接契約にすべてを変更したいとの方針を持っていたが、旧法に示されているような市町村の保育実施義務を解体すべきでないとする強力な運動によって、新法においても24条1項が堅持されることになった（表4参照）。このような経緯から児童福祉法24条1項に基づく保育所、24条2項に基づく認定こども園及び家庭的保育事業等が併存することになった。24条1項は市町村の保育実施義務が明確な条文になっているが、24条1項と切り離された24条2項は「保育を確保するための措置」となっており、市町村の役割は保育の斡旋・調整止まりで市町村自らの

表3 新制度による多様な施設・事業

〈現行〉	⇒ 〈新制度／新児童福祉法〉
幼稚園	幼稚園
保育所	保育所 —— 24条1項 認定こども園（06年～。幼稚園・保育所機能の一体化）—— 24条2項 家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育 —— 24条2項

表4 新旧の児童福祉法

◆旧法／児童福祉法24条

「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は…児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」

■新法／児童福祉法24条

「①市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、…保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならない。②市町村は、前項に規定する児童に対し、…認定こども園又は家庭的保育事業等…により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない」

保育実施義務は排除された条文である。

III 新制度の問題点と課題

(1) 児童福祉法 24 条 1 項を形骸化させる政策

①認定こども園化の推進方策

政府は国及び自治体の保育実施責任が明確な児童福祉法 24 条 1 項に規定されている保育所保育の存在を形骸化しようとしている。その手法の一つに認定こども園の「優位性」を誇張している。

認定こども園は、幼稚園と保育所機能を一体化したものであり、とくに幼稚園機能である「学校教育」が位置づけられたことを強調している。認定こども園になると「教育」が保障されるとしている。しかしながら、保育所保育に「教育」機能がないかといえば決してそうではない。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 35 条において「保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこと」と明記されている。保育所保育においても「教育」機能が位置づけられていることに確信を持っていいのである。

ただ、確かに学校教育という規定は認定こども園における特性である。ところでこの学校教育が意図するものは、規範意識・道徳教育さらには知育偏重など国家統制的な「教育」が想定されている。このような「教育」の導入は慎重に検討しなければならない。また保育所保育の中への持ち込みも予想されるが、これまた慎重であるべきである。

認定こども園化を誘導しようとするもう一つの策として、公定価格（運営費）による操作がある。新制度では、1 号認定（3 歳以上教育）、2 号認定（3 歳以上保育）、3 号認定（3 歳未満保育）の支給認定がされることになっている。保育所は 2 号と 3 号認定の子どもが入所することになっているが、この保育所が 1 号認定の定員を設けると認定こども園になる。この 1 号認定の定員を 15 人程度の少数設定をすると公定価格がずいぶん高くなるような仕組みが導入されようとしている。例えば、総定員 90 人の場合で、1 号認定 10 ~ 15

人の少数の定員を設定した認定こども園だと、年額 1,700 ~ 2,500 万円の增收となる¹⁾。認定こども園化の誘導策といえるが、総定員が同じであるにもかかわらずこのような差額が生じる公定価格の設定には問題があり、改善すべきである。

認定こども園では、教育標準時間 4 時間の子どもと保育時間 8 ~ 11 時間の子どもが一緒に生活することになるが、園外活動・昼食・午睡の実施などにおいて子どもと保育者に今までと違う負担を生じさせることになるであろう。また認定こども園では教育標準時間と保育時間を一緒に過ごす子どもは 3 ~ 5 歳であるが、はじめて教育標準時間に通う子どもと 0 ないし 1 歳から保育時間に通っていた子どもの成育状況にはかなりの差があり、一緒に保育には困難性が伴う。教育標準時間の子どもは夏休み等の長期休暇があるが、保育時間の子どもの長期休暇はわずかで大半の期間を園で過ごすことになる。長期休暇後の保育の中身づくりにおいて、個人差の調整が大変となるだろう。

国及び自治体の保育実施責任を形骸化させるために認定こども園化を推進しようとしている政策といえるが、私は当面の保育対策としては、幼稚園と保育所の棲み分けを基本とすべきであると考える。なお、保育所しか整備されていない市町村が 2012 年段階で 18.1% (316 市町村) ある²⁾。このような市町村では、保育要件に該当しない子どものために 1 号認定定員を設けた認定こども園にせざるを得ないといった考えがあるようだが、保育所であっても特例給付として 1 号認定の子どもの受け入れをしてもいいと政府が見解を示している³⁾。安易な認定こども園化はすべきでない。

政府の意向に基づいて、強引に認定こども園化を進めている自治体もある。その場合は、1 号認定の教育標準時間を 2 号認定の保育時間にできるだけ近づけ、可能であればすべての子どもが 8 時間の集団保育が可能となるような体制をつくることが大切になっているといえる。また認定こども園は 200 人を超えるような大規模園になりかねないが、大規模化そして広域化は極力避けるべきで

表5 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）及び公定価格

	家庭的保育	小規模保育			事業所内保育	居宅訪問型保育	保育所
		A型	B型	C型			
職員数	0~2歳 3:1 1・2歳 6:1 + 1	0歳 3:1 1・2歳 6:1 + 1	0歳 3:1 1・2歳 6:1 + 1	0~2歳 3:1	定員 19名 以下は A・B型	0~2歳 1:1	
保育者	研修修了者 (子育て支援員 30H)	保育士 1/2以上	保育士 1/2以上	研修修了者	定員 19名以下は A・B型	研修修了者	配置基準の職員は保育士
面積	1人 3.3m ²	乳児室／ ほふく室 1人 3.3m ² 保育室 1人 1.98m ²	乳児室／ ほふく室 1人 3.3m ² 保育室 1人 1.98m ²	1人 3.3m ²	定員 19名以下は A・B型	－	3歳未満 自園給食 定員 90人 162,940円 定員 20人 213,900円
給食	外部搬入可	外部搬入可	外部搬入可	外部搬入可	外部搬入可	－	
公定価格 (月額)	157,540円	定員 13～19 193,040円	定員 13～19 146,550円	定員 11～15 137,490円	193,040円 or 146,550円	431,290円	

* 公定価格は 10/100 地域（千葉・京都市等）の保育標準時間認定・乳児の基本単価

ある。

②家庭的保育事業等による格差の持ち込み

新制度において公的保育として新たに登場したのが、家庭的保育事業等である。子どもの人数などでタイプ分けされており、5人以下が家庭的保育、6～19人が小規模保育、居宅で1:1でみるのが居宅訪問型保育。事業所内保育は病院など事業所内の保育施設を地域の子どもも受け入れることで公的保育とされたもので、人数の限定はない。前述したように待機児童は3歳未満が8割強と非常に多い。この待機児童を解消する目的で家庭的保育事業等がクローズアップされている。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を表5に提示している。

家庭的保育事業等の最大の問題は、保育の担い手において保育士資格がなくてもよいとしている点である。30時間程度の研修修了者を「子育て支援員」として配置しようとしている。無資格者の多い認可外保育施設で子どもの死亡事故が頻発している。2013年の1年間で認可保育所で4件、認可外保育施設で15件発生している。利用者数で換算すると、認可外保育施設での死亡事故率は認可保育所の45倍になる。

家庭的保育事業等では給食の自園調理が義務づ

けられておらず、外部からの給食搬入が認められている。家庭的保育事業等は主として3歳未満児が対象であり、離乳食やアレルギー児対策が必要な子どもの食事が懸念される。

認可保育所に比べ低水準で認可が可能となっているし、自宅やアパートの一室を改修して安易に設立できる家庭的保育事業等は、安上がり保育の典型であるといえる。家庭的保育等を全面否定するわけではないが、認可基準は現行保育所水準並みにすべきと考える。表5に示した基準は国レベルのもので、市町村レベルで条例化して運用されることになっている。一部の自治体では国基準以上の水準を条例化しているが⁴⁾、そのような方向での改善・充実が望まれる。

(2) 新制度で保育の運用が変わる

①保育の必要性と必要量の認定（支給認定）

保育の必要性の事由についていくつかのチェックポイントを指摘する。「昼間労働することを常態としている」といった現行規定から、「フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応」となった。幅広い時間帯を保育の対象にするこの規定はプラス評価できる面もあるが、子どもを持つ親が夜間も働くなければな

らないのは正常とはいえない。安いな夜間保育の拡大で夜間労働が広がるような状況をつくってはならない。

育児休業取得の場合、上の子どもは退園を原則としているが、親が望む場合は上の子の保育を継続すべきである。また障害児保育（親の就労に関係なく集団保育の必要性から保育する）に関する規定がないが、明確にすべきである。

今回、保育の必要量（保育時間）が設定されることになった。11時間の保育標準時間（原則月120時間以上就業）と8時間の保育短時間の2区分である。そのなかで、保育短時間（8時間）は各園で設定することになっているが、例えば9～17時に設定した場合、同じ8時間でも8～16時の利用だと1時間前倒しで利用することとなり、延長保育とみなされ月額2500円程度の負担が生じるといった矛盾が発生する。この点は市町村に運用は任せられているので、工夫を凝らそうとしている自治体もある。佐世保市では短時間と標準時間の取扱い（保育料も）に差を設けないとしている。泉大津市立保育所では7～15時・8～16時・9～17時の3つのパターンを用意している。8時間の短時間保育の運用は、保護者の就業状況を踏まえ柔軟な対応が求められる。と同時に、それをカバーする保育者の態勢整備の充実も必要である。

②利用調整に関して

認定こども園・家庭的保育事業等は直接契約施設・事業であるが、市町村に入所申込みをし、市町村が入所の調整をすることになっている⁵⁾。親の利便性からすると歓迎されることなので、この運用を否定はしない。だが、注意すべき点がある。

保育所入所を妨げさせない運用、認定こども園・家庭的保育等への誘導をさせないことが必要である。待機児童が発生するような市町村では、保育所を希望したが入所できなかった児童数は何人いたかを公表させ、保育所整備を進めさせるべきである。就労等のためにとにかく子どもを預かってもらえるところが欲しいという思いは分か

るが、その場合は家庭的保育等へ一旦入所した上で、保育所入所の不服申立等をしていくといった視点も大切である。

③保育料はどうなるか

新制度の導入で保育料はどうなるか関心が強い。政府は、現行基準を保育標準時間に対応させ、保育短時間は1.7%を基本に減額するとしている。にもかかわらず、東京・昭島市や墨田区は現行基準を保育短時間に設定し、標準保育時間の保育料を引き上げようとしている。その結果、昭島市の例だと最高1万円もの保育料アップがされようとしている。政府の考えをおさえ、保育料の引き上げにならないようにすべきである。

新制度では、通常保育料以外に、「実費徴収」（3歳児以上の主食費、お泊まり保育の経費等）と「保育の質の向上を図る上で特に必要」とする「上乗せ徴収（特定負担額）」が認められている。上乗せ徴収は、英会話や器械体操等を保育の中に融入し、この経費を徴収するといったものである。月額3000円とか一律負担になると思われる。

保護者負担の更なる引き上げに繋がるこれら経費の導入は慎重であるべきである。実費徴収は、本来は公定価格（運営費）アップで対処すべきものである。上乗せ徴収については、認定こども園など直接契約施設では施設の判断で導入できるが、保育所の場合は市町村の同意が必要とされている。市町村は上乗せ徴収を認めてはならない。

保育料に関しては、家庭的保育事業等の保育料をどうすべきかといった論点がある。国の基準では同額となっている。認可保育所と運営基準等で同一条件になっているのであれば同額であってもいいといえるが、多くの市町村条例では運営基準に格差がもたらされようとしている。そうであるならば、家庭的保育事業等の保育料は軽減されるべきではないだろうか。

④企業参入の拡大の危惧

新制度の導入で、保育所認可に自治体意向が及びにくくなる。保育所認可制度の変更で、欠格事項（経済的基礎・社会的信望等）に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、

認可しなければならなくなる（児童福祉法35条8項・認定こども園法3条及び17条）。幼保連携型及び幼稚園型認定こども園は学校教育施設の規定を受けるので企業参入はできないが、他の保育所等は企業を理由に認可しないといったことはできなくなる。また、企業設置の保育所には整備・改修費補助が今まで出されていなかったが、新制度による公定価格には減価償却費が設定されることになったので、企業への収入が増え経営メリットが拡大される。

このような事情から保育分野への企業参入が拡大されそうであるが、企業参入は大きな問題点もあることに注意を払うべきである。日本共産党横浜市会議員団は2011年度の横浜市の保育運営費に占める人件費比率を調査し公開している。それによると、社会福祉法人だと70.7%であったが、株式会社では53.2%になっているとのことである。企業の人件費節約による保育の質低下が懸念されるのである。

⑤公私連携型保育所の創設

公私連携型保育所というのは、「当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業を行う保育所」（児童福祉法56条の8）である。そしてそこでは「当該設備を無償又は時価よりも低い対価で貸付け、又は譲渡するものとする」（同法56条の8の④）と規定されている。

つまり市民の財産である公営保育所を民間に安売り・安貸しできるといったものである。このことによって公営保育所の民営化に拍車がかかる。公営保育所は1975年には63.3%存在していたが、2012年には41.3%に減少している。各自治体が経費節約の方針のもと民営化している。だが、公営保育所は、1) 障害・虐待など多様な子どもの受け止ができている、2) 年度途中入園がやりやすい（4月に定員を満たしていないても経営が成り立つ）、3) 公的ネットで子育て支援が容易、4) その地域の保育の標準を示すことになり民間園の目標となる、といった点に積極的な意義がある。

そのような意味からも公私連携型保育所の安易

な活用は避けるべきであるし、この規定は早急に廃止すべきである。

⑥子ども・子育て支援事業計画

2014年度内において各市町村で「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられている。2015年度から2019年度までの5年間において、子どもの人数の予想や親の就労意向等を把握して保育量を決め、その保育量をどのような施設・事業で確保していくかを計画化するものである。この事業計画において前述した認定こども園や家庭的保育事業等ではなく、児童福祉法24条1項に基づく認可保育所の整備を中心に計画化していくことが求められている。

⑦情報公表・記録物保管

新制度の原則は直接契約に基づく制度であるため、施設・事業の情報公表や記録物保管が重視されている。保護者が保育施設・事業を選択する上で大切な事である。

今回、施設型給付及び地域型保育給付を行う上で適切か否かを判断する確認制度が自治体レベルで設けられることになった。国が基準を示し、都道府県及び市町村が条例によって決めることになっている。

世田谷区ではこの確認制度において大切な点を決めている。確認制度における運営基準において職員賃金台帳の設置を求めている。職員賃金台帳というのは個々の職員にいくらの月給を払ったかということを明示することになり、劣悪な賃金となることを一定防ぐことにつながる。

情報公表としては都道府県の役割が大きい。都道府県が取りまとめる情報公表の項目に、平均勤続年数、1年間及び3年間の離職率（離職者／採用者）、保護者会活動の状況等を盛り込むべきである。ただ、残念ながらそこまでの先進事例は目下のところないようである。

おわりに——これからの保育制度——

大きく変わろうとしている保育制度であるが、これからの保育制度をどう展望すべきかについて

述べてみたい。

第1は、児童福祉法24条1項が堅持されたことを再確認し、市町村の保育実施義務を継続させ拡大させていくべきである。幼保一体型の認定こども園や家庭的保育事業等に関して全面的に否定するつもりはない。これらも24条1項に位置づけて事業展開するのであれば前向きに検討できる。

国及び市町村の責任を後退させる仕組みは、政府の社会福祉基礎構造改革路線によって推進されてきたものである。2000年の介護保険法、2003年の障害者支援費制度は、その改革路線上で直接契約化・応益負担化といった仕組みに大きく変質されたのである。保育所については、その改革を一部ストップさせている。ここを拠り所に保育分野以外の社会福祉制度においても国及び市町村責任を再度明確にした制度に改善していくことが求められる。

第2は、保育に要する費用を誰が負担すべきかという論点である。新制度の議論に先立って2010年度より「子ども・子育て新システム」という名のもとの検討会議が開かれていたが、そのとき特別会計「子ども・子育て勘定」により財源確保をしてはといった提案が浮上していた⁶⁾。そのモデルは、フランスの全国家族手当金庫であるが、そこでは事業主が歳入総額の51.4%（2006年）を財源負担しているといったものであった。政府は、経済成長戦略として保育の受け皿を整備し女性労働力を活用しようとしている。つまり保育によって最も利益を得るのは事業主（企業）である。真の受益者といえる事業主（企業）に財源

負担を求める仕組みを追求していくべきである。

第3は児童福祉施設である保育所保育のあり方であるが、保育所保育は労働者（母性）保護の一環であり、最後の砦としての位置を占めている。例えば、今日、病児保育の必要性が話題になっているが、本来は看護休暇を拡充し病児保育を必要としない状況をつくることが望まれる。つまり児童福祉の保育で受け止めるのでなく、その前提である労働者保護の拡充こそが求められている。

安定した仕事の確保、1日8時間制の完全実施、育児休業（所得及び短時間労働制等）・看護休暇の拡充等を、保育所保育の前提として実施すべきであり、総合的体系的な保育問題対策のあり方を追求すべきである。

（2015年1月31日脱稿）

- 1) 内閣府「平成27年度予算案について」事務連絡資料、2015年1月13日。
- 2) 文部科学省『幼児教育実態調査』2013年3月。
- 3) 内閣府「特例給付・特例地域型保育給付について」2014年10月24日。
- 4) 神戸市では100%保育士配置のA型を原則としている。北九州・横須賀・岡山市ではB型の保育士割合を4分の3にするとしている。
- 5) 新児童福祉法24条3項において、「当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について市町村が利用の調整を行う」となっている。
- 6) 2010年9月24日に開かれた「子ども・子育て新システム会議」の「基本制度ワーキングチーム第1回会合」の資料として提示されている。なお、この特別会計「子ども・子育て勘定」は、地域子ども・子育て支援事業（保育所等は含まれない）の交付金を出す仕組みに限定して2015年度創設されることになっている。

（ふじい のぶお 京都華頂大学）

非営利法人改革と社会福祉 法人「内部留保」問題

大松 美樹雄

公益法人をはじめとした非営利法人の改革が急ピッチですすんでいる。医療法人制度改革においては、国立大学法人、社会福祉法人等を集約した非営利ホールディングカンパニー制度設立が提唱されている。社会福祉法人の改革もすすんでおり、「内部留保」問題が喧伝されている。住民・利用者視点にたったオピニオンの発信が急務である。

はじめに

この間、およそ100年ぶりの公益法人制度の大改革が行われ、それと並行して、医療法人、生活協同組合、共済会、NPO法人そして社会福祉法人などの非営利法人制度全体での諸改革が進行している。また、国立大学法人等の創設など公共セクターの機能の外部化も、加速化している。いわゆる第3のセクターに位置する非営利法人の世界が公共セクターとともに、新自由主義的諸改革のなかで大きくかわりつつある。そのなかで医療・介護・福祉事業活動を行っている非営利法人に焦点をあわせ、その諸改革の様相と本質的な狙いをさぐり、社会的な焦点となっている社会福祉法人の「内部留保」問題が提示する非営利法人の諸課題を明らかにしていくこと、これが本稿の目的である。

議論の前提として、まず歴史的経過を整理する。日本の法体系では非営利法人の中軸は旧民法34条にもとづく公益法人（社団法人・財団法人）であった。しかし、戦後ながら新しい公益法人の認可は、中央省庁の外郭団体以外は極めて難しい状態が続いてきた。そのために、特別法（根拠法）にもとづいて各種法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、各種の協同組合などが整備されてきた事情がある。し

たがって、学校法人、社会福祉法人などは「広義の公益法人」ともいわれてきた（財団法人・社団法人は「狭義の公益法人」）。その公益法人制度が2008年12月公益法人改革3法施行によって大きく変わり、公益財団法人・社団法人と一般財団法人・社団法人に二分割され、公益性を認定された前者にだけ法人税等非課税が適用されるようになったのである¹⁾。この動きふまえ、まず戦後の国民医療の相当部分を担ってきた医療法人制度について論じていこう。

II 医療法人改革と ホールディングカンパニー

医療法の規定に基づき病院、診療所、介護老人保健施設を開設しようとして、都道府県知事の認可を受けて設立される特別法人が、医療法人である。その特徴は、①非営利、②配当の禁止があげられるが、戦後、設立された法人は出資持ち分のある医療法人（社団）が圧倒的であり、社員（出資者）は法人設立時等に出資した額に応じて法人資産に対して財産権をもっていた。従って、社員の退社時には持ち分に基づいて事実上の「配当」が行われることになり、ここへの課税問題は税務当局の一大関心事であり、相続等の場合は法人と税務当局の激しい攻防が繰り広げられてきたのである。これらのことから、経済界から主張される

株式会社による病院経営参入論等は一定の根拠をもっており、根本的な対応が必要になっていると厚生労働省は考えていたことをまずおさえたい²⁾。

一方、1980年台以降、各地で医療・介護・福祉分野全体を網羅した巨大医療法人チェーンが拡大し、民間の「医療・介護・福祉複合体」の役割と影響力が地域社会で大きくなってきた。そして診療報酬のダウンと医師・看護師不足等によって国公立病院の経営危機が90年台から2000年代にかけて深まり、とりわけ数の多い自治体病院の受け皿づくりが必要となるなかで、それに対応できる大型医療法人の制度整備が総務省・厚生労働省にとって喫緊の課題として浮上した。

この二つの必要性から、厚生労働省は2005年「医業経営の非営利性等に関する検討会報告書」をたちあげ論点整理を行い、出資限度額法人制度と社会医療法人制度をつくりあげたのである。社会医療法人（2007年4月施行）は、小児救急、へき地医療等の公益性の高い事業を実施し、監査法人等の財務諸表監査を行う等々の条件によって行政に認定され、法人税・固定資産税等が非課税となる。会計基準においては、退職給付会計、税効果会計などの重要項目の処理において、一般大手中堅株式会社と同じく、企業会計基準の適用が必須である（厚生労働省・病院会計準則は既に1980年代から、企業会計原則——後に企業会計基準——とほぼ一致している）。

今注視すべき動きは、この社会医療法人を軸にして、国公立病院、国立大学法人、社会福祉法人等を集約した「非営利ホールディングカンパニー型法人制度」（地域連携型医療法人）の設立が主張され、一般企業との合弁企業も可能な形が検討されていることである。例えば松山幸弘氏（キャノングローバル研究所研究主幹）は、公益ホールディングカンパニー（大学病院、国公立病院等が統合）と非営利ホールディングカンパニー（模範的で相対的に大規模な社会医療法人、社会福祉法人等が統合）の二つの類型を示し、両者のガバナンス機構の共同化を提唱した³⁾。統合化や共同化を検討するとき、相互に共通の経済的判断基

準、金銭ものさしが必須となるがそれはやはり企業会計基準であり、前述の通りその準備は着々と整いつつあるのである。

II 消費生活協同組合改革

次に、医療機関、介護施設を運営する消費生協である医療福祉生活協同組合をとりあげる。

着目すべき動きは、2008年の消費生活協同組合法改正である。法は医療福祉分野の事業活動を生協の目的として明文化した。同時に、法と施行規則等のあらゆるところに「会社法準拠」という文言が散見され、会社法（2006年施行）の考え方方が色濃く反映していることが特徴である。金融商品会計、退職給付会計、減損会計、リース会計等において、企業会計基準による処理が求められるようになった。監査法人が関与する事業収益1000億円を超える巨大な購買生協も、事業収益5億程度の小規模な医療福祉生協も基本的には同等に取り扱われるということであり、行政の求めるガバナンスの水準に到達しなければ、再編問題も俎上にのせられる可能性がある。

戦後一定時期まで、行政当局の立場は、非営利法人の代表は公益法人（財団法人・社団法人）であり、生協はまずもって特定の組合員利益のための存在であり、不特定多数の利益が前面にでていない、ある意味での「中間法人」であるという見方が強いと筆者は種々の体験から感じていた。それに対して生協の側は、協同組合は共同で管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自動的な組織であり（1995年国際協同組合同盟声明）、組合員活動を通して地域住民全体の厚生に寄与するという立場を主張してきたのだが、1990年代後半にはいって以降の社会変化が潮目を変えた。

地域での買い物難民、ごみ屋敷、孤独死、認認介護（認知症の方が認知症の方を介護）、あらゆる世代での心の病（統合失調症等）の広がりなど、地域社会において住民の生活困難が堆積して

きた。そして介護保険の予防外しに典型的だが、肝心の社会保障制度は大きく切り崩されてきており、自発的な自治組織である生活協同組合の役割が相対的に大きくなり、現に今、その守備範囲を縮小しつつある行政からも多様な「期待」が寄せられている。

III 社会福祉法人の「内部留保」問題と個別法人の現実

続いて、今焦点の社会福祉法人の課題に移ろう。社会福祉法人をとりまく環境変化と内部留保問題をみるために、会計基準改定の流れをおさえることが必須であり、以下それを示す⁴⁾。

1976年 厚生省「経理規程準則」 基本的目的
収支を明確にし、受託責任を明らかにする。計算書類 ①収支計算書、②貸借対照表、および財産目録

2000年2月 厚生労働省「旧会計基準」 2000年
4月スタートの介護保険制度（契約制度）
に対応。

2011年11月 厚生労働省「社会福祉法人簡易系
基準」（新基準） 財務諸表 ①資金収支
計算書、②事業活動計算書、③貸借対照
表、④付属明細書、⑤財産目録

措置制度のもと行政から委託を受けた責任を明示するという目的から、市場経済のもとで経営財務状態を経営者がきちんと把握するという目的への変遷が明らかである。そして今、厚生労働省「社会福祉法人制度の在り方等に関する検討委員会報告書」（2014年7月）が、社会福祉法人関係者のなかで激しい議論をよびおこしている⁵⁾。

「報告書」は、高齢者福祉、障害者福祉などの社会福祉事業本体と「公益事業」とをことさらに区別し、後者の例として、生活困難者に対する利用者負担軽減、災害時要援護者への支援、成年後見人の受託、生活保護世帯の子供への教育支援、孤立した高齢者支援等をあげ、あわせて法人規模

の拡大と法人の間での協働化を提唱しており、社会福祉法人と住民の立場からの全面的な検討が必要となっている。そして、この動きのなかで内部留保問題が、税制問題（法人税等非課税）、2015年介護報酬改定問題もあいまって社会的な争点となってきたのである。

財務省、厚生労働省等が様々な議論を展開しているが、ここでは厚生労働省の「実在内部留保」論を使い、個別社会福祉法人の財務諸表分析を行いたい⁶⁾。現金預金+積立金等 - (流動負債+退職給付引当金) = 実在内部留保、という計算式である。

A法人は奈良県に所在し、大手医療法人が母体であり、特別養護老人ホーム、小規模多機能ホーム、デイサービス、共同住宅、保育園を運営し、B法人は大阪府下の衛星都市に所在し、特養、診療所、3保育園、グループホーム、デイサービスを運営し、自治体とも強く連携している。2013年度の貸借対照表でカウントすると（表1）、実在内部留保は、A 105,857千円、B 367,540千円となり確かに億の単位の「内部留保」となる。

次に事業活動計算書（損益計算書にあたるもの）をみてみよう（紙幅の関係で表は割愛）。サービス活動増減差額（事業剰余・利益）をカウントするプロセスで減価償却のマイナス項目があるが、それをオミットして2013年度当期活動増減差額（当期剰余・利益）を計算すると、Aマイナス（赤字）33,397千円、Bマイナス（赤字）10,967千円となる。事業体の経営と資金の動きを一番リアルに分析するには資金収支表（キャッシュフロー表）が最適であり、事業活動資金収支差額（事業キャッシュフロー）の額の水準が、金融機関、金融庁にとって黄金指標となっている。あらゆる業界で、事業活動でどれだけのキャッシュを生み出しているのかの指標として売上高・営業キャッシュフロー比率が重視されており、これを社会福祉法人にあてはめてみると事業活動収支差額のサービス活動収益に対する百分率は、2013年度 A 4.2%、B 5.6%となる（表2）。

表1 社会福祉法人の貸借対照表（単位千円）

奈良県A法人

資産の部	2013年度末	2012年度末	負債の部	2013年度末	2012年度末
流動資産	231,130	327,495	流動負債	53,289	144,106
現金預金	134,123	192,351	事業未払金	13,175	67,792
事業未収金	87,742	88,925	1年以内返済予定	12,414	7,092
未収補助金	6,871	42,664	設備資金借入金		
立替金	255	42,664	預り金	30	6,212
前払金	2,076	682	職員預り金	1,038	945
前払費用	62	2,873	前受金	28	37
			仮受金	22	22
固定資産	1,381,283	1,375,765	賞与引当金	26,581	22,007
基本財産	1,100,395	1,143,495	その他の流動負債		40,000
土地	236,714	236,714	固定負債	226,685	194,187
建物	815,671	845,764	設備資金借入金	92,227	107,943
建物付属設備	48,010	61,071	退職給付引当金	194	194
その他の固定資産	280,888	232,269	長期預り金	7,933	9,050
土地	67,933	28,018	建設運営協力金	126,330	77,000
建物	12,902	126,273			
建物付属設備	1,912	2,251			
構築物	6,891	7,847	負債の部合計	279,973	
機械および装置	2,986	6,024			
車両運搬具	1,155	935			
器具および備品	10,409	12,563	純資産の部		
建設仮勘定	13,475		基本金	261,663	261,663
権利	6,826	6,826	国庫補助金等積立金	628,108	668,330
ソフトウェア	2,237	2,862	その他の積立金	25,217	18,766
人件費積立資産	13,000	13,000	人件費積立金	13,000	13,000
施設整備積立資産	12,217	5,766	施設整備積立金	12,217	5,766
長期前払費用	61	53	次期繰越活動増減差額	417,452	416,208
その他の固定資産	19,884	19,852	(うち当期活動増減差額)	7,695	24,411
資産部の合計	1,612,413	1,703,260	純資産の部合計	1,332,440	1,364,967
			負債および純資産の部合計	1,612,413	1,703,260

大阪府B法人

資産の部	2013年度末	2012年度末	負債の部	2013年度末	2012年度末
流動資産	376,748	393,033	流動負債	69,023	79,988
現金預金	236,072	259,123	短期運営資金借入金	23,801	24,062
未収金	127,638	128,094	その他の未払い金	29,564	40,124
立替金	11,342	3,704	預り金	11,496	13,165
前払金	1,500	0	前受収益	3,007	2,637
前払費用	196	285	未払法人税等	1,155	0
仮払金	0	1,827			
			固定負債	230,660	250,236
固定資産	2,389,996	2,414,219	設備資金借入金	168,967	192,767
基本財産	1,622,312	1,664,112	退職給付引当金	58,228	57,469
土地	349,381	349,381	長期未払金	3,465	0
建物	1,272,931	1,314,731			
その他の固定資産	767,684	750,106			
土地	88,738	88,738	負債の部合計	299,682	330,224
建物	294,679	301,418			
構築物	28,863	30,906			
車両運搬具	6,068	5,475	純資産の部		
器具および備品	40,252	33,504	基本金	779,166	779,166
ソフトウェア	5,015	526	国庫補助金等積立金	812,177	842,660
無形リース資産	15,330	15,382	その他の積立金	205,000	190,000
長期預り金積立資産	23,000	5,000	次期繰越活動増減差額	670,719	665,202
その他積立資産	235,719	237,334	(うち当期活動増減差額)	20,516	44,702
差入保証金	30,020	30,020			
資産部の合計	2,766,744	2,807,252	純資産の部合計	2,467,061	2,477,028
			負債および純資産の部合計	2,766,744	2,807,252

出所) いざれも当該法人ホームページ掲載資料より作成

一般的医療法人・医療福祉生協経営では、7%以上が基準値であり、10%以上を経営目標としているのが通例である。両法人ともなかなかに厳しい経営財務状態であること、継続する事業活動の一断面であるバランスシートの数値だけを単純カウントしている内部留保論と経営の現実との乖離を確認したい。リアルさのない計数を全国で単純集計した「埋蔵金」（内部留保）は、幻想である。

表2 福祉法人の資金収支表（単位千円）
奈良県A法人

	2012年度末	2013年度末
事業活動収入	672,537	693,100
介護保険事業収入	495,172	495,538
保育事業収入	151,748	168,930
障害福祉サービス等事業収入	837	1,572
企業委託保育事業収入	11,079	11,531
共同運営住宅事業収入	7,321	9,808
借入金利息補助金収入	378	437
経常寄付金収入	449	42
受取利息配当金収入	28	25
その他の収入	5,524	5,217
人件費支出	439,224	461,357
事業費支出	852,120	99,713
事務費支出	98,847	93,916
利用者負担軽減額	779	838
支払利息支出	3,515	2,463
その他の支出	5,893	6,215
事業活動資金収支差額	39,059	28,599
施設整備補助金収入	37,678	870
施設整備寄付金収入	6,695	7,137
設備資金借入金収入	1	113,330
その他の施設整備等による収入		
設備資金借入金元金償還支出	9,979	74,394
固定資産取得支出	106,945	56,871
その他の施設整備等による支出	2,111	6,315
施設整備等資金収支差額	-77,661	-16,242
長期運営資金借入金収入	20,000	
積立資産取崩収入	44,500	1,550
拠点区分間長期貸付金回収収入		
事業区分繰入金収入		
拠点区分間繰入金収入		
サービス区分間繰入金収入		
その他の活動による収入		
長期運営資金借入金償還支出		
積立資産支出		
拠点区分間長期借入金返済支出		
事業区分間繰入金支出		
拠点区分間繰入金支出		
サービス区分間繰入金支出		
その他の活動による支出		
その他の活動資金収支差額	4,333	5,608
当期資金収支差額合計	5,167	-8,008
当期資金収支差額合計	12,565	4,348
前期末支払資金残高	199,923	212,488
当期末支払資金残高	212,488	216,836

社会福祉法人の財務データは相当な部分がネット上で公開されるようになっているが、それに加えて社会福祉事業活動自体の地域社会への貢献（本業での公益性）、その事例と計数、真の公益事業とは何か、社会的効率性、資金の流れ等々に関して更に情報とオピニオンを発信し地域社会に公論の場をつくりあげることが今必要である。このまま座視すれば、他の非営利法人改革をみならって「認定（公益）社会福祉法人」と「一般社会福祉法人」とに区分けされていくことはほぼ確実であり、事は急がれている。近畿圏の政令指定都市に立地するある公益法人（医療福祉複合体）は、運営する老人保健施設でのショートステイは市の2割以上を担っており住民の在宅介護を大きく支えていることと、所属病院・診療所での無料低額診療実施等々とあわせて法人事業活動本体の公益

大阪府B法人

	2012年度末	2013年度末
事業活動収入	1,168,527	1,155,006
介護保険事業収入	686,465	666,578
保育事業収入	403,063	409,002
障害福祉サービス等事業収入	5,895	9,133
医療事業収入	37,222	36,069
その他の事業収入	15,462	14,535
借入金利息補助金収入	2,329	2,035
経常経費寄付金収入	6,707	5,759
受取利息配当金収入	467	110
その他の収入	10,917	11,783
人件費支出	819,791	824,013
事業費支出	138,627	145,825
事務費支出	127,132	116,118
利用者負担軽減額	437	437
支払利息支出	4,631	4,385
その他の支出	129	
事業活動資金収支差額	77,779	64,157
施設整備補助金収入	4,780	1,050
施設整備寄付金・その他収入	144	
設備資金借入金元金償還支出	23,554	24,062
固定資産取得支出	85,052	21,612
ファイナンスリース債務の返済支出		1,155
施設整備等資金収支差額		-45,779
積立資産取崩収入		24,430
積立資産支出	105,000	15,000
積立資産支出	5,956	7,553
その他の活動による支出		277
その他の活動資金収支差額	-110,956	-22,805
当期資金収支差額合計	-136,858	-4,427
前期末支払資金残高	473,965	337,107
当期末支払資金残高	337,107	332,680

出所) いずれも当該法人ホームページ掲載資料より作成

性を強く主張し、公益社団法人として認定された。教訓的な取り組みである。

V われわれの課題——国立大学法人附属病院問題も含めて

議論の最後に、ホールディングカンパニーとの関係で焦点があてられている大学病院の課題を明らかにしたい（紙幅の関係で損益計算書等は割愛）。中国地方に立地する国立大学法人S大学のケースを取り上げる。S大学はここ数年、200億円ほどの資金をつぎこんで附属病院の全面建て替えを行った。附属病院収入は140億円程度であり過大投資であるのは明らかだが、問題は医学部以外の他学部の教職員にこの財政実態がほとんど知られていなかったということであり、今全学的な大議論がまきおこりつつある。病院の帰属資産は約240億円であり総資産回転率（医療経営では年一回転が標準）が0.5回転前後となり、建物・機器類の膨大なランニングコスト、減価償却費、リース料、借入金返済を考えると厳しい財政運営になることは確実である。1970年台から80年台にかけて設立された新設医科大学附属病院は、今一齊に建て替えの時期を迎えており、正しい財政規律をどう確立するのかをベースにした今後の国立大学法人のガバナンス全体のありかたの検討が、それぞれの地域の重要な社会的課題となっている。

今年はあの阪神淡路大震災から20年目にあたる。被災者の二重ローンなど様々な問題がまだ山積するなかで、2011年3月11日、東日本大震災と福島第一原発事故が起こった。その後も全国で様々な自然災害が毎年発生しており、本来、地域社会と地方自治体は、安心安全な地域づくりと暮らしと生業、生存権の維持、雇用確保、高齢社会に備えた医療・介護・福祉・生活援助ネットワークの充実など多様な課題に向けて、全力をつくし

ていくことが求められている。

一方、今提唱されているホールディングカンパニー論は、上からの目線、鳥の目で地域社会の医療・福祉資源を各拠点に集約し経済的効率化、広域再編しようというものである。それに対し、最も利用者・住民に密着して「虫の目」で多くの真摯な実践を重ねていると自負する多くの非営利法人こそ、強引にすすめられるドラステイックな諸改革を逆手にとって法人のガバナンスを自ら近代化しながら、先に述べた本来の地域と自治体の向かうべき方向に反する一方的大規模集約化に抗して、地域社会・自治体、他法人、諸団体との広範囲な連携を深化させ、住民自治の原則にもとづく真の地域包括ケアンネットワーク形成に大いに貢献するときである⁷⁾。

- 1) 熊谷則一『公益法人の基礎知識』日経文庫、2009年、などを参照。
- 2) 拙稿「医療福祉の市場化と業績評価、マネジメントの課題 自治体におけるニュー・パブリック・マネジメント思想の検討を糸口にして」総合社会福祉研究所『総合社会福祉研究』24号、2004年を参照。
- 3) 松山幸弘「アベノミクスと非営利ホールディングカンパニー」医療経済研究機構『Monthly IHEP2014年3月号』No.228、『日経ヘルスケア』日経BP社、2014年9月号、を参照。
- 4) あずさ監査法人編『社会福祉法人会計の実務ガイド』中央経済社、2013年
- 5) 総合社会福祉研究所『福祉のひろば 誰のためのなんのための社会福祉法人制度検討?』2014年10月号、などを参照。
- 6) 『週刊ダイヤモンド 介護のムダ』(株)ダイヤモンド社、2014年11月1日号、を参照。
- 7) 松尾匡氏は近著（『ケインズの逆襲、ハイエクの慧眼』PHP新書、2014年10月）において、小田巻友子氏の議論（コ・プロダクション）等を引用しながら、非営利協同セクターの役割について興味深い問題提起をされている。紙幅の関係で、他稿で詳論していくきたい。

（おおまつみきお 所員 けいはん医療生活協同組合）

地域包括ケアと介護保険

佐藤 卓利

地域包括ケアを評価するには2つの視点が必要である。一つは、介護保険給付の増大を抑制する手段として見る視点である。介護保険を「共助」に矮小化するものであると批判する視点もある。もう一つの視点は、医療の生活への接近、あるいは地域における保健・医療・介護の展開を進めるという肯定的評価の視点である。

I 地域包括ケアとは

地域包括ケアという言葉の由来は、広島県公立みづき総合病院の院長を務めた山口昇医師が、昭和50年代以来、御調町（現在は尾道市に合併）で展開してきた医療と福祉にまたがるケアに与えた名称にあるといわれている。山口医師は、病院に救急搬送された多くの患者に緊急手術をして救命し、集中治療・リハビリを経て退院させたが、その患者が1～2年後に寝たきりの状態になって再入院てくるケースを数多く見て、その原因が在宅での不十分な医療と不適切な介護にあると考えた。そこで寝たきりを防ぐために、病院の看護やリハビリという医療を家庭にまでもっていくことにした。山口医師いわく、「医療の出前」である。こうした取り組みが、近隣市町村にくらべ御調町の寝たきり高齢者の比率が、3分の1（0.9%）という成果となって現れることになった¹⁾。

御調町での取り組みは、介護保険制度を構想中であった厚生省（当時）も注目することになった。1994年4月に省内に「高齢者介護対策本部（本部長は厚生事務次官）」が設置され、本部長の私的研究会として「高齢者介護・自立支援システム研究会」が同年7月から12月まで開催された。この研究会に山口医師は委員として参加し、同研究会の報告書「新たな高齢者介護システムの構築を目指して」（1994年12月）の作成に加わった。

2000年4月に介護保険制度が始まって以降では、地域包括ケアという用語は、「高齢者介護研究会」の報告書『2015年の高齢者介護』（2003年）の構成項目のなかに見出される。同報告書は「自助・共助・公助」論にもとづき介護保険以外の社会資源の活用をつぎのように提起した。

「そこで、自らの尊厳保持のため、自助の努力を尽くし、さらに、地域における共助の力を可能な限り活用することにより、結果において公的な共助のシステムである介護保険制度の負担を合理的に軽減させるなど、広い見地からフォーマル・インフォーマル、自助・共助・公助のあらゆるシステムをこれまで以上に適切に組み合わせながら、これからの中高齢社会において『高齢者が尊厳をもって暮らすこと』を実現していくことが、国民的課題である」²⁾。

この『2015年の高齢者介護』では、介護保険を「公的な共助のシステム」と理解していた点に留意してほしい。この点は後ほど触れる。2009年に出された「地域包括ケア研究会報告書」では、地域包括ケアシステムが次のように定義されている。

「地域包括ケアシステムは、『ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制』と定義して

はどうか。その際、地域包括ケア圏域については、『おおむね30分以内に駆けつけられる圏域』を理想的な圏域として定義し、具体的には、中学校区を基本とすることとしてはどうか』³⁾。

法律に「地域包括ケアシステム」という用語がはじめて明記されたのは、2013年12月に参議院で可決・成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(プログラム法)においてである。その第4条の4で以下のように規定されている。

「地域包括ケアシステム（地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう）」。

第5期介護保険事業計画（2012～14年度）に合わせて2011年に改正された介護保険法には、地域包括ケアシステムという用語は明記されていないが、その第5条第3項として以下の条文が付け加えられた。

「国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。」

II 地域包括ケアと介護保険

それでは、地域包括ケアと介護保険の関係はどうのように理解されるのか。料理に例えると、「『地域包括ケアシステムの構築』がいわば介護保険・高齢者福祉の政策的メニュー（スローガン）であ

るとするならば、自治体が作成する介護保険事業計画はそれを具体化するためのレシピだ」と横浜市の職員である松本均氏は述べている⁴⁾。

現在、介護保険の保険者である市町村は、第6期介護保険事業計画（2015～17年度）の策定作業を進めているが、厚生労働省は、市町村に対して「第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護の連携等の取組みを本格化していくもの」との「基本的な指針」を示している。さらに厚生労働省老健局「介護保険事業（支援）計画 基本指針（案）の構成」（2014年7月28日）では、「地域包括ケアシステムの基本的理念」が次のように定式化されている。

「1 介護給付等対象サービスの充実・強化、2 在宅医療の充実及び在宅医療と介護との連携による継続的な支援体制の整備、3 介護予防の推進、4 日常生活を支援する体制の整備、5 高齢者の住まいの安定的な確保」⁵⁾。

この定式においては、介護保険の守備範囲は、主に1の項目に限定され、地域包括ケアシステムが1から5の項目を包含する関係にあることが示されている。したがって、介護保険財源から支出される部分も、主に1に限定されることになる。

介護保険との関係で、地域包括ケアシステムが必要とされる理由は二つあると筆者は考える。

一つは介護保険の財政的問題である。介護保険は、公的な介護保険（社会保険）であり、40歳以上の人には加入が強制され保険料の支払いを義務付けられる。保険料総額と同額の税金も投入されている。介護保険の給付額の増大は、保険料だけでなく国や自治体にとっては財政支出の増大に連動する。財政支出の増大をできるだけ避けたい国は、介護サービス需要の増大に対して保険給付の抑制を強めなければならなくなる。その手段が社会保険の「社会」的側面=公的な財政負担を相対的に縮小しつつ、他方で「保険」的側面の強調、つまり保険原理=「共助」の性格を強く訴えることである。「共助」とは、助け合いであり連帶で

ある。連帯は大事であるが社会保障の制度である介護保険を「共助」に限定するのは、公的責任の負担軽減を意図しているといわざるを得ない。

2009年の「地域包括ケア研究会報告書」では、介護サービスにおける「自助・互助・共助・公助」の役割分担を提起し、社会保険である介護保険を「共助」の仕組みと断言している。先に見た「高齢者介護研究会」の2003年の報告書では、介護保険制度を「公的な共助のシステムである」と性格づけていたが、ここではその理解が変更されている。この変更は、現在の介護保険制度改革と「地域包括ケアシステム」構築を積極的に進める厚生労働省の方針を理解するうえで、重要なポイントとなる。当該箇所を引用する。

「介護費用が増大する中で、すべてのニーズや希望に対応するサービスを介護保険制度が給付することは、保険理論からも、また共助の仕組みである社会保障制度の理念に照らしても適切でない。一定限度までの介護サービスを、その内容と成果を吟味しつつ介護保険制度が給付することは当然であるが、自助・互助・公助との適切な役割分担を検討していかなければならない」⁶⁾。

「自助・共助・公助」から「自助・互助・共助・公助」へと変更したのは、かつては介護保険を含む社会保険を「公助」と性格づけていた解釈を、「共助」＝助け合いに矮小化したため、近隣の助け合いなどの本来の「共助」との区別がつかなくなり、それらを「互助」と言い換えなければならなかつたからである。

介護保険＝「共助」という考え方は、2009年以降の厚生労働省の公式見解である。この公式見解にもとづいて、介護保険が「介護の社会化」を実現し、要介護者もその家族も介護の問題から解放されると国民が期待したのは幻想であったと、介護保険を制度化した当の元厚生労働官僚が述べている。まず、その言い分を引用する。

「介護保険ができれば、高齢化に伴う生活やケアの問題のすべてが解決できるような幻想がふりまかれた」。「介護保険が2000年に創設されてから、これで高齢化に伴う問題はほぼ解決できると

いう楽観的な考えが生まれ、自治体では、いろいろな福祉事業から手を引く動きがあった。その反省から、2005年の介護保険法の改正で、地域支援事業が生まれ、地域包括支援センターも制度化された。地域包括ケアは、この流れの延長にあるが、その何もかもを介護保険制度でカバーしようとするものではない」⁷⁾。

介護保険の限界を、これほどあからさまに指摘するのは、介護保険を「共助」に限定し、その領域から外れるサービスを「互助」である地域の助け合い、あるいは限定された範囲内での市町村によるサービス＝「公助」へと誘導する意図があるのではないかと、筆者は推測する。

III 診療報酬の改定

厚生労働省による政策誘導は、介護報酬の改定によってなされる。これは、医療政策において診療報酬の改定が、医療供給側（病院などの医療機関）を特定の方向へ誘導するのと同じ仕組みである。例えば2014（平成26）年度の診療報酬改定では、一般病床のなかで看護師の配置がもっとも手厚い「7対1病床」（入院患者1人に対して看護職員7人）の入院基本料算定要件が厳格化された。一つの具体例をあげると、新たに「退院患者割合75%以上」（直近6か月間）という計算式が算定要件として導入された。その政策的意図は、より重症の患者に対応するため、従来の「7対1」よりも手厚い入院基本料を設定し、上記のようないくつかの要件を満たすもののみを、高度急性期に対応する病床と位置づけたことにある。他方で新たに地域包括ケア病床を新設し、これには急性期病床みなみの入院基本料を設定した。

厚生労働省の意図は、国民医療費39兆3千億円（2013年度）の4割近くを占める入院費用の増大を抑制する手段の一つとして、現在36万床ある「7対1病床」を2014年度から2年間で9万床減らすことにある。そのため地域包括ケア病床には、当面急性期並みの入院基本料を設定し、病床転換を促している。地域包括ケア病床では、

看護師の配置数が急性期病床にくらべて少なくてすむので、経営的にはメリットがある。

2014年度の診療報酬改定において、回復期に対応する地域包括ケア病床を新設し、相対的に高い入院基本料を設定したのは、病床を新たに高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4区分とする第6次医療法改正に向けた準備である。4区分の病床を患者の病状に応じて入退院させることで、ベッドの回転率を高め、その結果として医療費増大を抑制しようとのねらいである。

厚生労働省は、診療報酬による誘導だけではなく、より直接的な病床数の削減計画を準備している。同省は、患者の需要を上回る過剰な病院のベッドは削減するとの方針で、2015年度から、都道府県が主体となって4区分の病床ごとに数値目標を設定し、2025年度までに想定必要数を大幅に上回るとみなされる重症患者向けの入院費の高い病床などを、重点的に減らす予定である。

他方、在宅で療養する患者の主治医への診療報酬として「地域包括診療料」が新設された。高血圧症や認知症など複数の慢性疾患を有する患者に、患者の同意を得たうえで「継続的かつ全人的な医療」を提供することを目的としている。具体的には、一元的な服薬管理、健康管理、介護保険の相談、24時間対応などを包括したサービスに対して、15,030円（月1回）が支払われる。「地域包括診療料」新設のねらいは、在宅療養と介護の連携促進である。

IV 介護報酬の改定と介護人材不足対策

介護においても医療と同様、給付費の抑制が至上命題である。2014年6月に成立した「地域医療・介護総合確保法」にもとづいて、介護保険制度が改正されたが、そのおもな項目と実施時期は、以下のとおりである。

要支援者への訪問介護・通所介護を介護保険給付から外し、市区町村の事業に移す（2015年4月から17年4月）。年金収入が年280万円以上の利用者の自己負担を1割から2割に引き上げる

（15年8月）。特別養護老人ホームの入所者を原則として要介護3以上の人人に限定（15年4月）。入所施設の食費・住居費（自己負担）の補足給付（低所得の人への負担軽減対策）を縮小（15年8月）。

介護給付抑制のもっとも強力な手段は、公定価格である介護報酬の引き下げである。3年に1度見直される介護報酬は、2015年度に9年ぶりの引き下げが予定されている。下げ幅は、マイナス2.27%である。政府は、介護報酬引き下げの一方で、介護現場で働く人たちの賃金を月1万2千円引き上げるという。のために介護労働者の待遇改善に使い道を絞った加算金の仕組みを作るというが、現場からは、その実現を疑問視する声も上がっている。

介護現場が慢性的な人材不足であることはよく知られている。2014年1月の有効求人倍率が全職種で1.10倍であるのに対し、介護サービスは2.41倍（季節調整前）であり、その主な理由は待遇の悪さにある（「朝日新聞」2014年12月16日）。施設で働く介護労働者の月給は、2013年で全職種平均より約10万円低い約22万円である（同2015年1月13日）。政府のもくろみどおり賃金を月1万2千円引き上げたとしても、人材不足が解消されるとは思われない。

介護現場の人材不足対策として、外国人の受け入れ案が浮上している。すでに経済連携協定（EPA）にもとづき、2008年度からインドネシア・フィリピン・ベトナムの3か国から約1500人受け入れているが、介護福祉士の資格を取得した人は約240人に過ぎない（「日本経済新聞」2015年1月24日付）。さらに安倍政権は新しい成長戦略として「日本再興戦略」再改定版をつくり、その一環として、介護職も新たに「外国人技能実習制度」の対象とし、最長5年受け入れる方針である（同2015年1月27日）。

劣悪な職場環境と低賃金が、人材不足を慢性化させ、介護に意欲を持っていた介護労働者の職場離脱を生み出してきた。この根本問題に手を付けず、介護労働の供給源として外国人労働者の導入

を進めることは、介護サービスの受け手と担い手の双方にとって、幸福な状態を作り出すとは到底思えない。

V 医療の生活への接近

地域包括ケアシステムが必要とされるもう一つの理由は、医療の生活への接近、あるいは「治療モデル」から「生活モデル」への移行というより普遍的な変化が求められているからである。

リハビリテーション医の竹内孝仁氏は、介護保険導入以前の特別養護老人ホームでの自らの医療と介護の実践から、従来の特養ホームでの「病院型待遇」すなわち入居の高齢者たちを「医学的対象」として扱ってきたケアのありかたを失敗と総括し、その自己批判に立って近代医学の方法論に対して反省を迫った。以下の指摘は、現在進められている地域包括ケアシステム構築にも大きなヒントを与えてくれると思われる。

「病への接近、臓器、細胞、免疫、遺伝子や分子生物学への切り込みは、方法論としては当然の成り行きであったし、そこから多くの成果も得たが、残念なことにその過程で『生活』が見失われていった。いいかえれば、私たちが出発点として与えられた生活の回復には、本来多くのアプローチがあったはずなのに、かたくなに『疾病治癒』に執着しすぎて他をかえりみないところに、初期の失敗があったといえよう」。「疾病のみを対象とした方法論からの脱却は、癌患者のターミナルケアに顕著にみられるものである。そこでは癌そのものをどうするかという視点から、苦痛の少ない精神的安らぎのある生活へとテーマが移っていて、QOL (quality of life = 生活の質) がさかんに用いられ、そのことを中心に据えた概念としてターミナルケアが、あるいはそのための施設としてホスピスが論議されている」。「疾病から生活へのアプローチの転換が、末期癌という生命の終わりの時期に登場するのは、経過からみてやむをえないとはいえ、遅きに失した感もなくはない」。「人間的な生活はだれしも望むところであり、

QOL はすべての病者、障害者、高齢者、そして健常者にとって共通する核心的なテーマであるはずである」。「より人間らしい充実した生活——QOL のより高い生活を求める援助するには、癌患者のターミナルケアがもつように、疾病学的観点からトータルな生活へのわれわれの視点の転換が必要であった」。「私たちはこれを『生活への接近』と呼びたいと思う」⁸⁾。

生活の視点から医療提供体制を論じることは、一般的になってきている。最近の論考から一つ紹介したい。飯島勝矢氏は、在宅医療の基本的な考え方を「治す医療」から「治し支える医療」へと題して次のように論じている。

「今後とも病院医療は重要な役割を果たすが、それに併行して、高齢期であってもいかに生活の質を保ち、よく生き切って人生を閉じることができるかという時代の要請に応える在宅医療も求められている。すなわち、「患者は病人である前に『生活者』なのである」という理念を医療・介護関係者すべてがあらためて認識し直し、我々が生活者として生き切れるよう地域の中で包括的な体制でみて（診て、見て）ゆく方向へと医療の提供体制を大きく変えなければならない。言い換えれば、従来の「治す医療」から「治し支える医療」への転換が必要な時期に差し掛かっている。そのためには、在宅医療の基盤作りと底上げが必須となる」⁹⁾。

この医療の「生活者」視点に立てば、地域包括ケアシステム構築の課題は、病弱な高齢者とその家族だけに対応するものではなく、その地域で暮らす人々すべての生活を保障する仕組みをつくり、働かせることにある。

VI いつまでも安心して暮らせる 地域を目指して

地域で保健・医療・福祉のネットワークを形成し、日常的に高齢者の生活を支える活動は、先進的な地域では 1970 年代から始まっていた。本稿の冒頭で紹介した広島県御調町などがその先進例

である。こうした活動は、市町村で保健・医療・福祉の専門家たちが担い、公的な社会保障の一環である医療給付や社会福祉サービスとして提供されていた。当初は在宅医療の展開は十分ではなく、社会福祉サービスは対象者が限定されていた。その後、高齢化が進む中で、その限界があらわになり、新しい制度が作り出されることになった。2000年から始まった介護保険制度は、こうした背景から生まれたものである。しかし、介護保険制度はサービス供給の拡大と同時に、公的な責任・守備範囲の縮小を伴うものであった。その背後には国の財政負担の軽減と公的サービスの市場化・民営化へのねらいがあった。

従来からの高齢者福祉サービスの大半は介護保険の給付事業に移され、介護保険サービスは、民間事業者が提供する仕組みとなった。その結果、福祉事務所には高齢者担当のケースワーカーは配置されなくなり、本来、高齢者保健と高齢者福祉を一体のものとして提供すべき市町村は、介護保険の給付管理に業務のウエイトを置くようになってしまった。市町村で医療と介護の両方に通じた専門職は、きわめて少ない。

介護保険の事業計画は、高齢者保健福祉事業計画と一緒にものとして策定されることになっているが、その理由は、この介護保険の限界を市町村の高齢者保健福祉事業で補うことにある。こうして介護保険の事業と保健・医療・福祉の諸機関・諸制度をつなぐ調整機関として、地域包括支援センターが設置されることになった。

このために2006年に改正された介護保険法は、新たに地域包括支援センターの設置を定めた。その目的は、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うこと」であり、「市町村は、地域包括支援センターを設置することができる」と定められたが、民間事業者への委託も可能とされ、市町村直営と民間委託の2種類のセンターができることになった。

厚生労働省は、「地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げて

いくことが必要です」と言っているが、地域包括ケアが、社会保障制度としての介護保険の守備範囲を「共助」に狭め、「互助」といったお金のかからない助け合いに生活支援の部分を委ねようとするのは問題である。現在策定作業が進行中の第6期介護保険事業計画の内容がそうならないように工夫することが、各市町村で求められる。また計画策定への住民の積極的な参加も必要である。

介護が必要になった時に、自分の意思で自分の暮らし方を決められること。そのためには、地域にその意思を実現できる医療・介護・生活支援などの社会資源が充実していることが前提条件である。地域包括ケアの構築がそうした方向へ向かうことを期待する。

(2015年2月5日脱稿)

引用文献

- 1) 山口昇「第2章 地域包括ケアのスタート展開」『地域包括システム』オーム社、2012年、13頁。
- 2) 高齢者介護研究会『2015年の高齢者介護——高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて』厚生労働省、2003年 www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/index.htm (最終閲覧、2015年2月4日)。
- 3) 地域包括ケア研究会『 地域包括ケア研究会報告書——今後の検討のための論点整理』厚生労働省、2009年、6頁。www.mhlw.go.jp/houdou/2009/05/h0522-1.html (最終閲覧、2015年2月4日)。
- 4) 松本均「地域包括ケアシステム実現へのレシピ」『介護保険情報』社会保険研究所、2014年9月号、76-77頁。
- 5) 厚生労働省老健局「全国介護保険担当課長会議資料①」(2014年7月28日)、9頁。
- 6) 地域包括ケア研究会、前掲書、3-4頁。
- 7) 宮島俊彦「地域包括ケアの展望【その1】課題の方向」『社会保険旬報』2510号、2012年、18-19頁。
- 8) 竹内孝仁『医療は「生活」に出会えるか』医歯薬出版、1995年、56-58頁。
- 9) 飯島勝矢「第2章 在宅医療の基本的な考え方」、東京大学高齢社会総合研究所編『地域包括ケアのすすめ』東京大学出版会、2014年、17-18頁。

(さとう たかとし 所員 立命館大学)

介護離職者増加と公的介護サービス充実による就業率の改善

橋本 貴彦・山辺 晃生

近年、家族介護等による介護離職が社会問題化し、その数は約72万人にものぼるという。そこで本稿では無業者が就業するための公的介護サービス增加のコストと就業率増加の効果とを比較し、効果がコストを上回ることを示した。

はじめに

介護サービスの公定価格の切り下げが2015年4月から予定されている。改定幅はマイナス2.27%、内訳は在宅分マイナス1.42%、施設分マイナス0.85%である（厚生労働省第119回社会保障審議会介護給付費分科会資料、2015年2月6日）。安倍政権では、他にも要介護者に対する公的介護サービス供給を政府から切り離すことや削減する方向を推進しており、そのような政策の帰結や経済的な含意、そして介護サービスのもつ社会的意義を検討することが迫られているといえよう。

一方、近年取り上げられているのが介護離職者問題である。この介護を理由に職を離れる人の増大により、団塊世代が後期高齢者となる2025年以降はさらなる就業率の低下による就業者数の減少が危惧されている。ここでいう就業率とは15歳以上の人⼝に占める就業者の割合である。事実、日本では介護離職者は近年まで増加傾向にあり、ここ数年絶対的な人数においては高水準を保っている。総務省「就業構造基本調査」によれば、2007年10月から2012年9月末までに43.6万人が介護離職しており、2012年までの累計で約72万3千人という無業で介護をしている人々が存在する。

では、何故このように介護離職者数が増加してきたのだろうか。この問い合わせには仕事と介護の両立が困難であるためだと言える。このことは政府の行う介護政策と関連している。実際に、内閣府が2011年に発表したワーク・ライフ・バランスの現状と課題を分析する報告書「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2011」によると、介護離職者が離職を余儀なくされたこととなった理由のひとつに、「当時の勤務先では介護休業を取得することができなかった・取得しづらかったため」と挙げておらず、これが全体の30.1%を占めていた（内閣府2011、133頁）。以上のことから、介護離職者増加の背景には、仕事と介護の両立の難しさや公的介護サービスへのアクセスの困難性とが関連していると考えられる。このような状態をどのように改善できるであろうか。本稿では、公的介護サービスと就業率の関係に焦点をあてて分析を進める。具体的には、公的な介護サービスの増大によって家族介護の負担が軽減され、就業を希望しながらも介護のために無業であった人たちが就業を開始できる可能性を探る。そのために就業者の増大数と公的介護サービスを増大させるために必要な労働コストを試算し、比較するものである。ただし、今回の考察では公的介護サービスを施設介護サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に限定している。

以上のような研究は類似したものがすでに少なくとも二つある。まず、宇野（1994）では、家族による介護コストを、「高齢者の家族の就業率がそれほど高くない」（宇野 1994, 231 頁）ことを踏まえて、家族介護の評価額を家事援助型ホームヘルパーと同等と考え、家族ケアの社会的費用を推計している（宇野 1994, 231-240 頁）。以上の研究は家族介護を担う人たちの労働投入量を推計した点は我々と同方向の研究であるといえる。しかし、宇野の計測ではそもそも介護を担う家族が就業する希望を持つことを想定していない点が本稿と異なる点である。

次いで、経済企画庁経済社会研究所（2000）では労働配分に着目し検討している。ここでいう労働配分とは、各種財・サービスの生産に従事している労働者の社会全体に占める割合をいう。この論文では介護サービス増大によるコスト増加と就業者数増加の効果に関する計測についてのアイデアが提案されている。本稿はこの研究のアイデアに基本的に依拠している。具体的には、2000 年当時の家族介護サービス生産額 1 兆 6814 億円は市場介護サービスにおける雇用者所得相当とみなすことができると定義しており、この家族介護サービスをすべて市場介護サービスに置き換えると、追加的な市場介護サービスの需要額は当時で 2 兆 4947 億円になると算出している。結果として、家族介護サービス生産従事者の約 49 万 8000 人が解放され、職務に復帰できることになるとい

うものである。そこで、本稿では先行研究のうちの経済企画庁経済社会研究所（2000）に着目し、公的介護サービスと就業者増加との関係に着目する。さらに、この先行研究では、直接的な労働のみに着目しているが、本稿では介護サービスを純生産するために投入される中間生産物（原材料等）の生産に必要な間接労働も考慮することにより精緻な計測を行う。

以下では、第 I 節で介護を行う無業者の推移について概観する。次いで第 II 節では、無業者のうちで介護を行っており同時に就業を希望する人たちの家族に対して公的介護サービスを受けさせるために必要な直接・間接に必要な介護サービスの労働量を推計し若干の考察を加える。

I 近年日本における介護離職者の構成

就業を希望しながらも無業でいるケースはいったい何人なのだろうか。総務省「就業構造基本調査」によれば、1997 年の 10 月から 2002 年の 9 月の 5 年間における介護離職者数は延べ 52.4 万人だったのに対して、2002 年 10 月から 2007 年 9 月の 5 年間に介護離職者数は延べ 56.8 万人と前の 5 カ年と比べて 4.3 万人増加していた。さらに、2007 年 10 月から 2012 年 9 月末までに 43.6 万人が介護離職していた。表 1 は家族の介護・看護を理由とする離職者数を男女別年齢別に表したものであるが、2012 年時点での無業で介護をしている人々が累計 72 万 3100 人存在する。

また、介護離職者における男女比は女性の方が多いことも特徴である。この表 1 からも見て取れるように、どの年代においても男性よりも女性の方が介護離職を余儀なくされた人が多く、全体に占める女性の割合は 70.9% であった。そして、その総数は年代が上がるにつれて増えていることも分かる。特に、55 歳から 59 歳までの女性の割合は 11.9% と性別年代別で最も大きい。また、30 歳

表 1 介護をしている無業者の内の就業希望者

（単位：人）

	合計	男	総数に占める割合	女	総数に占める割合
総 数	723,100	210,400	29.1	512,700	70.9
30 歳未満	46,200	17,400	2.4	28,800	4.0
30～39 歳	71,600	19,400	2.7	52,200	7.2
40～44	67,700	11,000	1.5	56,600	7.8
45～49	75,400	12,300	1.7	63,100	8.7
50～54	88,600	14,700	2.0	73,900	10.2
55～59	109,800	23,500	3.2	86,300	11.9
60～64	125,400	48,300	6.7	77,100	10.7
65～69	67,900	30,400	4.2	37,400	5.2
70 歳以上	70,500	33,300	4.6	37,200	5.1

出所：総務省統計局（2013）「平成 24 年就業構造基本調査」

未満の男女も存在することも見逃せない。その割合は男女合計で 6.4% である。

II 投下労働量モデルによる分析

前節までは主に日本における介護離職者問題の実態を概観してきた。そこで本節では、家族介護等により離職を余儀なくされた無業者の人々のうち職務復帰を望んでいる人々ができるだけ多く職務復帰させるための方策等を模索する。そして、そのために職務復帰するために必要な直接間接に必要な労働量を投下労働モデルと統計資料を活用して試算する。

以下では投下労働量モデルを置塙（1958）、山田（1991）、橋本（2006）、橋本・山田（2011）の研究をもとに説明をする。いま、介護サービス 100 万円の生産に直接的・間接的に必要な労働量、つまり投下労働量を定義しようとするときのような式になる。

$$t_i = \sum_{j=1}^{108} t_j a_{ji} + \tau_i \quad (i=1,2,\cdots,h,\cdots,108) \quad (1)$$

第 h 部門が介護サービス部門であるすると介護サービス 100 万円の投下労働量は t_h と表記することになる。(1) 式の内容を具体的に説明すると、まず右辺である $\sum_{j=1}^{108} t_j a_{jh}$ の部分は 100 万円分の介護サービスを生み出すために必要な間接労働（1 年以内に消費される原材料などの中間生産物（医薬品、介護用具等）の生産に投じられる投下労働部分）を表しており、 τ_h の部分は 100 万円分の介護サービスを生み出すために必要な直接労働を表している。また、(1) 式を用いることで介護サービスに直接間接に労働に従事する人々の総数

を算出することができる。

$$N_h = t_h \cdot Y_h \quad (2)$$

(2) 式はその従事者を表す式であり、介護サービス 100 万円分の投下労働量を Y_h である第 h 財に関する最終需要（純生産額）に掛けることで求めることができる。

$$N_{sha}/N_h \quad (3)$$

次いで、 N_{sha} である潜在的就業者を (2) 式で求めた直接労働に従事する総数で除すことによって、直接・間接の介護サービス 1 単位労働当たりの潜在的就業者数を求めることができる。この (3) 式が 1 を上回れば、介護サービスの直接・間接の労働を 1 単位ほど増大させた場合に、それを上回る潜在的な就業者数を労働市場に参加させることができるとなる。

表 2 は、先ほど説明した投下労働量モデルを用いた計算結果である。なお、計算を行う際に用いたデータは経済産業研究所が作成している日本産業生産性データベース（JIP）2013 を用いている。詳細な説明は補論で行ったので参照されたい。

以下、計測により明らかになったことを説明する。まず、日本国内で介護サービスに従事する常勤換算従業者数は各 3 施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）を合計して 498588 人であった。これは、公的介護サービスの直接労働に従事する人の総数とみなすことができる。また、3 種類の介護施設の在所者数は合計で 766128 人存在する。以上のことから、これら在所者数を常勤換算従業者数で割ると常勤換算一人当たりの在所者（利用者）数を求めることができる。結果、1.54 人という数値が算出された

表 2 介護サービス部門の必要労働者数（2005 年）

	常勤換算従業者数	在所者数	常勤換算職員一人当たり利用者数（2005 年）	3 施設平均の常勤換算職員一人当たり利用者数（2005 年）	無業者看護・介護	必要労働者数（直接）	必要労働者数（直接・間接）	比率
介護老人福祉施設	229,389	376,328	1.64	1.54	723,100	470,585.8	586,524.9	1.23
介護老人保健施設	169,244	269,352	1.59					
介護療養型医療施設	99,955	120,448	1.21					

注) 総務省「平成 12 年産業連関表」での介護（施設）は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

(表2の3施設平均の常勤換算1人当たり利用者数)。この数値は、利用者1人に対して1名の家族介護を行っていると仮定する(女性の家族介護者1名が何名の介護を行っているかについては小山(2012)を参照のこと。今後この詳細な検討は課題とする)と、介護施設の職員を1人増やすことによって1.54人の無業者を職務復帰させることができるという意味で読み替えることができる。さらに、直接労働だけではなく、介護サービスに必要な間接労働を加えた試算では723100人の無業者すべてを職務復帰させるには直接労働従事者のみだと470586人、間接労働従事者も含めると586525人の労働者が必要になる。結論として、公的介護サービスの直接間接の労働者を1名増加させることによって、1.23名(表2の最右欄)の介護離職者を労働市場へ再び送り出すことができることがわかった。

おわりに

現在日本で顕在化しているいわゆる介護離職者問題を検討した。その内、就業を希望していながら、家族を自宅で介護している無業となっている人たちは2012年時点で約72万3千人に上ると推計されていた。この介護離職者は、年々増加しているが、特に女性が占める割合が高い。そこで、本稿ではこの介護のための無業者が就業するために必要なコスト(介護サービスの直接労働と間接労働)を計測し、就業率増加の効果とコストとを比較した。この就業率増加の効果とは、介護の無業者が介護サービスをアクセスできるようになることで家族介護から離れ、労働市場に参加することが可能となった就業者の增加数である。計測の結果、後者は前者を大きく上回り、公的介護サービス、その内でも介護施設の増設は、就業者を増加させるだけではなく、その施設建設のための投下労働量分を考慮しても、プラスの就業者(労働支出)の増加を実現できることを示した。

以上の結果は、介護サービスの持つ社会的意味の一端を示すものである。すなわち、介護サービ

ス部門内の活動は、単に日本の一産業部門ということに留まらず、他部門や国民経済の就業率を高めるという意味において社会的な意味を持つ。しかし、冒頭述べたように現在日本では、公的介護サービスの縮小が予定されている。この政策によって、介護サービスの供給量を低下させ、結果として国民経済全体の就業率の低下をもたらすはずである。安倍政権自身の経済政策のうちの成長戦略が就業率を上昇させハロッドの自然成長率を上昇させるためものであるならば、両者は矛盾した政策であると評価できる。この矛盾を内包した政策を実行し続けるのか、それとも矛盾を解消させるのか。解消させるとすれば、どのような方向でなされるべきか。検討すべき課題は大きい。

補論 日本産業生産性データベースと投下労働量モデル

次に分析対象となる部門と部門分類について確認する。本稿で、内閣府経済社会総合研究所のデータベースを延長して作成している産業経済研究所の日本産業生産性データベース(Japan Industrial Productivity Database: JIP)を利用した。2013年版であるJIP2013データベースは、1970年から2010年までを対象とし産業部門を108部門に分割している。またこのデータベースでは、生産性を計測するための産出量や各種投入量を掲載している。以下では、JIP2013データベースと投下労働量の計測方法との関連を中心に説明する。

τ_i : 直接労働投入係数は、JIP2013データベース内の労働関連データから算出している。具体的には、マンアワーデータを利用した。 a_{ij} : 中間投入係数は、JIP2013データベース内の産業連関データから算出している。具体的には、実質産業連関表(基準年2000年)より取り出した実質中間投入額の各列を当該産業の産出額で除した。しかし、実際にこのようなデータによって計算できるのは、JIP2013データベースの産業分類の102

社会保険・社会福祉（政府）と105社会保険・社会福祉（非営利）の投下労働量である。この社会保険・社会福祉産業は、日本標準産業分類細分類の特別養護老人ホームと有料老人ホームの他に、福祉事務所と保育所、その他の児童福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業などを含む広範な部門を包括した分類となっている。よって社会保険・社会福祉の投下労働量は、本稿で計測をするべき介護老人福祉施設と介護老人保健施設、介護療養型医療施設を統合した投下労働量とは厳密には乖離したものとなる。そこで、本稿では以下のような推計を行った。まず、JIP2013を活用し社会保険・社会福祉産業の投下労働量の間接労働と直接労働の比率を計算した。次いで、厚生労働省「平成17年介護サービス施設・事業所調査」の常勤換算職員一人当たり利用者数を利用し、無業で介護を行っていた723200人に乘じることで、この人数分の介護サービスを行うための直接労働を推計した。ただし、ここでは無業で介護を行う人に対して1人の介護を受ける家族がいることを前提としている。その上で、先の間接労働と直接労働の比率を活用して間接労働を推計し、無業者一人を介護サービスから解放し、就業させるための直接・間接に必要な労働量（投下労働量）を計算した。

参考文献

- [1] 宇野 裕 (1994) 「老人介護の社会的費用」(社会保障研究所編『社会保障の財源政策』、東京大学出版会所収)。
- [2] 置塩信雄 (1958) 「不等価交換の実証」、『商学論集(福島大学)』第27巻第3号 (置塩信雄 (1977) 『マルクス経済学』、筑摩書房所収)。
- [3] 経済企画庁経済社会研究所 (2000) 「介護・保育サービスライット勘定の研究結果」、『季刊国民経済計算』第124号。

- [4] 小山泰代 (2012) 「女性から見た家族介護の実態と介護負担」『人口問題研究』第68巻第1号。
- [5] 橋本貴彦 (2006) 「全要素生産性と全労働生産性の比較分析」『立命館経済学』第55巻第4号。
- [6] 橋本貴彦・山田 彌 (2011) 「全労働生産性と全要素生産性の比較と測定」『立命館経済学』第59巻6号。
- [7] 山田 彌 (1991) 「投下労働量・労働生産性・労働交換率の測定」、『立命館経済学』第40巻第1号。
- [8] 山本 真・黒田祥子 (2014) 『労働時間の経済分析』日本経済新聞社。

資料

- [1] 経済産業研究所「日本産業生産性データベース (JIP) 2013」<http://www.rieti.go.jp/database/JIP2013/> (最終閲覧日 2014年12月26日)
- [2] 厚生労働省「仕事と介護の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/h24_itakuchousa.html (最終閲覧日 2014年11月5日)
- [3] 厚生労働省「介護事業経営実態調査(各年)」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/78-23.html> (最終閲覧日 2015年1月17日)
- [4] 総務省「就業基本構造調査(平成19年)」<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2007/> (最終閲覧日 2015年2月8日)
- [5] 総務省 (2004) 「平成12年産業連関表」。<http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/report-11/index.html> (最終閲覧日 2014年11月8日)
- [6] 内閣府 (2011) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2011」<http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/report-11/> (最終閲覧日 2014年11月8日)
- [7] 明治安田生命福祉研究所 (2014) 「仕事と介護の両立と介護離職」http://www.myilw.co.jp/life/enquete/pdf/28_01.pdf (最終閲覧日 2015年1月17日)

(はしもとたかひこ 立命館大学・
やまべあきお 立命館大学学部生)

第7回人間発達日中会議

解題

第7回「人間発達の経済学」日中会議の成果と課題

大西 広

「人間発達の経済学」についての日中交流は9年前に遡る。京都大学で研究大会を開催するに際して、中国で「人間発達の経済学」を提唱している南京師範大学の許崇正教授をお呼びして交流をしたことに始まっている。「人間発達の経済学」は中国語では「人的発展経済学」と書かれるが、『資本論』第一巻の第13章や第23章など我々基礎経済科学研究所が典拠としていたところとまったく同じ個所を典拠として資本主義の下での人間の発達の問題を経済学の中心課題としたものだったので、隣国におけるこのような経済学の出現に大いに励まされ、その中国側提唱者である許崇正教授の研究グループと我々も交流したいと考えたものである。近代経済学を主流とする世界の経済学会ではHuman Development Economicsとはアマルティア・センに始まったものとして扱われているが、そうではない。『資本論』さえきちんと読めば、様々に発展させられうるその豊かな基本的内容を学ぶことができ、実際に国境の向こうでは独立にそうした『資本論』理解が広まっていたのである。そのことを示すひとつの重要な国際的な交流であった。

その後、この交流は、我々日本側のメンバーが2度南京師範大学での国際学会に参加するという形をとり、さらにその後の5年間（2010-2014年度）は日本学術振興会「アジア・コア」資金の支援も得て、日中両国で毎年交互に国際会議を開催する、という形となった。具体的には、京都大学、中国政法大学（北京市）、札幌学院大学+北海道教育大学（札幌市）、安徽大学（合肥市）を経て今回、慶應義塾大学三田キャンパスとなった

ものである。この5年間はこうしたインテンシブな交流のおかげで特に中国側における「人間発達の経済学」の権威は高まり¹⁾、許崇正教授を会長とするこのテーマの学会が設立され、かつまた権威ある学術出版社から『人間発達の経済学』をタイトルとする教科書の出版もなされるに至っている。この出版社から出された教科書は中国の諸大学に大きな影響力があり、そのため「人間発達の経済学」をタイトルとした授業科目の設置多くの大学で見こまれている。西側世界ではマルクス経済学科目が縮小されようとしているが、中国ではこうして増やされようとしている。中国が「グローバル・スタンダード」を形成するひとつの有力な国となりつつある今、このような変化が我々との交流の中で生じているのである。我々はこの変化にもっと自信を深めてもいいように思う。

ともかく、こうした流れの中で開催となった今回の「日中会議」は最終回ということもあり、参加国が広がったことが特筆される。特に、その様子は冒頭の全体会（以下のプログラム参照）に日中韓ベトナムの4か国の代表が並んだことに表されている。韓国・ベトナムの代表は同じく私が副会長を務める世界学会（世界政治経済学会）の常連参加者としても交流を重ねてきた方々であるが、特にベトナム社会科学院のファン・バン・ドク氏には社会主义と人間発達の問題を議論するベトナム学術界のトップとしての発言のひとつひとつに重みを感じることができた。海外代表としては、この4か国以外からもラオスからの参加者が分科会報告を行ない、さらに中国少数民族のウイグル族とモンゴル族も参加をした。5か国7民族

の国際会議となったこととなる。

また、内容的にも冒頭の全体会は興味深いものであった。少数民族の企業家への成長を論じる冒頭の矢野・白石報告は「資本主義の文明化作用」も含めて市場と資本主義の人間への影響を哲学的に論じるファン・バン・ドク報告とも共振し、かつまた、職人気質やものづくりを重視する十名報告は日本など先進諸国の過度な金融依存に警鐘を鳴らすキム・ヒョンキ報告とも共振をしたものであった。もちろん、グリーン・エコノミーと人間発達との関係を論じる焦未然・許崇正報告も大変興味深いものであった。我々の今後の「人間発達の経済学」研究の重点分野としてあることをここで確認しておきたい。

なお、最後に、本研究交流が「日中交流」であったこと、およびここに参加した日本側参加者の多くが「中国研究者」であったことで、本交流が「中国研究」としての色彩を帯びたことについてひとこと述べておきたい。簡単に言うと、①中国研究の重要性も認識できたこと、がひとつと、それと同時に、②この研究でより普遍的な研究テーマを発見した、ということである。①について言えば、過去とは異なり隣国中国の世界的なプレゼンスの増大で客観的に非常に重要な研究対象

となってきていることがあり、②について言えば、やはり再び上述の全体会の議論を繰り返したい。中国を論じても韓国を論じてもベトナムを論じても、結局は同じテーマへと向かう。これがこのテーマの普遍性である。今後の我々の研究方向として参考にされたい。

以下では、会議報告者の要約を掲載するが、日本語の書けるメンバーにしか執筆依頼をしていないので、報告のすべての要約は掲載できていない。事情をご理解いただきたい。ただし、当日の報告をまとめた印刷物は別にあるので、関心の方は研究所事務局まで請求されたい。

注

- 1) 我々日本の「人間発達の経済学」を中国側から見ると「海外には”人間発達の経済学”という学問分野が成立している。それを中国で展開することが経済学の国際化につながる。」となる。我々の意図を越えてこうした効果が出ていることは歓迎されるべきである。ただ、それを受け容れる素地なしに中国でこのように受け止められることはなかっただろうから、我々の影響以前からの許崇正氏らの研究活動の成果とも言える。こうして国際的な学術交流はうまく「共振」することが重要である。

(おおにし ひろし 所員 慶應義塾大学)



大会プログラム

2014年12月6日（土）午前

共通セッション 司会 大西広（慶應義塾大学）

矢野剛（京都大学）・白石麻保（北九州大学）

“Efficiency of Trade Credit and Bank Finances:

An Ethnic Minority Area in China”

焦未然（南京師範大学）・許崇正（南京師範大学）（許崇正教授は不参加）

“Research on human development and the development path of China green economy”.

ファン・バン・ドク（ベトナム社会科学院）

“The relationship between the market economy and socialism from the perspective of the dialectics of the evolution of history and some characteristics of the socialist-oriented market in Vietnam”

キム・ヒョンキ（韓国慶北大学校）

“The Transformation of the East Asian Development Model”

十名直喜（名古屋学院大学）

「人間発達の現代産業論——21世紀型システムの創造に向けて」

2014年12月6日（土）午後

分科会1 日本語・中国語セッション 司会 濑戸宏（撲南大学）、Omarjan Hasan（新疆大学）

瀬戸宏（撲南大学）

「中国社会主義経済における国有企业の役割試論」

Omarjan Hasan（新疆大学）

「中国新疆自治区における少数民族企業家の発展について」

井手芳美（名古屋学院大学）

「中国の日系企業にみる創造的経営と入づくり——「経営理念」を活かしたグローバル化の新地平」

白明（名古屋学院大学）

「内モンゴルにおける産業経営と地域発展——持続可能な複合型経営への日中比較アプローチ」

中根康裕（法政大学大原社研属託研究員）

「横村浩から見る日本資本主義分析」

2014年12月6日（土）午後

分科会2 英語セッション

司会 ファン・バン・ドク（ベトナム社会科学院）

佐中忠司（広島大学名誉教授）

張淑靜（中国政法大学）

“Multi-Level Regional Governance of the European Union based on the European Sovereign-Debt Crisis”

チャン・トゥアン・フォン（ベトナム社会科学院）

“Human Development as the Goal of the Cause of Building Socialism in Vietnam”

白石麻保（北九州大学）・矢野剛（京都大学）

“An interpretation of planning economy era in China: Enterprises' behavior”

タノンサイ・ソーカムタット（ラオス国民経済研究所）

“The Impact on the Contract Farming on Poverty and Environment: A case study on the cassava plantation in Phin and Muen Districts, Lao PDR”

朱然（京都大学研修員）

“Is family farm inevitable in agriculture?”

楊麗娟（揚州大学）

“China's “Soviet Communications” research during the first half of the 20th century”

2014年12月7日（日）午前

分科会3 日本語・中国語セッション

司会 十名直喜（名古屋学院大学）

馬相東（北京行政学院）

「OFDI 中の産業空心化：日本経験与中国防範」

木下英雄（龍谷大学非常勤）

「地域別選挙区制度による富裕層独裁と眞の『普遍的価値』を実現する選挙区制度」

2014年12月7日（日）午前

分科会4 英語セッション

司会 キム・ヒョンキ（韓国慶北大学校）

李泳（中国政法大学）

“What Drives Stock Market Crashes in Emerging Economies”

嚴成男（新潟大学）

“The Changes of Labour Market Flexibility in Japan, China and Korea”

金江亮（京都大学非常勤）

“Rent in the Marxian Optimal Growth Model”

2014年12月7日（日）午後

共通セッション 司会 大西広（慶應義塾大学）

孫世強（河南大学）

「経済発展方式転型与経済軟実力空間分布関聯研究——以河南省18県市区域為例」

徐一睿（嘉悦大学）

「中国における都市化事業費の調達——地方債の起債について」

Efficiency of Trade Credit and Bank Finances: An Ethnic Minority Area in China

矢野 剛（京都大学）・白石麻保（北九州市立大学）

1998-2008 年の期間の製造業企業マイクロデータを用いて、中国新疆ウイグル自治区という典型的な少数民族地域における企業間信用及び銀行融資のそれぞれによる金融仲介の効率性について考察をおこなった。そこでの統計的証拠によれば、企業間信用ファイナンスは少数民族企業への効率的な資金配分に失敗している。逆に、少数民族企業に対する銀行ファイナンスはそれに成功している。本研究の主要な発見は以下の 3 点である：(1) 企業間信用を受信した後、少数民族企業はその収益性や生産性の低さに起因する金融的苦境に直面すると受信した信用の返済をおこなわない傾向がある、(2) 銀行ファイナンスは少数民族企業に対してはより業績の良い企業に多くの資金配分をすること成功しているのに対して、業績の悪い国有漢族企業に対しては救済的融資により多くの資金配分をしてしまっている、(3) 銀行ファイナンスを通じる少数民族企業に対する効率的な資金仲介は比較的規模の大きな企業への貸し付けにおいて達成されている。

特に大規模少数民族企業への金融仲介において、企業間信用ファイナンスは効率的な資金配分に失敗している。可能性の高い説明は、金融的困

難に直面した大規模少数民族企業は取引相手に対する交渉力をを利用して受信した企業間信用の返済を遅延させる、というものである。国有漢族企業がその収益性や生産性の低さに起因する金融的苦境に陥り銀行に助けを求めてきた時には、銀行はそれら企業が救済融資を受けるのを許容してしまう。大規模少数民族企業に対する厳格で効果的なチェックとモニタリング、そしてそれら企業が（国有漢族企業とは異なり）救済融資によるソフトな予算制約状況にはないこと、この 2 つの良好なバランスが銀行融資が特に少数民族企業への効率的な資金配分に成功するのを可能にさせている。

JEL 分類番号 : G32; O16; O53; P34.

キーワード : 企業間信；銀行ファイナンス；少数民族企業；金融仲介の効率性；中国。

主要参考文献

- [1] Du, J., Lu, Y., and Tao, Z. (2012), 'Bank loans vs. trade credit: Evidence from China'. *Economics of Transition* 20: 457-480.
- [2] Yano, G and Shiraishi, M (2012), 'Efficiency of trade credit finance in China'. *Comparative Economic Studies* 54: 203-225.

人間発達の現代産業論

十名 直樹（所員 名古屋学院大学）

小報告は、「人間発達の経済学」視点から、現代産業を捉え直したものである。生業と分業、さらには人間発達の総合化の視点から現代産業を捉えるとともに、グローバル産業から地域密着型産業への展開、そして両者の統合化として、わが産業研究を位置づける。多様かつ複雑さを増す現代の諸課題に対し、創造的に切り拓く環境文化革

命、それを担う知的職人の 21 世紀的意義を明らかにする。

産業は、歴史的に俯瞰すれば、生命の生産と再生産を担う社会的な営みとして捉えることができる。産業には、古より生業を通して社会で生きるため身につける熟練・独創・技巧などの力量、の意味が込められてきた。産業革命以降、分離・分

化の進行に伴い、職業という、仕事の分担（すなわち分業）に関わる意味が付け加わるなか、現代産業には両者の意味が含まれるに至っている。

ものづくりを中心とする筆者の産業研究は40年余になるが、前半の20数年は、日本の高炉メーカーを中心とする鉄鋼産業研究、すなわちグローバル産業・大企業体制へのシステムアプローチがメインであった。その後、赴任先の大学に近在する地場産業・中小企業の研究に着手するに伴い、後半の10数年間は地域密着型産業・経営へのシステムアプローチをベースとするに至っている。今や、グローバル概念を捉え直し、ローカルなものを再生し発展させる、という両視点から、現代産業をいかに包括して捉えるかが、研究課題となっている。

多くの産業や地域が、かつてない困難に直面する中、企業や行政にあっても多岐にわたる課題を抱えており、持続可能なものに変えていくには、これまでにない創造性が各職場・各位に求められている。その手がかりは、自らの仕事を、より広く深い視点から見つめ直すことにある。それをして、産業、経営、地域の諸課題を掘り下げ、創

造的に捉え直し、政策的な提起につなげていく。それは、市民活動・企業・行政においても求められている創造的人材育成の課題である。

『資本論』第1巻第13章は、少年・児童教育における半労半学の教育実践と労働規制が示す高い効果をふまえ、大工業における労働と教育を適切に結びつけたシステムを、「全面的に発達した人間を生み出すための唯一の方法」として提示している。

マルクスが示した「働きつつ学ぶ」まさに「働・学」融合のダイナミズムは、資本主義のさらなる発展を促し、より高い教育水準と知的欲求を有する多様な人材を輩出する一方、かつてなく複雑かつ深刻な地球的諸課題をも生み出している。持続可能な産業・地域システムづくり（いわば環境文化革命）を進めていくには、各産業・地域・職場における創意的な取り組み、すなわち「働きつつ」「学ぶ」にとどまらず「研究する」、まさに「働・学・研」融合の新たなアプローチ、が求められるに至っている。それは、現代の諸課題に応える多様な知的職人づくりに他ならない。

中国社会主義経済における国有企业の役割試論

瀬戸 宏（摂南大学）

中国革命の成功により、1949年中華人民共和国が成立し、最初の国営企業が生まれた。この段階の国有企业は、主に国民党政府系企業や外国資本企業を没収したもので基幹産業が多く、中国政府はこれで中国経済を左右できる基盤を得た。1952年中国経済が抗日戦争以前の水準に回復すると、社会主義化を進めることになった。一業種は原則として一国有企業、一企業で生産の全工程をまかぬうというソ連に似たものとなった。

中国は1956年に社会主義化を達成した。私企業は公私合営という形態をとってほぼすべて国営化された。この時期の国営企業の特徴は、国営の名にふさわしく国家が企業を直接管理したこと

ある。経済の成長には一定の効果があったが、その矛盾も明らかであった。1960年代の中国は、ソ連とは逆にスターリン体制の特徴をより純化することによって問題を克服しようと試みた。その帰結が文化大革命であった。

中共11期三中全会から改革開放政策が開始された。計画経済堅持はこの段階では当然とされていた。中共12回大会では「計画経済を主とし、市場調節を補助とする原則を正確に貫徹させなければならない」とされていた。個人経営の役割が承認された。

中共12期三中全会で「中共中央の経済体制改革の決定」が採択され、計画的商品経済が正式に

提起された。この段階ではまだ計画と市場のどちらが優先されるか、明記されていなかった。8人以上の従業員を雇用する私企業（非公有制企業）の存在も、この段階で公認された。中共13回大会。この大会は「社会主義の初期段階」を提起した。13回大会報告は「計画的的商品経済とは、計画と市場が内的に統一された体制である」と述べ、計画と市場のどちらが優先するかの判断は避けた。

天安門事件とその後の引き締めを経て、1992年に鄧小平が南巡講話をおこない、中国は再び改革に向かった。中共14回大会は社会主義市場経済を提起し、市場優先を明記した。国営企業は国有企業へと名称変更された。しかし全人民所有で

ある国有企業は経済上主要な地位を占めることは明確化されている。国有企業は1990年代後半以降基本的に民営化、株式会社化された。しかし一般的に株式の過半数は政府が管理し、政府が必要と認めた場合には企業運営に介入できる構造になっている。163の重要企業役員任命権は中共中央企業工作委員会が保持している。これらの国有企業は、エネルギー、通信、金融その他中国の基幹産業である。

現在の中国国有企業は資本主義社会の企業経営からみれば、極めて不正常な企業形態といえる。国家の介入度が極端に強いからである。しかし、この「不正常」にこそ中国共产党が現在も社会主義であると主張する重要な根拠がある。

中国の日系企業にみる創造的経営と人づくり ——「経営理念」を活かしたグローバル化の新地平——

井手 芳美（所員 名古屋学院大学大学院博士後期課程）

アジアにおける急速な経済成長とグローバル化によって、日本企業は、あらためてグローバル経営とは何か、中国における現地経営のあり方は何か、を問われている。グローバル経営下における日本の経営の特徴と課題を捉えた上で、中国の日系企業にみる経営理念を重視した創造的経営と人づくりのあり方を考えてみたい。

日本の経営の特徴と課題をグローバル視点から捉え直してみると、日本の経営にみる強みの部分は、人間尊重を重視した経営で、現場労働者に一定程度受容されたことであり、弱みの部分は、日本人管理中心の経営で、ホワイトカラーに受容されなかつたことである（島田晴雄（1988）『ヒューマンウエアの経済学』岩波書店、十名直喜（1993）『日本型フレキシビリティの構造』法律文化社、荒川直樹（1998）『中国で製造業は復活する』三田出版社）。

日本の経営は、人的資源の活用の仕方によつて、ある局面では集団としての強みになるが、場

や状況が変わるとこの創造性や人権を阻害する弱点にも転化することを示唆している。日本企業のグローバル化は、人的資源管理の質を如何に高めるかが大きな鍵と言えよう。それゆえ、経営理念を価値共有の軸として、人的資源を活かす創造的経営が必要となる。海外移転の本格化は、トヨタ自動車や東芝などの大企業においても、経営理念の見直しを促すなど、経営のグローバル化の画期をなしたものとみられる。トヨタでは、1935年に制定された「豊田綱領」を、1992年にグローバルに通用する理念へと変化させ、さらに1997年に改定している。一方、東芝も創業100周年（1975年）を機に、経営理念の明示化を図り、さらに1990年に、東芝グループの経営理念を制定してグループの価値統一を図っている。

経営理念を重視する経営は、中堅企業においてもみられ、中国日系食品メーカーH食品は、本社の経営理念を咀嚼した中国版経営理念を作成し、中国人社員に経営理念を浸透させるなど、経

営理念を基盤にした経営を展開している。さらに、現地現場に活かすアプローチ地域密着型の営業戦略でグローカル化を図るなどで、地域に根付いた経営をめざしている。

日本企業は、経営理念をグローバルな視点で変革するなど、会社の求心力を強め、各国、各地域

に根ざす経営を展開している。経営理念重視の経営は、日系企業のみならず中国企業の経営にも、深い示唆を投げかけるものと言えよう。

(なお、本稿は、博士論文の一部であり、予備審査をクリアし、本審査の直前（2015年1月末現在）に執筆したものである。)

内モンゴルにおける産業経営と地域発展 —持続可能な複合型経営への日中比較アプローチ—

白 明（所員 名古屋学院大学大学院博士後期課程）

内モンゴルでは、資源開発や企業誘致がもたらす経済的効果は著しいものの、一般地域住民の生活に直接的に反映されていない。むしろ、日常生活にかかわる生態系の破壊や環境の汚染などの問題が深刻化しているのが現状である。

そのため、内モンゴルでは地域住民の生活水準の向上に向けて、地域住民の中心産業である農林牧畜業を軸にした「新型工業」・観光業との有機的な複合、及びその活性化による「持続可能な複合型経営」が求められている（「新型工業」とは、筆者が定義する「工業」のことであり、広義での工業（化学工業・重工業など）ではなく、農林牧畜業の産物に対して、加工（商・製品化・ブランド化など）などを行う工業のことを指す）。

改革開放後、中国全土に吹く経済成長優先の「風」が、沿海地域から周回遅れの経済発展を遂げる内モンゴルを動き動かしている。その結果、草原を横切る高速道路や鉄道などのインフラ整備が進み、「鉱山資源開発」などによる工業の急拡大がみられる。確かに、経済成長がもたらす効果は一目瞭然であるが、他方からみると、「生態系破壊」「環境汚染」が深刻化し、結果的に「破壊型開発」になってしまっているのが現状である。それに、中国社会の最大の患部となっている3農問題、いわゆる農村地域の生産請負制や土地使用、及び都市部との格差問題など、様々な側面から現れている。

確かに、内モンゴルの地域発展には、資源開発や企業誘致などによる工業の発展も大事であるが、それを如何にして生態系とのバランスを図りながら効率的に地域づくりをしていくかが最も重要な課題である。

そのため、本研究では、内モンゴルにおける資源開発による「破壊型開発」に警鐘を鳴らすとともに、「草原産業」には、資源開発のみならず「農林牧畜業」の活性化が極めて重要であるということを指摘する。

特に、農林牧畜業を軸にした地域産業の活性化を日本と内モンゴルの比較視点から論じながら、地域住民の協働・主導による産業経営と地域づくりに光を当て、如何に生態系を保持しながら持続可能にしていくかという課題にメスを入れる。

研究の進め方としては、主に日本と内モンゴルの比較視点をふまえ、複合型経営による「6次化産業」などの先進モデルを中心に、現地調査・実証分析を行いながら進める。そして、そのあり方とそれに伴う地域発展の方針、及び実行プロセスなどを提案する。

これが本研究の目的であり、内モンゴルにおける「複合型経営」による「持続可能な地域づくり」への政策提言である。

(なお、本稿は、博士論文の一部であり、予備審査をクリアし、本審査の直前（2015年1月末現在）に執筆したものである。)

楳村浩の戦前日本資本主義分析

中根康裕（所員 法政大学大原社研嘱託研究員）

楳村浩（まきむらこう）は、戦前日本の非常に優れたプロレタリア詩人であり、歴史学研究者である〔楳村浩はペンネームで、本名は吉田豊道（よしだとよみち）〕。

楳村浩は1912年に高知県に生まれ、19才で日本共産青年同盟員として、日本帝国主義の中国侵略戦争に反対する闘争の先頭に立った。そのため治安維持法違反で逮捕・拷問・懲役3年の実刑を受けた。しかし楳村は帝国主義戦争反対の信念を貫き、獄中での病気が元で26才の若さで天に帰った。中国の孫文は1924年11月28日の「神戸演説」の結びで、日本は西洋帝国主義の番犬となるのか、東洋諸国の守り手となるのか、という痛切な問い合わせを遺した（『孫文選集 第3巻』社会思想社、1989年）。楳村たちは日本陸軍（高知第44連隊）兵営内にまで潜入して反戦ビラの配布を敢行した（『楳村浩全集』平凡堂書店、1984年）。中国侵略反対闘争は、楳村が孫文思想を継承したことを意味する。

楳村はこの闘争の最中、1931年の秋、処女作「生ける銃架」を創り、翌春に発表した。この詩は、家族と故郷から引き離されて侵略軍の兵士になつた日本農民と労働者へ向け、銃を「後ろに狙」って日本の資本家と軍部を打倒しようと強く訴えた。楳村は続けて日本プロレタリア詩の中でも傑出した「間島パルチザンの歌」を発表した。「思い出はおれを故郷へ運ぶ。白頭の嶺を越え、落葉松の林を越え」で始まるこの詩は、朝鮮の独

立運動に深く連帯し、朝鮮民衆はこの詩を読んで朝鮮人の作詩であると思ったほどであり、「間島パルチザンの歌」は中国吉林省の延辺大学で日本語テキストに使われた（『赤旗』2012年6月20日）。

加えて、楳村は歴史学の研究者であった。楳村は変節せず、1935年の刑期満了出獄後、23才のわずか数か月で、獄中で構想し終えていた三つの論文を書き上げた。その一つが『日本詩歌史』である（平和資料館「草の家」、1995年）。その中で楳村は戦前日本資本主義を分析し、政治的には「ブルジョアジー」が「急速に反動化」して近代民主主義を圧殺し、地主と天皇と同盟したと分析した。運動して経済的には、軍国主義的「国家」の「特別保護下」の「少数寡頭資本」が「全産業」の中枢となる「重工業」を最初から支配したと分析した。楳村は、日本資本主義が常に「戦争」を飛躍の契機とし、中国・朝鮮の資源と市場を略奪して経済発展を遂げた、略奪的「牢獄」資本主義と総括した。彼は山田盛太郎『日本資本主義分析』も参考にして、戦前日本の経済発展が、国内の軍事監獄支配と国外への侵略政策と結合してのみ達成され、アジア革命運動の高揚と共に、破滅へ導かれるなどを浩然と見抜いた（楳村浩「アジアチッシェ・イデオロギー」『楳村浩全集』所収、「浩然」については文天祥「正気の歌」入谷仙介『宋詩選（下巻）中国古典選34』朝日新聞社、1979年を参照）。

中国計画経済システムの再考察——企業の分権的意思決定に関する実証分析

白石 麻保（北九州市立大学）

計画経済期中国の工業部門、企業に関する中国政策担当者や有識者の議論には、企業制度、所有制に関して「国有制」を採用する中で、個別の国営企業に対する利潤への動機づけのための対策として、経営権を所有権から分離することによる企業への一定程度の自主権付与の可能性を模索するものもみられ、計画経済当時としてはかなり柔軟に議論が展開されている。そして、企業への自主権付与の必要性を限定的とはいえたが、それは彼ら自身が集権的意思決定の実行の困難性を実感し、現実的にも経済活動の現場では、ある局面において個別企業、或いは地方政府の意思決定が行われていたこと、即ち計画経済システム下であったとしても分権的意思決定がみられたことが示唆される。これを経済学の枠組みから考えるならば、個別レベルでの意思決定があったということはそのレベルにおいては何らかの目的に対する最適化行動（この場合は、利潤最大化行動だけを指すものではない）があったと捉えられるであろう。

本報告は上記の問題意識に基づき、中国計画経済システムにおける分権的意思決定の有無を、国営企業とそれを管轄する地方政府の行動に関して

以下の作業仮説を設定して実証的に分析する。

作業仮説：地方政府の国営企業への介入が企業のパフォーマンスを向上させるのであれば、企業の何らかの目的に対する最適化行動が見られると同時に企業の生産性は向上する。逆に、地方政府の国営企業への介入が企業のパフォーマンスを悪化させるのであれば、企業の何らかの目的に対する最適化行動は特に見られず、生産性の動向も、停滞もしくは悪化する。

この作業仮説の検証は、利潤及び雇用、賃金を含む目的関数のフレームワークに基づいて行われた。分析結果として、第1に、計画経済期中国の国営企業は、市場経済システム下における利潤最大化企業のそれとは異なるものの、最適化行動を探っていたこと、具体的には、利潤以外に雇用及び賃金を含む複合的な目的を達成するために、最適な行動が企業自身の意志決定によって採用されていたこと、そして第2に、地方政府の管轄企業への介入は、上述のような国営企業の行動を阻害するものではなく、バックアップするものであったことが示された。

中国 FDI フローの逆方向アンバランスと 産業空洞化の防止

馬 相東（北京行政学院）

中国商務部の予測によると、2015年の中国 OFDI のフローは IFDI のフローを超える可能性が高く、純海外直接投資国になる可能性が高い。今後、このような新たな FDI の逆方向アンバランスはますます拡大する可能性があり、それは中国の産業構造の高度化を促進すると同時に、国内

投資、商品販売、就業と経済発展などに一連のマイナス効果を与える可能性がある。その為、本稿では UNCTAD の “World Investment Report” (1993-2014) に基づいて、世界の非金融多国籍企業トップ 100 社の関連データに基づいてこの問題を議論したい。

第一に、産業資本流出は、母国投資の不足を起す。一国の資本投資の形成は一定の期間において相対的に固定しているので、対外投資のシェアが増加すると対内投資のシェアは確実に減ってしまう。世界トップ100社の国内資産比率は1990年の62.2%から2000年の59.3%，2010年の37%に傾向的に下落した。2010年以降では、欧米各國の「再工業化」の展開によって少し上昇したものの、2013年のそれは41.1%であり、十分に回復していない。

第二に、対外投資の増加は、母国内で生産された製品の販売量の下落につながる。海外子会社の生産規模の継続的拡大によって、その製品が現地国、第三国、そして母国市場内において母国製品の市場シェアを「占領」することになる。世界トップ100社の国内販売比率は1990年の51.6%から2000年の49.2%，さらに2010年の35.8%，2013年の35%へ継続して下落している。

第三に、産業転移は母国の雇用機会を減らす。多国籍企業のOFDIは、母国の就業の「刺激効果」によって母国の雇用機会を増やすか、「代替効果」によって母国の雇用機会を減らす。一般的に「代替効果」は「刺激効果」より遙かに大きい。世界トップ100社の国内従業員比率は、1990年の57.9%から2000年の50.0%，そして2010年の42.9%，2013年の43.3%に下落している。国内従業員数は1990年には708万人であったが、2010年には651万人に減少している。

1980年代以来、日本の多国籍企業のOFDI規模は急拡大すると同時に、90年代以降は日本は長期の不況に陥った。対外投資の急成長と経済不況が同時に存在するのは、普遍的な現象ではなく、日本独自の現象であったとも言える。

このような「日本現象」が起こった根本原因是、OFDIとIFDI発展の極端なアンバランスにある。UNCTADデータによると、1980年以来、日本のFDIフローは純輸入の状態になっており、その幅は拡大し続けている。2013年末では、日

本のFDIストックは11907億ドルに達したが、IFDIのストックは2298億ドルにすぎず、FDIストック純流出は9609億ドルにも達している。

この状況を分析するため、AntràsとYeapleが構築した以下の GL_w 指数を計算した。

$$GL_w = 100 \times \left(1 - \frac{|S_{of} - S_{if}|}{S_{of} + S_{if}} \right)$$

ここで、 S_{of} と S_{if} は一国のOFDIとIFDIストックを表す。この数値が低いほど当該国と世界の單一方向のFDI移動のレベルが高いことを示す。そして、実際に1980-2013年のUNCTADデータで世界主要国の上記指数を計算すると、米、英、仏、OECD平均の GL_w 指数は大差がなく、平均値は80以上であった（それぞれ84, 81, 86, 88）。しかし、日本は27しかなかった。

海外直接投資の流出による産業空洞化を防止するため、中国は国内市場の潜在力を十分に發揮し、地域差異と「新改革ボーナス」などの大国優位を活かし、海外直接投資のさらなる拡大化と最適化に努め、双方向のFDIフローの均等な発展を促進すべきである。具体的には、

① 大国市場潜在力という長所を發揮し、市場志向型のFDIを継続的に誘致すべきである。中国が外資を誘致する最も大きな優位性は、世界最大規模の人口と潜在的な消費市場を持っていることである。

② 大国地域差異の優位性を發揮し、国内における地域間の産業転移を促進すべきである。中国の東部、中部、西部間の格差は非常に大きいが、これはある意味では経済が長期的に発展できる可能性を示している。

③ 「新改革ボーナス」の優位性を発揮し、外資企業の誘致環境を最適化すべきである。そのため、金融市場体系を完備させ、投資の利便性を高めるべきである。

（本稿は中国国家社会科学基金項目12CGJ026の中間成果である）

地域割選挙区制度における富裕層独裁と真の「普遍的価値」を実現する選挙区制度

木下 英雄（所員 龍谷大学非常勤）

2011年秋に、富裕層1%を除く99%層による占拠運動が世界中に広がった時、議会も99%層により議会構成の99%を「占拠」すべきだ、というのが本研究を思いついたきっかけであり、目的である。世界で行われる議会選挙の殆どは選挙区を地域割りにして議員定数を配分している。日本ではようやく一票の価値が2倍以内でないと違憲とされるようになった。しかし、これで本当に真に一票価値が平等になってきたかと言えば、決してそのようなことはない。その結果として表れた典型例が、消費税に対する意見であり、国民大多数は反対なのに、議会大多数は賛成ということになってしまっている。飽くまでも、平等になってきたのは、制度として採用されている地域別で見た場合にのみであって、制度化されていない分類構成では一票格差が非常にひどくなっている分類構成もある。本来、議会構成は国民構成の精密な標本であるべきである。あらゆる構成の中でとくにひどいのは、利害対立が最も激しい、資産階層別、所得階層別、従業上の地位別、職業別などの構成においてである。

今回、米国と中国の例を取り上げた。米国の場合、最貧困層（赤字階層除く）と最富裕層との間には最富裕層1票価値 ÷ 最貧困層1票価値 = 約3500倍の格差があることがわかった。中国の場合、一票価値の最も大きい教授・研究者と一票価値の最も小さい農民との間には教授・研究者1票価値 ÷ 農民1票価値 = 8283倍の差がある。専門家は意思決定権者としてよりも助言者としての位置づけが与えられるべきではないだろうか。専門家は特別視してそれを除外しても、党指導部・国家官僚などと農民との間には同様の計算法で

2233倍の差がある。企業家と農民との間には同様の計算法で625倍の差がある。日本の場合、資産公開制度が不十分であり、今、データ整理は行っているが時間かけて整理してもまとま結果が出るかどうかは怪しいが、恐らく、現実的には少なくとも、最貧困層と最富裕層との間には何百倍もの差があると考えられる。

私は、日本よりもまだ自由に政党を作り自由に立候補できる普通選挙をこれから導入することになる中国の方がこのような利害対立の最も激しい分類階層別に平等に定数を割り振る選挙制度導入の可能性は高いのではと考えている。政権への執着度が高ければ高いほどこの選挙制度導入の可能性は高くなるのではなかろうか。このような選挙制度こそ最も公正な選挙制度であるが、それは労働者と農民という最も広範な層の利害を誠実に代弁し行動する政党を利する制度でもある。中国では人々の間の経済格差が非常に大きくなり、毛沢東回帰の動きが強くなっている。しかし、平等化は文化大革命のような方法を用いれば再び悲劇を招く。かといって、欧米先進国をモデルとした政治改革を行い、地域割りで普通選挙をやれば、中国共産党は敗退するだろう。大企業や富裕層の作った政党が勝つことになるだろう。中国共産党はそのような普通選挙はあくまで拒否し続けるだろう。しかし、中国で行われている改革が失敗すれば、中国共産党は政権への執着か自分たち既得権層の利害への執着かを選択せざるを得ない時がいつか来るであろう。その時、この選挙制度を導入するなら、労働者と農民の利益擁護の徹底という建国以来の原則に戻るだけで、選挙で必ず勝ち政権を維持できるのである。

北東アジア労働市場における柔軟性と安全性の変化およびその社会的帰結

巖成男（所員 新潟大学）

本報告の目的は、近年の北東アジア労働市場における構造変化と制度改革が、勤労者の労働環境と生活質に及ぼす影響を検討することである。本稿の分析は、理論的には、フレキシキュリティ（flexicurity）の枠組みに基づいている。そして実証分析においては、北東アジア労働市場の構造変化に関するマクロ統計分析と、筆者が2014年3月に日中韓三ヵ国の労働者に対して実施した『北東アジアの労働市場における柔軟性と安全性の変化に関するアンケート調査』の結果を利用している。

フレキシキュリティとは、柔軟性と保障・安全性の結合による造語であり、労働市場において一般的に対立しがちな柔軟性と安全性を、同時に拡大する統合的な政策戦略である。ここで、柔軟性は労働市場の環境および需要の変化に対応して、雇用、労働時間、作業の工程とチーム編成、および賃金、という四つの要素を弾力的に調整することを指し、安全性は職、雇用、所得、およびワーク・ライフバランス、という四つの要素を保障するための諸施策を指す。上記の柔軟性と安全性の各要素は、さまざまな異なる組合せが可能であり、各国は自国の労働市場状態、諸制度の経路依存性、およびマクロ経済状況などに応じて最適な組み合わせを選択することが可能である。実際、EUレベルで共通原則として承認されたフレキシキュリティは、各において異なる柔軟性要素と安全性要素の組み合わせによって実行され、さまざまなフレキシキュリティの形態を生み出している。

1990年代以降の東アジア労働市場は、マクロレベルでのグローバル化の深化に伴う競争激化、

経済発展に伴う産業構造の高度化（サービス産業の雇用が全体に占める割合の増加）、少子高齢化、ミクロレベルでのコーポレートガバナンスの変容や勤労者のワーク・ライフバランス意識の変化を通じて大きな構造変化を遂げた。そして、このような構造変化を背景に、またこれらの変化を促した労働市場の制度改革は、従来の長期安定雇用慣行に基づく雇用と所得の柔軟性を高める方向で行われた。とりわけ雇用契約制の導入、労働者派遣法の改正、労働者派遣ビジネスの規制緩和、成果主義賃金制度の普及促進などの制度改革により、既存の東アジア雇用システムが有していた、雇用、賃金、技能形成、および社会保障システムとの間の制度的補完性は崩壊した。

上記のような労働市場の構造変化と制度改革に伴う柔軟性の安全性の変化がもたらす社会的帰結は、働く人々の将来不安をますます拡大させ、ワーク・ライフバランスの崩壊を招く。具体的に、東アジアにはフレキシキュリティのような「同一労働・同一賃金」の原則、充実した社会単位の職業訓練システム、および寛大な社会保障システムが欠如しており、また労働者の利益を代表して経営側と強力に交渉できる労働組合の役割も期待できず、東アジア雇用システムの柔軟化は、労働者の所得不安定をもたらすのみならず、労働者の技能形成を妨げ、社会保障システムへのアクセスを困難にする。特に、長期安定雇用システムから排除された非正規雇用の労働者は、雇用と賃金収入の不安定性に加えて、企業内OJTの対象からも、企業内福祉の対象からも除外され、正規雇用と非正規雇用の間の格差は拡大し続けている。

マルクス派最適成長理論における地代

金江 亮（所員 三重短期大学）

これまで、マルクス派最適成長モデルにおいて、資本と労働を生産要素とするモデルを考えてきた。資本と労働は経済において最も基礎的な生産要素であり、そして資本財自体が労働で生産されているとも言えるから、労働価値説に準拠したモデルとしても適切である。だが一方で、マルクスの地代論や信用論も重要な論点であり、これらを最適成長論のなかでモデル化する作業も必要で

あり、本報告で土地を生産要素に組み込んだ最適成長モデルを考察した。

その結果、(1) 価値の観点からは、土地を生産するのに労働投入がいらないことから、土地の価値は0となり結局、価値の再生産表式は従来のものと変わらなくなる。(2) 価格の観点からは、資本財、土地の所有者と生産部門を切り離して考えると、従来と似た結果が得られた。

経済発展方式の転換とソフトパワーの空間分布

——河南省を例に——

孫世強（河南大学、黄河科学技術学院）

中国における経済の発展方式の転換は今後、ソフトパワーを重視するものにならなければならぬ。そのために、地域経済のソフトパワーの指標体系を表1のように総括した。ここで「ウエイト」というのは、 Z や X の平均値を計算する際のウエイトである。ここで重要なことは、①経済的なソフトパワーが経済発展方式を転換するメカニズムを持つことと、②経済的ソフトパワーとハードパワーが協調して地域経済発展方式の転換を促進するということである。

以上の認識のもとに、2012-13年度の河南省の18地域経済を事例にソフトパワーの空間分布と経済発展方式の転換の現状を次式に基づいて計算した。すなわち、

$$Z_{ji} = \frac{X_{ij} - X_{i\min}}{X_{i\max} - X_{i\min}}$$

ここで $X_{i\max}$ は地域経済項目指標の最大値、 $X_{i\min}$ はその最小値を示し、かつ、添字*i*と*j*はそれぞれ地区と地域経済項目（これは表に示されている）を示している。

このようにして計算された Z_{ji} と区域発展指数を比較すると、以下の結論が導かれる。

(1) ソフトパワーと地域経済の発展の間には正の相関が存在している。経済ソフトパワーが強い地域では地域経済発展の指数は相対的に高い。

(2) 経済ソフトパワーのレベルと地域経済発展の指数の関連性は地域経済発展の段階で異なっている。経済ソフトパワーのレベルと地域経済発展の指数の両者の関連性が強いなら、地域経済発展の推進においてソフトパワーの役割が大きいということを意味する。この場合、この区域経済発展方式を転換する努力が実際の転換にうまく作用していることになる。

(3) 経済ソフトパワーの諸要素ごとに経済ソフトパワー向上の状況が区域間で異なっている。これは各地域が経済ソフトパワーの諸要素を実際に運用する面で格差のあることを示しているが、どの地域もが経済ソフトパワーの向上と経済発展の動力構造の転換を目指していることは同じである。

（本稿は河南省ソフトサイエンスプロジェクトの「河南省中小企業の革新能力評価および向上策の研究」（番号：132400410622）と河南省教育厅重

点課題の「中部地域の中小企業ソフトパワーの要素の创新能力貢献度の研究」(番号: 13A630781) の成果である)

一次指標とウエイト Z_{ji}	二次指標とウエイト X_{ji}	三級指標
地域政府ソフトパワー Z_{1i}	政府政策 X_{1i} 0.53	1. 政策の洗練度 2. 政策の実績
	政府サービス X_{2i} 0.47	3. サービスの内容 4. サービスの実績
地域経済環境ソフトパワー Z_{2i} 0.3	地域住民の質 X_{3i} 0.45	5. 地域価値観 6. 地域順法意識
	地域市場競争 X_{4i} 0.55	7. 地域市場意識 8. 地域経済構造 9. 地域市場自由度
地域企業ソフトパワー Z_{3i} 0.5	企業リーダーのソフトパワー X_{5i} 0.2	10. 意思決定能力 11. 管理執行の能力 12. 協調・コミュニケーションの能力
	社員のソフトパワー X_{6i} 0.1	13. 社員の全体技能 14. 社員の協調
	企業イメージ X_{7i} 0.15	15. 企業の経営理念 16. 企業の社会責任 17. 企業信用
	管理能力 X_{8i} 0.1	18. 管理制度の洗練度 19. 管理制度の実績
	革新能力 X_{9i} 0.25	20. 管理創新度 21. 技術創新能力 22. 行銷創新度
	製品ソフトパワー X_{10i} 0.2	23. 製品(サービス)の品質 24. ブランド創造力 25. ブランド維持の程度

K・ポラニー『大転換』を読む —「自己調整的市場」概念を中心に—

芳野 俊郎

はじめに

2013年夏から秋にかけて、基礎研「人間発達ゼミ」の例会参加の機会を得た。それは、演習テキスト、カール・ポラニー『大転換——市場経済の形成と崩壊』（野口健彦・猶原学訳、東洋経済新報社、2009年）に惹かれてのことだった。「新訳版」のサブタイトル「市場経済の形成と崩壊」に魅惑され、「戦後レジューム体制の解体」や「福祉の市場化」、アベノミクス型「日本再生・地方創生」戦略における市場原理主義手法の根源的思想を「共同学習の場」を通して理解したいという思いからだった。15世紀以降の経済・社会史や経済思想史をふまえるポラニーの大著から、基本的論理を探り出す作業は困難を極める局面も経つつも、共同学習は活発に継続して展開していく。

この小論では、この共同学習の大きな山場でもあった次の2点〈「大転換」とは?〉、そして〈「市場経済の形成」とは?〉という問題関心に絞って、ポラニーの著作に示された内容を抄出しつつ、その論理の展開をおさえ直していきたい（以下、頁数は全て訳文のもの）。

I 「自己調整的市場」への「大転換」及びその市場概念の「ユートピア」性

本書は「19世紀文明の崩壊（その起源とその到来）」という「大転換」に関するものである。

この「19世紀文明を支える四制度」は、1815年ウィーン会議から1914年までの100年平和を維持した「バランス・オブ・パワー・システム」、「国際金本位制」、前代未聞の物質的繁栄を生み出した「自己調整的市場」、そして「自由主義国家」の上に成り立っていた。この19世紀文明の源泉であり、母体であり、文明の勃興をもたらした画期的発明こそが「自己調整的市場」であり、この制度的システムを構成する鍵は「市場経済を支配する法則」にある。だが、この「自己調整的市場」という考え方は、まったくの「ユートピア」であったということ、これが『大転換』の主張する命題である。なぜならば、「自己調整的市場」は、人間的実在と自然的実在を壊滅させることなくして一瞬たりとも存立し得ない制度であり、人間を物理的に破壊し、その環境を荒野に変えてしまうが故に、やむを得ず社会は「自己防衛・保護的手段」をとったが、そうした保護手段が市場の自己調整を損ない、経済生活の機能を乱し社会を窮地に追い込み、社会組織を崩壊へと追いやることになるというディレンマである（5-6頁）。

II 「自己調整的市場」の修正・代替としての「第2の大転換」

「第2章 保守の20年代、革命の30年代」では、ポランニーは、「第2の大転換」をなす「自己調整的市場」の修正・代替モデルの登場について論じる。「保守の20年代」には、「ウィーンを知的拠点にしたL・ミーゼスやF・ハイエクの唱道す

る市場自由主義の復活と金本位制再建の大合唱で世界が覆われた」（「訳者あとがき」535頁）。続く1930年代初頭には、「黄金の糸が切れた音は世界革命の合図」となり、自由主義国家は多くの国で全体主義的独裁体制に、自由市場生産は新しい形の経済（英米の金本位制放棄・離脱、露の五ヵ年計画、米のニューディール政策）に代替され、大国は世界隸属化戦争に突進した。なお、ファシズムの形成については、労働者階級が市場ルール無視・資本蓄積阻害・企業活動を麻痺させ社会に破滅をもたらす干渉を強行する可能性があるという否定しがたい事実こそが潜在的恐怖の源泉であり、この恐怖が決定的に重大なときに噴出し、パニックのうちにファシスト体制をもたらしたのである、とボラニーはいう（第15章340-342頁）。

III 「自己調整的市場」の形成

19世紀はイギリスの世紀、産業革命はイギリスの出来事、市場経済、自由貿易、金本位制はイギリスの発明であった。それゆえ、「19世紀文明を破壊させた長期的な要因は、産業革命発祥の地であるイギリスにおいて探求されねばならない」。ボランニーはこのように述べて、「第3章 居住か、進歩か」に進む。そのポイントは、①1490年代からの一世纪半の「開放耕地囲い込み期」での保守層による「社会防衛」（=「政府の役割」の発揮）、②150年後の産業革命における雪崩型の社会的混乱は、すべて市場経済の確立という出来事による、③市場の自己調整的システム（=利潤は保証されず、商人は市場においてみずから利益をあげなければならない）こそが、市場経済である、④そのための条件創出が社会構成員の行動動機を転換させた、の4点に要約できる。

1490年代初期チューダー朝から1640年代までのイギリスにおける「開放耕地の囲い込みと耕作地の牧草地への転換」期において、領主や貴族は、暴力・強制・脅迫をもって共同用益権の強奪と住居権を破壊し、礼儀正しい農夫を乞食と盗賊の群れへと変え、網の目のような社会的関係を引

き裂いた（58頁）。この「貧者に対する富者の革命」に対抗し、社会の安寧と社会の人間的自然的実在をこの惨禍から守ろうとしたのは国王と枢密院、大法官、主教であった（61頁）。それから一世紀後の裕福な郷紳（country gentlemen）や商人の行った「囲い込み」を妨げるために、国王は意図的にその特権を使い（62頁）、「経済的進歩の進行速度」を社会的に耐えることができるようになるまで破滅的影響を和らげ緩和した（67頁）。つまり、「政府の役割」を發揮することにより、変化の速度をいずれにおいても調整した（64頁）。

だが、150年後の産業革命においては、囲い込み期をはるかにしのぐ数多くの社会的混乱が、市場経済の確立という一つの基本的变化に付随してイギリスに雪崩のように襲いかかってきた。工業都市の勃興・スラムの出現・児童の長時間労働・労働者の低賃金・人口増加率の上昇など一連の事象が「広範な層の一般民衆を巻き込む「文化的真空」を引き起こした（第13章283頁）。「市場経済制度の本質」は、ひとたび商業社会において精巧な機械と工場が生産に使用されるならば、自己調整的市場システムの出現を必然化する。精巧な機械は高価であるから大量の商品が生産され、すべての関係する要素が販売され、必要なだけ購入されねばならない（69頁）。これらの条件の創出により、社会構成員における行動動機は次のように「転換」する。「生存動機は利得動機に、取引は貨幣取引となり、所得は何らかの販売からうみだされねばならない」（71頁）、つまり「市場システム」が所得の源泉となる。このシステムがひとたび確立されれば外部干渉を受けずに機能することが必要となる。利潤は保証されず、商人は市場においてみずからの利益をあげなければならない。このような諸市場の自己調整的システムこそ、われわれが市場経済という言葉で表明するもの。この「転換」は連続的成长とか連続的発展という変化ではなくて、毛虫の変態にも似た「完璧な転換」、つまり「社会の自然的実在と人間的実在」の「商品への転化」を必要とする（70-71頁）。

頁)。このからくりと混乱は「第6章 自己調整的市場と擬制商品——労働、土地、貨幣」で分析される。

19世紀以前の社会は、「局地的・国内的・遠隔地市場における交換・取引機能」(第5章 98頁)としての市場制度を含んではいたが、「交換における利得と利潤を求めて行動する『経済人』が適用されない社会」(78頁)，つまり「市場は経済活動の付属物で、経済システムは社会システムの中に吸収されている」(119頁)社会であった。この時代における生産と分配の秩序維持は、「互酬・再分配・家政の三原理」(83-90頁)に基いており、「16世紀以降重商主義体制の下において市場は政府の主たる関心事となったが、市場が人間社会を支配することになるという兆候はみられなかつた」(93-94頁)。したがって、19世紀出現の自己調整的市場という「市場が市場価格によってのみ統制される」経済システムに社会システムを従わせるというのは、人類史上前代未聞のシステム(78頁)である。

「自己調整的経済システム」の継続には、生産要素を貨幣で直ちに調達できる「商品」化が自己調整的に必要となる。つまり、生産の本源的要素たる労働・土地・貨幣が擬制として商品とみなされ、市場システムが労働・土地・貨幣を支配することを意味する。本源的生産要素の市場では、それらの用益の価格はそれぞれ賃金・地代・利子と呼ばれ、それらを供給する人々の所得を形成する。「利潤」と呼ばれる所得は、生産された財の価格とそのコストの差にほかならない。

ただし、国家とその政策については、もう一群の前提が必要である。つまり、市場の形成を妨げるようないかなる措置もとられてはならないし、販売以外のいかなる方法によっても所得が形成されてはならないし、市場状況の変化に対応した価格の調整に対していくかなる干渉もあってはならない(118, 120頁)。

このようなからくりによって引き起こされた混乱が、人間相互の関係を解体しその本来の生活環境を破壊するおそれのあることは明白である(71

頁)。混乱の程度があまりに大きなものであるならば、社会は混乱のために滅びてしまうに違いない。この自己破壊的メカニズムの切れ味を鈍らせるような「防衛的な対抗運動」がなかったならば、人間社会は破滅してしまっていたことだろう。かくしてポランニーは、19世紀における社会の歴史を、「市場の拡大」対「社会の抵抗」という「二重の運動」によって説明する。対抗運動のためのさまざまな手段や政策のネットワークは統合され、世界商品市場・世界資本市場・世界通貨市場が支配する経済の致命的影響に抵抗する確固たる運動が地上に姿を現わしたのである(130頁)。

IV スピーナムランド法 の撤廃の意義

産業革命途上の1795年に定住法(1662年制定)の一部が撤廃され、教区農奴制の廃止と労働者の物理的移動の自由が復活した(産業革命が賃金のために働くとする労働者を全国的規模で供給するように要求したがゆえに)。同時に、同年成立のスピーナムランド法による「生存権」保証(「賃金扶助」の普遍化と「家族手当」付加)は、教区が彼とその家族を養うという原則の宣言(第8章 156頁)であった(アダム・スミスは同法を「この法律は国民の移動を抑え、国民が有用な雇用先を・資本家が非雇用者を見つけるのを妨げている」と批判している)。スピーナムランド法によって地主階級は全国規模の自由労働市場容認がもたらす賃金騰貴を含む地方の状況の不安定化を回避できたかに見えたが、産業革命の荒れ狂う水流の中に経済的渦潮を巻き起こすことになる。なぜならば、それは、エリザベス救貧法以来の全体系を解体し、「貧民と労働能力ある失業者」という区別を無差別化し今や一つの「救済に頼る寄生的貧困大衆」へと融合(166頁)していくことになったからである。

この法による大衆の人間性喪失は、国民生活の麻痺を招き産業から活力を奪い取り社会的破局を

引き起こした（エンゲルスやカーライルは人間像が汚されたと見たが、マルサスやリカードは氷の沈黙により、現世地獄の光景を見て見ぬふりをした）。工業都市は、文化的には奴隸船の中のアフリカの黒人達と同じような不毛で荒涼とした貧困の泥沼と化し、ヨーマンリーや土地賃本保有農さえ、たちまちのうちにぬかるみに住む得体の知れない動物へと変身した（170頁）。自らの労働によって生計を立てることができないといえば、彼らは労働者ではなくて貧民である。このスピーナムランド法体制は、人間性を確実に堕落させ、「人間社会諸規範」を解体する自動機械——労働忌避や労働不適格偽装を奨励したばかりでなく、生活困窮者になる運命から逃れようと努力していたまさにその時に、貧困の誘惑を増大させるもの——だった（171-172頁）。

スピーナムランド法の撤廃による「社会の市場経済への転換」という課題を達成したのは、イギリスの中産階級であった。1832年の議会改革法は権力を実業家に与えたが、スピーナムランド法の突発的撤廃という荒療治の成功の根底には、「国民広範囲階層の根深い確信」、すなわち、スピーナムランド法体制は国民を支えているのではなく国民からの略奪であり、「生存権」保証は死に至る病であるという確信にあった。1834年の修正救貧法導入と徹底的改革（院外救済は与えない、労働能力ある者を労働不適格者と区別する、賃金扶助を打ち切る）の断行が、産業資本主義発展を準備した。「労役所——恥辱と汚名、権利剥奪や恐怖の住み処——に自ら出向くほど自分が無一物の極貧状態にあるかどうか」の判断は、今や入所申請者自身に委ねられる（174頁）こととなった。「より執拗で綿密な雇用主『当局』」による「より安上がりの貧民管理」への移行（208頁）に伴い、労働者はその直接的な自己利益を追求することによってのみ「機械文明固有の危険に対する社会の防衛者となる」ことを運命づけられた。まさに、「近代的労働者階級の真の誕生」の画期である。

だが、労働者階級の誕生は「社会の市場経済へ

の転換」と同時に姿を現したが故に、「公的救済への憎悪、国家干渉に対する不信、体面や独立独行への固執」という諸特徴を労働者階級自身にも残存させた（174頁）。この結果、キリスト教社会の伝統的な一体性は消え去り、持てる人がその持たざる同胞の状態についての責任を否定する事態が取って代わる。「人間世界を支配する法則の科学」の命令により、憐憫の情が人間の心から取り払われ、最大多数の最大幸福の名の下に人間の連帯を放棄せよとの禁欲的決意が世俗的信仰の威儀を獲得する。市場メカニズムは自己を主張しつつその完成を声高に要求する、「人間の労働は商品化されねばならない」と。人々は、スピーナムランド法体制に対する嫌悪と恐怖から、庇護を求めてユートピア的市場経済のもとへ盲目的に駆け込んだ（176頁）。つまり、人間の営みに「自然」法則の概念——ダーウィンの自然淘汰説、マルサスの人口論、リカードの収穫過減の法則——を持ち込み、人間と土地の產出力が新しい領域の本質的要素であるとする市場経済へ、「飢餓はどんな意図地な人間にも遠慮・礼儀・恭順・服従を教え、貧困者を労働へ追い立てることができる」経済的社会（205頁）に逃げ込んだ。「市場に貧困者の世話をゆだねよ、されば事態は自ら調整される。最小の費用で法と秩序を保証する原理にすぎない自由放任」経済社会に駆け込んだ（208頁）。

V 市場に対する「社会防衛」

労働を市場の法則に従わせるための有効手段は、非契約的組織（個人に忠誠を要求し個人の自由を制限する「血縁、地縁、同業者仲間、信仰集団」）を解体し、「契約の自由」を適用することであり、特定の干渉・非組織的関係の破壊を「好ましい」とする「偏見」の持ち主が経済的自由主義者なのである（297頁）。この労働市場創出を可能とするのは、餓死という刑罰だけである。1847年「10時間労働法」をつくりあげたのは地主階級であり、労働者階級は「奴隸船の積み荷」同然

で、自分の運命について全く発言力は無かった。マルクスは「イギリス労働者階級の最初の勝利であると賞賛した」が、1832年の選挙法改正では選挙権を認められず、1834年の「修正救貧法」では救済対象から外され、ラダイト運動などでの「機械の自由使用の阻止」に力を集中した（300頁）のである。また、チャーチスト運動に対して中産階級が初めて比較的裕福な労働者に選挙権を認めたのは、「労働者階級が資本主義原理を受け入れ、労働組合が産業の円滑な運行を自分たちの主要な関心事とし、労働者たちが自分たちの理想実現のために選挙権を行使しない」と確信できたからである（309頁）。

イギリスとヨーロッパ大陸の工業化に約半世紀のずれがあった（313頁）にせよ、「社会防衛」の経済的帰結は、英も欧州もほぼ同一の結果をもたらした。「労働組合員として振る舞わず、労働市場の要求に応じて居場所と職種を変えるならば、彼はやがて仕事を見つけることができるだろう。失業は、政府および労働組合双方が労働生産性にふさわしくない賃金水準の維持をめざしているという事実による」というような市場の仕組みを破壊しそれが存在できなくすること（316頁）であった。人間労働に関する需要と供給の法則に干渉し、それを市場の作用から守ること——社会立法、工場法、失業保険、労働組合などの諸制度により、労働の人間的性格を確保する——ことが、あらゆる社会防衛の目標となった。

おわりに

競争的労働市場は人間を直撃し、国際的自由貿易は農業に脅威を、金本位制は諸生産組織に危機をもたらした（291頁）。「複合社会」における「集団的利益の衝突」は社会的脅威・対抗・破壊・戦闘を生みだしたが、社会変化の始動としての最初の「大転換」は1930年前後からの社会主義建設、そしてニューディール政策（426, 440

頁）である。「複合社会」における経済領域と政治領域の切り離しの下での衝突（423頁）によって、経済・政治両領域でのシステム麻痺と恐怖が国民の心を驚づかし、主導権が「容易な脱出口」を指し示す者に押しつけられた時に、「ファシスト」による解決の機が熟した（420頁）。

「複合社会」における社会の統合の基本的骨格は、社会統合のための「政治的権力」と社会的必要財とサービスの「経済的価値決定」にある。規制・管理・計画化は「隸属の偽装」だと自由主義者が言うのは、市場的社会観の幻影にすぎない。「社会の統合の基本的骨格」は、自由意志からではなく、人間が「社会をなして生活する」、すなわち権力と計画化を道具として使い豊かな自由を創造する意志から生じる（451頁）。市場経済の消滅は「これまでになかった自由の時代の幕開け」（462頁）となり、「商品擬制の廃棄によって回復された新たな現実は、社会的領域のあらゆる方向へと広がっている」（455-456頁）。社会が経済システムに対して優位に立ちつつある移行期を、「市場経済から受け継いだ価値ある自由——平和・個人的自由——を維持し確実なものに」（460頁）する時を、産業文明を新たな非市場的基礎の上に再構築する時期を、いま迎えている。人間は、死すべき存在であり、生きることは時には死よりも苦しいという真実を甘んじて認めながら、その上に自らの自由を打ち立て、社会の現実に耐えつつ、忍耐の果てに生命はよみがえる。忍耐強く社会の現実を受け入れれば、人間は除去しうるあらゆる邪悪と隸属を排除する不屈の勇気と力を与えられるだろう。万人のための自由の創造、その道具としての「権力と計画化」が「複合社会」における自由の意味であり、この使命の重要性がすべての確信を与える（468頁）と述べて、ポランニーはその大著を結んでいる。

（よしの としろう 所員 佛教大学）

投稿論文

ゆらぐ「学び」の原理を問い合わせ直す

田井 勝

I 問題提起

大学生が「勉強」をしなくなったと言われて久しい¹⁾。また、大学生の学力が低下したとも言われている²⁾。さらには、大学生には「自発的に学ぶ」ことが求められているのだが、それすらできてはいない。その原因是、日本（アジア圏）においては学ぶことが詰め込むことだとされ、学生たちは嫌気がさして「学び」から逃走するようになったからだと言われている³⁾。佐藤学氏によれば、中国語で「勉強」という語には「①無理をすること」「②もともと無理があること」という意味しかなく、日本においても明治20年代までは「学習」という意味はなかったそうだ⁴⁾。なるほど、たしかにわれわれは「学び」ではなく「勉強」をしているのだ。それではそもそも「学び」とは本来どのようなものなのであろうか。

本稿の課題は、「学び」の原理を問い合わせ直し、また、なぜ「学び」が歪んだ形で行われてしまうのかを明らかにすることである。

II 教育学における「学び」とは

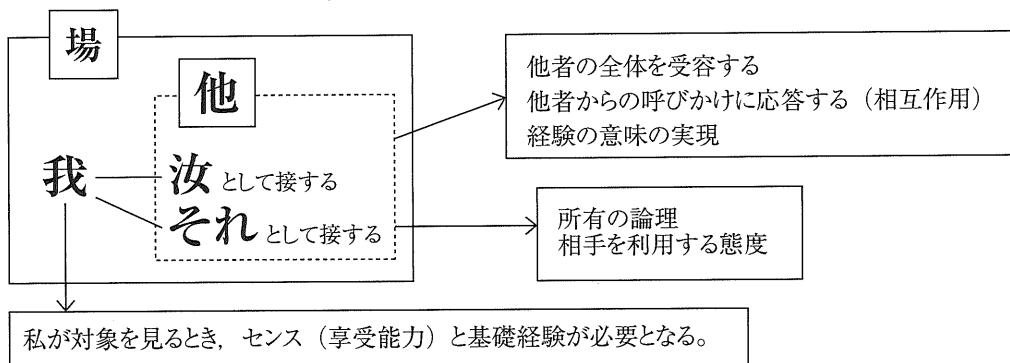
「学び」とは何かを問うにあたり、参考にすべきはやはり近代教育学の祖であるデューイであろう。教育学者であり哲学者でもあるデューイは「成長とは何か」から問い合わせ始めた。デューイは成長を「活動」そのものと捉え、その活動には二つの属性があるとした。一つは「依存性」であり、もう一つが「可塑性」である。田中智志氏は、デューイの言う依存性とは、人は一人では生きて

はいけないが「他者からの共感的な支援を引き出す『社会的な力』を秘めてい」る、いわば「弱さの力」であると述べている。一方の可塑性とは、「生命か自己の固有性を維持しながら周囲に自分を適応させること」であり、「経験から今後の諸困難に対処する力を作り出し、自分で自分の固有性を発達させる能動性」つまり「自ら『学びの習慣』を獲得する」こととしている⁵⁾。デューイは「成長」をこのように考えたうえで、次に教育とは何かを考察した。つまり「こうした人の成長は、それがまさに依存性を伴っているように、他者の支援を必要とするものである……すなわち、教育の目的は人々が自分の教育を続けられるよう個人を支援すること」⁶⁾であるとしたのだ。

デューイは基本的には人間は自分自身を教育すると考えていた。その上で重要なことは、具体的な経験の中で自らの行為や事象を意味づけることが「学び」であると考えていたということだろう⁷⁾。それでは経験とはなんであろうか。デューイはそれを二つの側面で考えた。連続性と相互作用の原理である。連続性とは「以前の過ぎ去った経験からなんらかのものを受け取り、その後にやってくる経験の質をなんらかの仕方で修正するという両方の経験すべてを意味するもの」⁸⁾としている。相互作用とは「個人と対象物あるいはほかの人との間で進行していることを意味」⁹⁾するものである。これらの属性を持つがゆえに、経験は「のちのより深くより広い質をもつ経験を準備し」¹⁰⁾うるものとなり、経験は発達する可能性を持つのである¹¹⁾。

以上の事から、経験の重要性をデューイは説いたのだが、もちろん経験であればなんでもよいわ

図表1 我と他者との関係性のあり方



出所：ブーバー著、植田重雄訳『我と汝・対話』岩波書店、1979年と清眞人『経験の危機を生きる——応答の糸の再生へ』青木書店、1999年をもとに筆者が作成。
注：清眞人氏はブーバーからの知見を発展させて、センス、基礎経験といったような主体の考察を加えている。

けではなく、その質が問われてくる。どんなにたくさん経験をしても、その経験からなんらかの意味をみいだせなければ散発的なもので終わってしまうのである¹²⁾。それでは、「学び」からの逃走をしている日本人は、質の高い経験を享受できているのだろうか。清眞人氏は、日本人はまさに「経験の危機」にあると警鐘を鳴らしている¹³⁾。次項では経験について考察を進めて行く。

III 現代における経験とは いかなるものなのか

デューイは経験を相互作用であるとした。そうであるとするならば、主体が対象に対して何を感じるかはセンスが問われてくる。また「他者」¹⁴⁾とどのような関係を結ぶかでも経験が変わってくるといえよう。

この関係性の考察について非常に有効な視点を授けてくれるのは、マルティン・ブーバーの「対話の哲学」であろう。図表1はブーバーと、その知見を発展させた清眞人氏の理論を図にしたものである。ブーバーによれば、私と他者との関係は二通りあるという。一つは「我—汝」の関係。もうひとつは「我—それ」の関係である。私と汝という関係性は、他者の全体を受容し、他者からの

呼びかけに責任をもって応答する関係性であり、この相互作用によって経験の意味が実現されるとされている。一方の、他者を「それ」として接する関係性は、相手を利用する態度であり、所有の論理による関係性である。この関係性を結ぼうとする「我」は、他者を対象化し、自己と分離させ遠ざける。他者がどう呼びかけてこようが、他者がいなくなろうが自己が変容することがないような関係性にしたうえで、「わが種族、わが民族、わが作り出したもの、わが才能などというような自己の所有するものを問題にする」¹⁵⁾。つまり「それ」を自己の表す肩書きの一つにしたりするような機能的側面でのみ結ばれた関係性なのである。どのような関係性を結ぶかは、主体が他者をみるとときの基礎経験、センスがもととなる。基礎経験とは主体が自分の世界観を形成する際に基礎とする経験のことである。

以下では私の基礎経験がいかに形成されていくかを考察していく。

(1) 現代の社会的性格を生み出す構造

現代社会は資本主義的生産様式が支配する社会である。そのため生産関係が物象化し、人と人との関係がモノとモノとの関係になっている。私の諸労働の社会的な関わりが、生産者にとって交換

の場を通してとなるので、労働に社会的性格を見いだせず、労働そのものではなく商品を通して社会的な諸関係を結ぶように思えるのだ。このような社会構造が、「ある時代のある特定の社会構造（たとえば今日の日本の資本主義社会）とそのもとで生きる成員とのあいだには、必ずその社会構造が要求する行動様式（まさしく『消費主義』と呼ばれるところの）をその社会成員が自発的に採用する心理的メカニズム」¹⁶⁾である「社会的性格」を生みだす基礎となっている。つまり「我一それ」という所有の論理の土台を生み出しているのだ。

また、資本主義においては利潤を生み出すための方法はおおむね三つある。第一に労働時間を延長すること。第二に労働密度を高めること。第三に労働の熟練度を高めることである。資本主義の発達した現代では、第三の方法に多くの関心が集まる。なぜなら労働時間の延長も限界があり、労働密度も限界が近いほどに高められているからだ。そのため、企業側も労働者側も第三の方法に関心を向けるようになる。労働者は先取り的に高賃金を求めて大学へ行こうとするのだ。こうして本来的な意味での研究や教育を目指すためではなく、大学を出ること自体が自己目的化してしまうのである。

(2) 学校の構造はどのように規定されるのか

それでは具体的な経験の場である学校はどのような構造となっているのだろうか。

教育をひとつの自律的なシステムとして捉えたルーマンによると、「教育の機能は〈人間の人格化〉にある」¹⁷⁾ため、学校は他人のためのふるまいの基礎を確立するようである。これはカリキュラム論では隠れたカリキュラム（hidden curriculum）と呼んでいるものだが、ルーマンはこの隠れたカリキュラムが生じる理由を社会のシステムとして解明している点において優れている。ルーマンによると、複雑化している近代社会においては、社会的コミュニケーションを円滑に行うために単純化しなければならず、教育はその

役割の一端を担っているという。とくに学歴などといったものは単純化に役立つバッジ（肩書き・ステータス）であり、そのバッジは「信用」で成り立っている。その信用を担保するためには選別が避けられず、選別をするには公正が必要であり、公正は比較可能性を前提とする。比較可能性は数値によって支えられる。そして自分の経験がほしいという者によって再生産されていくのである。フーコーも学校は監視・賞罰・試験のメカニズムの複合であり、良い点数をとるために自らを律する「主体的」な人間へと規律・訓練していくと述べている¹⁸⁾。このような学校のシステムが「近代社会の要求する行動様式を自発的に採用する」社会的性格を形成するのである。近代社会の要求する行動様式とは、資本の蓄積に役立つ力であり、学校はその力を引き出す訓練をする場なのである¹⁹⁾。

さて、フーコーが「監視をおこなう階層秩序の諸技術と企画化を行う制裁の諸技術とを結び合わせたのが試験である」²⁰⁾と述べているように、選別や規律・訓練を行うため、学校では試験がとりわけ重要なものとなる。そのため、授業も試験のために行われるものになる。フレイレは、教育が「銀行型預金」になっていることを指摘している。知識を預金することに力を注いでおり、「すべての経験がただ語られ、伝えられるだけのものとなり、自らの経験ではなくなってい」²¹⁾るのだ。それは「教育とは探求するプロセスそのものであるという姿勢を否定する」²²⁾ことへとつながる。また、佐藤学氏は「学力」（achievement）という概念も、ほんらいの学びによる到達という意味から、「力」や「能力」といったものに変わってしまったことを指摘している。彼によると、「学力」は貨幣と同一の機能をもっているという。一つには評価基準を持つこと。学力は英語や音楽といった異なる学びの試験を同一尺度で評価し価値づける機能を持っている。二つ目に、交換機能として機能すること。これは受験市場や労働市場においてとりわけ機能している。三つ目に貯蓄手段として機能しているということ。

そのため蓄積それ自体を欲望とする唯一の教育概念となり、学習活動に計画性と継続性を与え、さらに欲望が授業としての教育活動の基礎となる²³⁾。

こうして「学び」が知識を預金することへとすりかわり、教師と生徒の関係は相互作用的ではなく、教師が一方的に知識を授けるという関係性へと変わる。それだけでなく、教材との相互作用による知識の意味の問い合わせを行うことなく、ただただ暗記をするだけの関係性へと変わってしまうことで、「学び」が「勉強」へと変わっていたのだ。こうして子どもたちは学校という他者から一方的に評価をされる関係性を結ぶようになる。それが基礎経験となると、子どもたちは、学校に関連する「他者」とは「それ」としてしか関係を結ぼうとしなくなってしまい、どんなによき教師と出会えたとしても、子どもたちは「教師」というだけで「我—それ」としての関係を結ぶようになりがちである。

(3) センスが貧困化する時代

以上までで、我的基礎経験または世界観についての考察を進めてきた。最後に我的センスが現在どのようなものなのかを考察する。

我的センスという概念は、清真人氏がマルクスから拝借した概念である。彼はセンスを「〈意味〉へのセンス、その感得能力のこと」²⁴⁾と定義している。ある対象の意味の範囲をどのくらい受け取ることが出来るかは、その受けての側のセンスに依存するのである。ところが、資本主義近代では多様な関係性が「所有」という縮小された関係性へと縮小されてしまったため、「<経験>の貧困化」²⁵⁾となってしまったのだ。現代ではその関係性は消費主義という生の様式となっているようと思える。

70年代以降、ポストフォード主義へと移行し、多品種少量生産の時代となり、消費による自己実現を行う時代だと言われた²⁶⁾。しかし、二宮厚美氏は労働の目的を企業が握るという目的疎外の社会構造により、その自己実現は消費という行為に集約されてしまっていることを指摘する。ま

た、目的疎外は若者から希望を奪うため、その防衛手段として無気力、無関心となってしまう。さらに、消費という企業によって与えられた一面的な使用価値のみを受け取る行為はセンスを貧困化させ、また、創造という一つの自己実現も行われなくなってしまうのである²⁷⁾。

IV これらの経験の危機がどのような問題を生じさせるのか

このような経験の貧困化は、様々な問題を引き起す。たとえば、経験の意味づけによって、人生の固有性が生じるのだが、経験の貧困により生きている意味が分からなくなってしまう。さらに、目的を疎外されているため、労働経験も苦痛となり、消費や動物的な感覚の刺激でしか生の実感を味わえなくなる。味わえないだけならまだしも、社会的性格によって、自分が本当にやりたいことがわからず、いい点数、いい給料を得ることが快感だと思い込んでしまい、達成してもむなしかったり、精神病になったりもする²⁸⁾。そして「我—それ」といった所有の論理に規定される関係性は、つまり役に立つか立たないかの発想は、必ず自分にも返ってくる。深刻なのは老後で、身体面での機能の低下や、退職により、社会的に「要らない」ものとされてしまうと、精神的につらいものとなる。さらに近代合理主義によって、死後の世界の保証もされていないため、絶望に苦しむことになる可能性もあるのだ²⁹⁾。ほかにも、センスの貧困化により、一面的な使用価値の裏側にある文化や環境問題にも気づけず、社会問題を解消することができないといった面もある。

V 展望——「我—汝」の関係を築くこと

それならば、「我—汝」の関係が築けたらどうなるのだろうか。展望として見えるのは、他者との全般的な相互関係により、経験に実りがでてくると思われる。それは他者からの影響を多分に受け、センスも発達すると考えられる。また、基礎

経験がそのままの自分を受け入れてもらえたものとなるので、世界もまた受け入れ可能なものとなるだろう。そのため、柔軟性が生まれ、価値観も豊かになる。そして、他者の存在が自分を形作ることを実感できるため、私と他者との区別があいまいになり、利他的になると思われる。このような人材は、デューイだけでなく、アレントやハーバーマスが目指す公共性を持った市民と言えるのではなかろうか。近代にいたるとき、ルソーなどの哲学者が目指した自由で博愛精神のある市民像とはまさにこのような人物だったのではないかと私は思う。

VI 結論——「苦悩」からの逃走をする現代人

「学ぶ」こととは、経験の意味づけである。ところが、現代ではその経験が貧困化していた。それは、資本主義社会による所有の論理によって作られた社会構造が、人間の関係性を、相手を利用するという一面的なものにしてしまったことに原因があった。さらに、教育システムが評価を数値化するため、学習という経験を「銀行型預金」のように暗記だけする蓄積過程へと変えてしまい、自己と関係のある経験ではなくなってしまった。これが「学ぶ」ことだと思い込んでしまった大学生は、もはや「学ぶ」ことなどしたくはなく、やつと解放されたということで「学び」から逃走したのである。

ところが、そのような蓄積型の学習から逃走したところで、消費行動という一面的なセンスを使った発散しか経験が出来ず、他者とも全般的な関わりを持てない（空気を壊すのが怖い、傷つけたくない³⁰⁾ため、質の高い経験を得ることが出来ていない。強制的な所有の論理をかろうじて逃れることができる家族関係や友人関係でもこのような状況なのである。マルクスは言う。「世界にたいする人間的な関係の一つ一つが、つまり、見る、聞く、嗅ぐ、味わう、感じる、考える、直観する、感じとる、意志する、活動する、愛する、等々が、要するに、（形の上で直接に共同性

を示す器官をふくめて）人間の個性的な器官のすべてが、対象としてのあらわれかたや対象とのかかわりにおいて、対象をわがものとする働きなのだ。…それは人間の活動であるとともに、人間の苦悩もある。苦悩は、人間に即してとらえれば、人間が自己を享受する一つの形なのだから」³¹⁾と。そう、彼らは「学び」だけでなく「苦悩」からも逃走しているのだ³²⁾。他者との全般的な関わりは「苦悩」を避けては通れない。「学び」の問題は「学力低下」だけではない。我々の生き方そのものの問題なのだ。

注

- 1) この手の議論の火付け役は岡部恒治他編の『分數ができる大学生——21世紀の日本が危ない』東洋経済新報社、1999年であると思われる。その後、「ゆとり教育」批判へと移行していくと佐藤学氏は述べている。佐藤学『学力を問い合わせ——学びのカリキュラムへ』岩波書店、2001年、2-6頁。
- 2) 佐藤学氏は、「学力低下」の問題よりも、日本人全体が「学び」から逃走していることに警鐘をならしている。同上、15-27頁。
- 3) 佐藤学『「学び」から逃走する子どもたち』岩波書店、2000年、25-36頁。
- 4) 同上、54-55頁。
- 5) 田中智志「デューイと新教育」今井康雄『教育思想史』有斐閣アルマ 2009年、268頁。
- 6) 同上、269頁。
- 7) ジョン・デューイ（市村尚久訳）『学校と社会・子どもとカリキュラム』講談社、1998年、289-290頁。
- 8) ジョン・デューイ（市村尚久訳）『経験と教育』講談社学術文庫 2004年、46頁。
- 9) 同上 63頁。
- 10) 同上 70頁。
- 11) デューイは「経験の発達が相互作用から生じるという原理は、教育が本質的に社会過程」（同上、92頁）によることに着目し、人々はこの過程を通してデモクラシーと道徳的平等を身に着け、相互扶助的で一人一人の代替不可能性が承認される状態の社会を目指した。（田中智志、前掲書、276頁）
- 12) 市村尚久訳、2004年、前掲書、30頁。
- 13) 清真人『経験の危機を生きる——応答の絆の再生へ』青木書店、1999年。
- 14) ここでは人だけでなくモノなどの対象物全般を指す。
- 15) ブーバー（植田重雄訳）『我と汝・対話』岩波書店、1979年、82頁。

- 16) 清眞人, 前掲書, 48 頁。
- 17) ニクラス・ルーマン (村上純一訳)『社会の教育システム』東京大学出版会, 2004 年, 35 頁。
- 18) ミシェル・フーコー (田村俊訳)『監獄の誕生——監視と处罚』新潮社, 1977 年, 188-196 頁。
- 19) 同上, 221 頁。
- 20) 同上, 188 頁。
- 21) パウロ・フレイレ (三砂ちづる)『新訳 被抑圧者の教育学』亜紀書房, 2011 年, 83 頁。
- 22) 同上, 81 頁。
- 23) 佐藤学, 2001 年, 前掲書, 28-30 頁。
- 24) 清眞人, 前掲書, 25 頁。
- 25) 清眞人, 前掲書, 24 頁。
- 26) 山崎正和『柔らかい個人主義の誕生——消費社会の美学』中公文庫, 1987 年がその典型例であろう。
- 27) 二宮厚美『生きがいの構造と人間発達』労働旬報社, 1994 年を参照。ちなみに、二宮厚美氏やマルクス経済学の人間発達論者たちは、このセンスに相応する言葉として「享受能力」を使っている。
- 28) このことについては、レインの一連の図書に詳しい。R. D. レイン (笠原嘉, 塚本嘉壽)『経験の政治学』みすず書房, 1973 年, 同『自己と他者』みすず書房, 1975 年。
- 29) 河合隼雄『生と死の接点』岩波書店, 1989 年にて詳しく研究されている。
- 30) 栗原彬「21世紀の『やさしさのゆくえ』」205 頁, 小谷敏, 土井隆義, 芳賀学, 浅野智彦編『若者の現在 政治』日本図書センター, 2011 年では、高度産業社会による代替可能な個人によってアイデンティティを形成できない若者は優しさによって他者の承認を得ようとするという。山竹伸二『認められたい』の正体——承認不安の時代』によると,

「大きな物語」が崩壊した現代において、価値観の一般性が相対的になったために、一般的な承認が得られず、集団的承認や親和的承認に固持してしまい、「空虚な承認ゲーム」に陥ってしまうという。ほか山本七平『「空気」の研究』文春文庫, 1983 年, 冷泉彰彦『「上から目線」の時代』講談社現代新書, 2012 年参照。

- 31) マルクス (長谷川宏訳)『経済学・哲学草稿』光文社, 2010 年, 152 頁。
- 32) 分析心理学やライフサイクル論においても、発達や精神的な成長は苦悩の結果として現れると考えられている。また、創造とは苦悩の結果であるとユングは考えていた。しかしながら、現代の「アーティスト」が作るものに苦悩はあるのだろうか。

参考文献（注で引用したものを除く）

- [1] ジョン・ラスキン著, 木村正身訳『ムネラ・ブルウェリス』閔書院, 1958 年)
- [2] 池上惇, 二宮厚美編『人間発達と公共性の経済学』桜井書店, 2005 年。
- [3] 池上惇『文化と固有価値の経済学』岩波書店, 2003 年。
- [4] 今井康雄編『教育思想史』有斐閣アルマ 2009 年。
- [5] 榎本博明『「上から目線」の構造』日本経済新聞出版社, 2011 年。
- [6] 基礎経済科学研究所編『人間発達の経済学』青木書店, 1982 年。
- [7] 基礎経済科学研究所編『人間発達の政治経済学』青木書店, 1994 年。
- [8] 佐藤学『学校を改革する——学びの共同体の構想と実践』岩波書店, 2012 年。

(たい まさる 所員 駒澤大学博士課程)

ケインズ『一般理論』ゼミ

はじめに

ケインズ『一般理論』ゼミは、昨年5月から新しく始まったゼミで、月に1度3時間程度を目途にケインズの『雇用・利子及び貨幣の一般理論』を読み進めています。本稿の目的は、ひとえに、この新しくできたゼミを紹介することであり、ケインズを読みたいなと思っていたけれどもなかなか今まで機会がなかった、という方々の参加のきっかけとなれば幸いだと考えています。ただ基本的に私見によるゼミ紹介となりますので、冗漫な内容になっていることは否めません。これについては、どうかご海容のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

ゼミの特徴

まず指導担当としては、昨年4月から京都在住になられた松尾匡教授をお呼びしています。現在の景気動向との比較・ケインズのバックグラウンドにある経済学説・後々に与えた影響などを含んだケインズに留まらない多くの知識を吸収出来る場となっています。先生のウイットに富んだ解説もあって、ゼミ内のムードは和やかであり、和気あいあいとした雰囲気の中で学ぶことができています。

またゼミの参加者も、大学の研究員だけでなく公務員や高校の教員など色々な方が参加しており、松尾教授を中心とした聞きたいことが聞けて言いたいことが言える、例えるなら昔ながらの勉強会といった状況になっています。全員がケインズを読破しての参加というわけではありません。なので、ただケインズを読みたい、または一度読んだけど、もう一度きちんと読みたい、という希望に応える試みにもなっています。

そういう事情もあって、実際のゼミ進行で読み進めていく中で、多種多様な疑問や質問が生まれてきます。その疑問に対して、毎回のように参加者内で議論がおこったり、先生の示唆に富んだ回答をもらったり、という形になるので、一回の勉強会で進むテンポは一章程度です。遅いように思われるかもしれません、得られる知識の量は多く、なるほどそういう考え方もあるのかという驚きの絶えない勉強会となっています。

実際のケインズ解釈に関しても、グラフやマルクスの

用語を用いた解説があるので理解が容易になっており、特にマルクスの素養がある方には得るモノの多い会になっていると思います。例えば、ケインズの所得概念を、企業者の所得と企業者以外の人の所得を分けてから社会全体の総所得を定義しています。会計的に積み上げていく考え方なので理解が難しいことを、付加価値計算と似たようなことをしているという例示で先生から概観を示していただいたことがあります。それによって非常に理解がしやすくなります。また、上記の様々な見解として、ハイエクらの所得理解や、ここではケインズの師匠として出てくるマーシャルらの所得理解を同時に挙げてもらえることでさらに知識が広がります。

ゼミの形式は、輪読で毎回どの程度進むかと担当者を決めてその発表に対して質疑応答や問題提起を行うのが、基本的な流れになっています。ただやはり上でも書きましたが、議論になる時間が長いので、担当者も肩に力を入れて用意してこなくとも自然に話し合いになり議論が深まっていく、そんなムードがあります。

ゼミの意義

ゼミの意義としては、なぜいま古典であるケインズの『一般理論』を読むのか、ということに集約されると思います。

社会保障政策は、ケインズ政策、新自由主義政策、「第三の道」政策と現代まで歩んできました。その中で、マルクス主義からは明確な政策は打ち出しが出来なかつたということがあります。しかし、日本においてはバブル経済の崩壊から今にかけて労働者には苦しい時代が続いている。非正規雇用・ワーキングプア・止まらない少子高齢化などなど、あければきりのないほど問題はあります。そして現在、賛否両論の物議をかもしている政策が「アベノミクス」です。その「アベノミクス」は明確に景気対策を謳っています。対して、革新サイドからは、赤字財政政策や金融緩和策への批判ばかりが講じられていました。しかし、本来であれば、同じ景気対策の対案としてもっと明確な需要拡大策を打ち出す必要があったと思われます。

すべての人が経済学を学んでいるわけではありません。そういった人たちの目の前に、よく分からないけど景気が良くなるかもしれない案と現状維持の案が並んで

いれば、前者に賭ける人が出てくるのは当然であり、景気が悪くなればなるほどその人数は多くなるのではないかでしょうか。

こういった環境の中で、マルクス主義からは、どういった政策案が出せるのか。それを考える上で、敵を知ると言った意味も含めて、ケインズ学ぶ意義がここにあると思います。また、ゼミの参加者の中からは、それが基礎経済科学研究所の現代化につながるのではないかという意見もありました。

おわりに

前述のとおり、『一般理論』の全体の3分の1にも満

たない程度しか進んでいないので、成果というほどのものはまだありません。

ただ近況報告としては、小さな変化ですが、京都の基礎経済科学研究所の部屋に簡易なホワイトボードが設置されたことが挙げられます。ケインズの一般理論はその議論の裏に数学的裏付けがあるものが多く、その解説を書くためのホワイトボードです。それに対して、基礎研の長い歴史の中で何かものを大きく書くスペースがないことに何ら疑問を抱かなかったということを反芻して新鮮な気持ちになった、という声が上がっていました。

(菅原 悠治 所員 立命館大学大学院生)

■ ■ ■ 勤労と実践と捉えかえす学び (23) ■ ■ ■

松江『資本論』を読む会 18 年の歩み

はじまり（第一期）

『資本論』上製版（新日本出版社 1997 年 12 月）の刊行を機に、島根県学習協主催で、松江『資本論』学習会（第一部）が、98 年 9 月から島根大学の先生を講師にして始まり、三十数人が 12 回の講義を受けました。受講生の有志で、「第二部・三部を読もう」と始まったのが、この「松江『資本論』を読む会」（以下「読む会」という）です。講師もいない、会員登録もない、会則もない全くフリーな会で、「資本論を読んで解りたい」という情熱だけで続けてきた勉強会です。2000 年 1 月から始まりました。

はじめは、交代でチューターをしていましたが、難解な上に、仕事で忙しい人もあって、要旨をつかむのも大変なので、気楽に自由な討論方式に切りかえました。毎月 1 回、50 ~ 60 ページ読んできて、疑問・質問や感想などを出し合いながら読み進めました。毎回の出席者は 8 名前後で、4 年間かけて、第二部・三部をとにかく読みました。読み終えたときは 4 人の侍で、「成し遂げた」という満足感に浸りました。

第一部の講義 12 回を含めて、第一期は 5 年 4 カ月かかりました。

「読む会」の定着（第二期）

第三部を読み終わる頃、不破哲三著「『資本論』全三

部を読む」、全 7 冊（以下「全 7 冊」という）の刊行が始まりました。難解な『資本論』に悪戦苦闘していたメンバーは、この本に飛びつきました。次は先ず、不破さんの本を読んでから第一部に入ることにし、新しいメンバーも増えて 10 人程度で第二期を 2004 年 1 月にスタートしました。「全 7 冊」も毎月 1 回、1 冊を 2 回に分けて読み進めました。第一期を終わった人は、復習を兼ねて全体の繋がりも徐々に理解でき、また、新しいメンバーには、『資本論』への誘いとして大変役立ちました。「全 7 冊」のあと、『資本論』第一部を読み始め、2 年間で読み終えました。その後再び「全 7 冊」を 1 年 2 カ月で読み、第一部の復習と、第二部・三部のステップ・ジャンプへ向けての準備としました。第二部・三部を、2008 年 6 月から 12 年 3 月までかけて読みました。「全 7 冊」を 2 回読んだのを含めて、第二期は、8 年 3 カ月かかりました。

不破さんは、「木を見て森を見ない」式の読み方を戒めていますが、「全 7 冊」は、私たち『資本論』を（まるごと）解かろうとする者には、大変よいガイドとして役立ちました。「全 7 冊」は『資本論』全体を解説した本であり、『資本論』の理論的に難解なところと、多少長くても事例を取り入れて読んで解り易いところをメリハリをつけて解説しているところもありますが、この第二期が終わりに近づいた頃、『経済』編集部から、学習会紹介の依頼がありました。「15 年目。気楽に、自由に、『難解』も楽しく」と、2012 年 5 月号に紹介されています、ご参考ください。

新たな発展に向けて（第三期）

2012年4月から新しいメンバーを加えて、『資本論』第一部を読み始めました。それまで世話を務められた2人が事情で勇退され、新しい2人が世話をとなり、その一人を務めています。今までと比べてこの第三期の変化は、第一部を3年で読むように計画したことです。これは、今までの経験に基づいて、理論的なところや難解なところ（特に、第一回 商品と貨幣、など）は、読み進めるページ数を少なくしたことです。このようにしたことで、読んで討論するスタイルも、学習会で本文（注を除く）を全て読みながら討論できることに気づいたのです。こうして、この会は、まさに「読む会」になりました、身体機能全てを使って理解するように努める会になりました。

12年4月に始まったときは、10数名の参加者で賑やかにスタートしましたが、次第に少なくなり、6～7人で進めています。「資本論を読みたい・解りたい」という要望のある皆さんに、どうしたら続けてもらえるのか、これが今後の「読む会」の大きな課題になりそうです。

多少ゆっくりペースの第一部もこの3月で読み終わります。次はまた「全7冊」に戻って、今年の4月から新しいメンバーを加えて始める予定です。この「全7冊」の読み進め方は、不破さんの講義に合わせて、1冊を3回に分け、区切りがよいのと、少しでも消化不良を和らげることも考慮しています。

「全7冊」のあとは、また第二部・三部を読み続けていく予定です。第二期より1.5倍くらいゆっくりペースなので、まだまだ先の長いことになりそうですが、読みたい人がいる限り、呼びかけて、私は一緒に読み続けていくつもりです。ともに勉強を続ける人が増えることを期待しています。

時代の要請に応えて

2年程前に、「読む会」の参加者から紹介された方に「ものの見方考え方講座」をやってくれないかと依頼されました。そのような哲学的なことを話すことは荷の重いことでしたが、お会いして話していく、題材は私の選んだもので、というような条件で、月1回の講座を引き受けたことにしました。話したことがないことでしたが、「読む会」で勉強した『資本論』を貫く哲学・史的唯物論の思いもあり、そして何よりも要望に応えることは、「時代の要請に応える」ことだと思い、「話すことは

解る近道」だと自らを励まして、2年前の4月から始めました。話すとなると、昔読んだ哲学書や自然科学関係書を引っ張りだしたりして、宇宙・地球・生物・人類の進化、「猿が人間になるについての労働の役割」など、そして、『資本論』のなかの「ものの見方考え方」をピックアップして話をしました。最近は、平野喜一郎著「『資本論』を学ぶ人のために」をテキストにして、最近の経済現象なども織り交ぜて話をしています。さまざまな職業人としての経験をもっておられる10人ほどの方々と、自由に質問もしてもらひながら、新しい出会いに刺激を受けています。時々の懇親会も楽しみのひとつです。

昨年5月から、10人ほどの青年諸君に、月1回、前記平野著をテキストにして学習会を開いています。青年諸君は勤めもあるので、夜7時半～10時頃までの学習会で、青年パワーの刺激も受けながら進めています。

「読む会」を振り返って

この18年、振り返ってみれば、よく続けて来られたものだと思います。これは、集団学習だったから、そして月1回、それほど無理のないペースの「読む会」だったので、続けられたのだと思います。「本質がよく解るようになりたい」という思いが推進力になったとは思いますが、集団学習の場がなかったら、どこかで挫折していたのでは、と思えます。読み続けるなかで、『資本論』の魅力・面白さに目覚め、次第次第に、理解が点から線へ、細切れの線が繋がった線へ、また線から面へも拡がるようになっているのだと思えます。

さらに、最近の講座や学習会で話すようになろうとは、まったく「想定外」のことでの改めて「人生は思いがけないことの連なり」のように感じます。今後も『資本論』を少しでもよく解るようにし、混沌とした日本や世界の現状も分析しながら、未来を切り開く力にしたいと思っています。そして、『資本論』の魅力・面白さを一人でも多くの人に伝えていけたらと思っています。

最後に、この紹介をさせていただくことになった経緯を書きます。今年1月17日に、日中友好協会米子支部主催の講演会があり、大西広先生の「中国はいま…」を聴講しました。その後誘われて懇親会に参加し、大西先生と親しく話をさせていただきました。これがご縁となり、この紹介を推薦していただきました。大西先生と基礎経済科学研究所関係の方々に感謝申し上げます。

（三輪拓夫 松江『資本論』を読む会世話人）

「雇用の流動化」と「労働組合運動強化の課題」 を結びつけるもの——本誌 134 号を読んで

櫻井 善行

待ち焦がれた経済科学通信 134 号を手にした。発行が予定よりも遅れたことについては編集後記で触れられており、あえて言及はしない。ここでは本誌の神髄である特集についての批評をすることにする。誌面批評とはいえ、本誌の玉稿全部をつぶさに批評するのは、評者の能力をこえるものである。本稿では、本号の大特集である「雇用の流動化」と小特集である「労働組合運動強化の課題」に焦点をあてた紙面批評を試みたい。

本号は、近年の日本経済の変化の中でも最も大きく身近なものである「雇用の流動化」を大特集として組み、5つの論文が掲載されている。現在の安倍政権のもとでの「岩盤規制」を破壊するための最重点的な施策である「労働者派遣法改正」と「ホワイトカラーエグゼクション」に正面から向き合った企画は、時勢にかなったすぐれた内容だとは思える。

いっぽう小特集「労働組合運動強化の課題」では、精力的な活動をしている東京基礎研の 2013 年末の研究集会の報告をベースにした特集である。こちらは安倍雇用改革への対抗する側の最大の勢力であるべき労働組合の活動が日本では十分に対応していない現実があるなかでの企画である。私たちがいつも耳にするのは、企業の一方的な都合によるリストラや労災・過労死で路頭に迷う労働者や家族が大量に出現しても、彼らを救うことができない労働組合の存在についてである。論文こそ五十嵐論文と斎藤論文の二本であるが、浅見コメントや参加者の発言内容も記しており、読むことによってこの研究集会に参加していくなくても、集会の内容はある程度理解できるように工夫した編集がなされている。小特集でも触れている藤田実氏や兵藤敦史氏も紙面に登場していただければ、より内容を深めることができたとは思う。これは評者の思いも含めたこれからの期待である。

大特集が、「雇用問題」に焦点を当てながら、主として理論面での特集という性格がするのに対して、小特集は文字通り実践的な色合いが強い論文を中心であるといえる。誤解されると困るから触れておくが、そのことで学問的な価値の優位性を比較しているのではないから、念のために。

大特集の伍賀一道論文の骨格は「安倍政権の雇用流動

型労働改革は、人材ビジネス活用のリストラ支援、派遣労働の終身化、正社員の二分割、ホワイトカラーエグゼクションを提起し、予想されるのは職を求める人々の漂流と無限定な働き方の拡大である」とされる。これまでの氏の自説の展開が生き生きと具体的にされているが、詳細は氏の近著からもっと掘り下げた洞察を見ることができる。

横山政敏論文は「派遣制度改革と雇用システムの行方」というテーマで「安倍政権が将来の雇用システムの大転換のための布石を大幅な規制緩和を実施」「そのための 2 つの戦略として正社員制度改革（正社員の多様化）と派遣制度改革（期間制限撤廃、常用代替原則否定）であり、両者が雇用制度改革の両輪として深く関連しあっている」とされる。

増田尚論文は弁護士としての立場から「派遣上限撤廃・恒久化を目指す労働者派遣法「改正」の動きをたどる」は、第 2 次安倍政権が、規制緩和を推進する勢力の活動と労働者派遣法「改正」の動きを加速されたことを論じている。

中野裕史論文の「マルチジョブホルダーの労働政策と就業実態」では「複数の就業機会から収入を得ているマルチジョブホルダーは、これまで女性労働者を中心とした低所得層に多く見られたが、セーフティネットの欠如から、非正規社員全体の待遇改善に加えて複数就業による長時間労働の防止や失業時の所得保障が急務の課題」とする。この雇用形態は社会の底辺をなす極貧層には一般的な存在となり、この論文を読んで、先行研究では労働者の階層化がこの就業形態まで広く一般的傾向になっている現実への認識は弱いことが確認できた。

高野剛論文の「内職・家内労働と在宅ワークの現状」は「偽装雇用」の流行と、委託・請負契約で働く人の増加と、家内労働法の適用により家内労働の減少に対して、労働法が適用されない在宅ワークが増加傾向であり、この分野の法的保護が必要」とする。現在労働者性をめぐってグレーな部分での「労働者」が急増している。これは資本の都合と恣意的適用によってこれらの労働者への犠牲の転嫁を図ろうとするものであり、労働者の階層化の一形態として考察する上で貴重な論文だと評

者は考えている。

一方小特集では、五十嵐仁論文では「今日の政治社会情勢の激変と労働組合運動の課題では「現代資本主義のグローバル化」のもとで、世界的に「貧困」と「格差」が広がる一方、労働者のたたかいの高揚もはじまり、日本の労働運動の戦略と発展方向として、国内外情勢の変化を踏まえながら、労働組合の「機能論」と「組織論」を結んで、総括的に問題提起をしている。氏の主張は用心深い慎重な展開で一般論に近い分析が主であり、そのこと自体意義はあるものの、実践側の読み手からはまだ意識が十分に共有できない部分があるとしたら、評者の読解力不足なのだろうか。

斎藤寛生論文「労働組合の組織強化に向けた課題」では労働組合の「組織拡大」がなぜ思うように前進しないのか、全労連というナショナルセンターの労働運動の最前線の現場から、労働組合の組織拡大活動の現状をはじめて全体的に分析・整理した試みで、現在の労働組合の運動と組織の弱点と教訓に向かってメスをいたるものであり、最新の「組織拡大」の実践論として興味深い内容である。

テーマは大特集、小特集で「雇用」と「労働組合の組織拡大」を結果として結びつけた編集であり、「雇用の流動化」と「労働組合組織の後退化と弱体化」とには両者は大きな関わりがあることへの確認ができた。それでもこうした特集として紙面に登場し、多くの論者が持論を展開すると、論点も十分に絞り切れたとはいえない。それは執筆者の責任でも編集者の責任でもない。読者からして不十分さがあるとしたら、まだテーマが大きすぎて、論点が絞りきれないからであり、こうした実践に関わった研究を編集する作業はまだ端緒についたばかりである。論点整理まである程度の時間をまだ要するからである。

それでも大特集では、現在進行形の「雇用の流動化」をとらえた論文を、これまでの研究分野での到達点を踏まえて新たな問題提起をおこなっている。雇用の流動化でもたらされたのは、何よりも多様な労働者の出現という事実である。単なる有期か無期か、直接雇用や間接雇用という形態以上に階層化が進行しているのであり、今まで見られなかつたことである。「冷戦の終焉」が「市場万能論」と「規制緩和」を元気づけたのは事実かも知

れないが、「雇用の流動化」がここまで進行している事實を認めなければならない。雇用労働者といえば、男性を主力に正規に雇用され、定年まで企業社会の垣根の中で労働生涯を終えていくのがこれまでの主要なスタイルであったが、それはもう過去のものとなりつつあるのは捨てがたい事実である。だからそうした「よき時代」への回帰は幻想である。しかし、私たちの周囲にはそうした思いを期待する人の発言力が依然としてある。

現在の労働組合の組織と運動はそうした現在進行形の事態を直視できずに、表面的な対応に追われていることが弱点として露呈される。実践側の「唯我独善」はまずは己の正当性を主張することから始まる。第三者からすれば、理解できないことが当事者の間では重箱の隅をつき、「鶴が先か卵が先か」、結果としてどうでもいいようなことにこだわり続ける。「事大主義・権威主義」もよく見られるが、この傾向は自らがやってきたことを真摯に総括することなく、うまくいかないのは方針通りにやらないからだと決めつけてしまうところから来る。現在の労働組合運動の衰退の典型的な事例である。「数は力なり」とはいうものの「数の内実」も問われる。

企業別組合と産業別組合の分水嶺は、労働者の要求が企業内か企業横断型かという根本的なものがある。しかしこれだけ「労働力の流動化」と「労働者の階層化」が進んでいる現状を見るとき、「多様な要求を統一」してとらえる困難な作業も当事者には与えられているのだろう。本号を読み終わって、様々な論者が様々なテーマで書き下ろしているにもかかわらず、不思議と読み手からすると違和感を感じるのは、本特集、小特集のテーマが近接領域であり、そのうえで編集部の緻密な配慮もあったからではと思える。

「百花齊放・百家争鳴」は必要である。論議が深まっていくことで、論点が整理され、それまで気づかなかつたことや新たな発見もあり、次のステップに発展することがある。論議が感情に左右されずに前向きに真摯に行われていくことは大事なことである。本誌は無縁だが、今なお、一部では討論のマナーや作風が十分に機能せず、相手への打撃だけを目的としているような論調もまだ目にする。編集部には困難ではあっても、こうした作業の一端を引き続き担っていただきたいものである。

(さくらい よしゆき 所員)

「自然エネルギーと地域経済」——本誌 134 号を読んで

阪本 将英

「自然エネルギーと地域経済」という前号の特集は、3月13日に愛媛大学で開催された基礎経済科学研究所の2014年度春春季交流集会での報告にもとづくもので、ドイツのエネルギー転換と再生エネルギーを活用した村おこし（地域活性化）の事例は、今後の日本の地域経済を考えるうえで重要な示唆を与えてくれる。ただし、批評の中身については、評者の理解不足により、読者に誤解を与えたり、的外れなものになったりしているかもしれない。その点をお断りしたうえで、特集の内容についてみしていくことにする。

はじめに、アンドレアス・ヴィーク氏の「ドイツにおけるエネルギー転換・再生可能エネルギー協同組合の役割」について述べる。ヴィーク氏は、エネルギー協同組合の役割を「原発から脱原発へ」、さらに「大きな発電所から地産地消型の地方分散的な発電方法」にエネルギー転換するための提案をしていくことにある、としている。そのうえで、エネルギー協同組合の設立動機として、①ドイツのエネルギー転換に自らも参加したい、②再生可能エネルギーの推進による環境保全や脱原発、地域資源の活用といったことなどをあげている。

興味深いことは、当該地域において、上記の①と②が結びついて、脱原発とエネルギー転換ならびに地域の価値創造の推進という、地域経済の循環と自立・再生がなされている点にある。太陽光発電の例では、(1) 太陽光パネルを地元の業者に発注する、(2) 出資金以外の初期投資額を地域の協同組合信用金庫が融資する、(3) 事業の実施に伴い地方税を支払っている、というように地域経済が循環する仕組みをつくっていることが示されている。この基礎にあるのが、ドイツの再生可能エネルギー法にもとづく電力の固定価格買取制度で、協同住宅でソーラーパネルを設置できない場合や個人レベルで資金不足の場合でも、協同組合が共同出資することで事業化できる。さらに、風力発電の例は、再生可能エネルギーの導入に向けた協同組合の役割と住民の合意形成を得るために仕組みを提起している。風車を建てるとき騒音や低周波等が付近住民に引き起こすことから、ドイツでも風力発電の実施には反対運動が起こる。これを克服するためには、住民が平等に出資したうえで、風力発電からの収益が平等に、かつ確実に住民に還元しなければならな

い。

ヴィーク氏は、エネルギー協同組合のメリットとして、第一に、協同組合がエネルギー施設の所有権をもつことで、異なる利害間（農民・市民・企業等の関係者）の調整ができる、第二に、地域の価値創出をあげている。これは、地域において、どのようなエネルギーをいかに活用し、事業化していくのかということを考え、さらに、出資者の資金力に関係なく、一人一票の原則にもとづき社会的公正を達成するなかで、再生可能エネルギーを安定供給していくための仕組みをつくることによってなされている。ヴィーク氏の報告は、住民自らが、再生可能エネルギーの利用・促進に関わるビジョンを共有し、それが農村地域の持続的な開発につながることを示している。

次に、ミヒヤエル・デイーステル氏の報告（「村のための村のエネルギー」）は、ドイツのフリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン・エネルギー協同組合が、国ならびに村レベルでのエネルギー転換にどのような役割を果たしているのかを説明している。バイエルン州では、農業機械銀行（個別の農家がもっている機械を協同で利用し合う組織）と農業者同盟のグループがアグロクラフロ社（再生可能エネルギー推進コンサル会社）を立ち上げ、同社が再生可能エネルギーのプロジェクトを推進し、農村開発計画およびその実施を行っている。デイーステル氏は、農村で再生可能エネルギー関連事業を進めていくためには、多様なエネルギー源を活用すると同時に、エネルギー転換には地域住民の意識変化が必要であること、ただし、事業に関わる地域住民の誰からも嫉妬を起こさせないことが重要になることなどを指摘している。ヴィーク氏の表現とは異なるが、再生可能エネルギーを普及・促進していくためには、関連事業の利益が公平に分配されることで、参加住民の間に妬みが起らないようにすることが前提になると説いている。そのうえで、協同組合の目標として、①民主的な構造をもち、誰でも参加（小口投資）できるようにすること、②あらゆるタイプの再生可能エネルギー技術に適用可能であること、③いかなる技術のプロジェクトにも対応可能であること、④適正規模のプロジェクトを実施することなどをあげている。デイーステル氏は、日本では、農協

が農村地域で再生可能エネルギーの分散型開発の基盤になる努力を進めることが必要であるとの認識を示している。

この指摘に対して、農村地域の開発に限定するならば、農協は、長濱利夫氏の「TPPと日本の農業：北海道の現地調査から」で述べられているように、いくつかの構造的な問題を抱えつつも、農業の生産現場において地域活性化に向けた取り組みをしていることからも、その役割を果たし得るのではないかと考える。ただし、日本が安易にTPPに加盟するならば、いいかえると、アメリカの都合のよい経済システムに組み込まれるならば、日本の食料生産が打撃を受けるにとどまらず、その延長線上にある農村地域の破壊につながる可能性があることも指摘しておく。こうした危険性が回避されるならば、日本の農村地域においても、バイエルン州のように、再生可能エネルギーの改革やイノベーションが協同組合組織のもとで実現され、そのことによる経済的利益は地域住民のものとなり、地域の利益は地域に還元する、という経済循環が生まれるであろう。

二人の報告を踏まえたうえで、和田幸子氏が日本の再生可能エネルギーの現状と課題についてコメントしている。はじめに、和田氏は、国際社会において自然再生エネルギーが普及することになった背景を明らかにしている。それは、第一次オイルショックを契機として、中東アラブ諸国に、安いオイルを買いに行く「油外交」が盛んになったが、その一方で、エネルギーの自給の道を模索する国々ができたことにある、と説いている。上記の第一については、日本国内では、「原発をやらないとオイルがなくなるので仕方がない」という合言葉を免罪符に、1974年に電源三法が成立し、原発に対して交付金を付与する制度が確立したことを、上記の第二については、エネルギーの自給の道を模索する国々がでてくる

なかで、デンマークを筆頭に、風力を中心にオイル問題を解決しようという方向性が追求されてきたと述べている。そのうえで、ドイツの再生可能エネルギーが普及した経緯や日本企業との関わりなどに触れている。次に、和田氏は、日本では、風力や地熱、太陽光といった多くの種類の再生可能エネルギーの素材があるにもかかわらず、それがうまく利用されていない問題を指摘したうえで、日本もドイツのように、市民が太陽光発電による共同発電所をつくる動きが盛んになってきていること、また、太陽光発電や風力発電、バイオマス発電などの多様なエネルギー資源の利用に取り組んでいる市民団体、農協や生協などの事例をもとに、日本もドイツに学びつつ、独自の取り組みが進められていることに言及している。

特集の内容は、地域のなかで再生可能エネルギーの開発を進めていくうえで示唆に富み、興味深いものであったが、報告者がドイツ人に限られていたことを少し残念に思った。その理由は、この講演会に日本人がパネリストとして加わっていれば、日本とドイツの地域性やコミュニティの違いも含め、自然再生エネルギーを主体とした町づくりを進めるうえでの制度設計や取り組みなど、より活発な議論ができたのではないかと感じたからである。ディーステル氏や和田氏も触れているように、ドイツのメルケル首相が、2011年の福島第一原発事故によって、最終的に原発を停止するという判断を下したが、本来なら、当事者である日本は、率先して、安心安全なエネルギー・システムの構築を考える必要がある。本特集は、人間の生存基盤となる環境をいかに保全していくのか、それと同時に、社会経済の発展をどのように成し遂げていくのかという課題について、どう取り組んで行くのかという論点を提起している。

(さかもと まさひで 所員 専修大学)

碓井敏正・大西広編

『成長国家から成熟社会へ——福祉国家論を超えて』

花伝社 2014年 税込価格 1836円

広原 盛明

はじめに

本書は『ポスト戦後体制への政治経済学』(大月書店, 2001年), 『格差社会から成熟社会へ』(同, 2007年)に引き続く, 碓井敏正・大西広氏による3冊目の共編著である。第1作は、高度成長の終焉にともない日本型戦後体制の矛盾が臨界点に達した状況を論じたもので、利益配分型の支配体制の解明に焦点が当てられている。第2作は、低成長を打破すべく「小泉改革=新自由主義路線」によって資本の側から戦後体制が崩された結果、そこに出現した新たな格差社会とそれにともなう政治社会の流動化現象に関する分析である。そして第3作は、現在が資本主義発展の最後の段階である「ゼロ成長社会=成熟社会の入口」に立ったとの時代認識の下に、そこに形成される社会内部の諸力（体制変革パワー）の成熟に注目し、それらが経済成長を前提にした従来の「(新)福祉国家論」を超える可能性を示唆したものである。

評者は著者らと専門を異にする都市計画・まちづくりの出身であるが、戦後の高度成長時代を駆け抜けてきた先頭世代であるがゆえに、渡辺氏ら新福祉国家論者の体制批判には共感するところが多い。しかしその一方、体制変革を担う革新勢力の弱点には一切触れようとしない氏らの姿勢についても少なからず疑問を抱いてきた。誤解を恐れずに言えば、これら「国家論=権力論」を機軸とする新福祉国家論は単純な「善悪二分法」の発想に立ち、体制側は悪、反体制側は善とする前提に立っているのであろう。しかし「敵を知り、己を知れば、百戦危うからず」とあるように、己を知らなくては敵と戦えない。

本書はこの点、「市民社会論」の立場に立つことによって「国家論=権力論」を相対化し、体制側のみならず反体制側についても客観的な比較視点を提供する。権力を善悪に二分して平面的に分析するのではなく、市民社会という基座から対立する上部の権力を立体的に比較検討するのである。旧ソ連や中国の例を見ても、権力は体制側であれ反体制側であれ「一つのコイン」の表裏関

係から逃れることができないのであって、刻印された図柄は違っても時が経てば「地金が出てくる」のである。

全体を通読して感じることは、本書はいわば「未完成交響曲」だということだ。編者の碓井・大西両氏の間にも若干の「ズレ」を感じられるし、総論と各論の間にはそれ以上の「ギャップ」がある。しかし、そもそも市民社会とは「そういうもの」なのだろう。市民社会は一糸乱れぬ「国家主義=全体主義国家」の対極に位置する存在であって、もともと多様性を本質とする構成体なのである。また、スタート地点もゴール地点も特定されないような、それ自体が「プロセス」であるような永遠に未完成状態にあると言ってもよい。しかし時の経過とともに市民社会が成熟社会へと発展を続けるなかで、未完成交響曲はいつの間にか心地よいアンサンブルを響かせるようになるのであろう。長い前置きはこのぐらいにして、以下に感想を述べよう。

成熟社会の定義について

著者らは成熟社会を「目標概念」であると言い、碓井氏は次のように定義する（第1章、成熟社会の対抗軸）。「成熟社会とはひとつの社会体制を構成する諸要素が、発展し、深化することを意味している。近代以降について言えば、公正な市場関係や人権、民主主義など近代の積極的価値が、社会生活や人びとの価値観として定着している状態を意味している」。「民主主義について言えば、単に多数決を原理とする政治制度としてではなく、多元的な発想や多様なライフスタイルを受け入れる寛容の精神、加えて参加と責任の精神が、組織や人々の価値観と定着している状態を指す。これが民主主義を多数派の利害の正当化の手段としてではなく、社会をより円滑に運営する制度として、よりよく機能させることになる。なおそのためには、一定の経済的水準の達成（成長）が基礎的条件になる」。

この定義はほぼ誰にでも受け入れられるもので、特に議論を呼ぶといった類のものではない。だが著者らの狙いは、この定義を基礎に「成熟社会論=成熟社会における

る社会変革論」を提起することにある。それは、上記のような成熟社会にあって各種の社会的矛盾（貧困や権利侵害など）の解決に取り組む際、体制変革によらなければ問題の解決が不可能であると考える階級闘争の立場よりも、現体制の積極的価値を現実化する方法論のほうがより有効な社会変革の展望を見出すことができるというものである。

数々の前提条件を設定した上で慎重な問題提起はあるが、しかしこの「成熟社会論」の提起は、厳しい社会的矛盾の中での反体制的活動に従事してきた多くの革新勢力にとっては、反発を呼び起さずにはいかないことが容易に想像できる。いわく、それは特定の社会階級に依拠した階級政党の闘争ではなく、資本主義体制の下での「社会改良主義」とどこが違うのか。いわく、それは資本主義体制の枠内で経済構造を改革し、漸進的に社会主義に移行する（できる）とする「構造改革主義」とどこが異なるのか。いわく、それはマルクス主義の原則に重大な修正を加える「修正主義」ではないかなど、果てしない政治論争に陥る可能性がある。

このような不毛な議論を免れるためには、まずは運動論をさておき社会論に重点を置いた議論を始める方が事態の発展的方向につながるのではないか。たとえば、社会科学の分野ではJ・S・ミルの『経済学原理』において述べられた「定常型社会=物質的に豊かになるための経済成長の後には停止状態が訪れ、そのような状態において人間性の発展が展望される社会が出現する」といった経済社会思想が生まれた時代背景や社会状況の検討がまず挙げられるであろう。また自然科学の分野では、ハンガリー出身の物理学者D・ガボールが提起した「成熟社会とは、人口および物質的消費の成長はあきらめても、生活の質を成長させることはあきらめない世界であり、物質文明の高い水準にある平和かつ人類の性質と両立する世界である」（D・ガボール著 林雄二郎訳『成熟社会（The Mature Society）——新しい文明の選択』講談社 1973年）との定義も比較するには興味深い。

ゼロ成長社会をめぐって

「ゼロ成長社会」についても議論が百出するだろう（第2章、成長経済下の政権交代と右傾化）。大西氏は、先進国経済ではゼロ成長が不可避になりつつあることをリーマン・ショック以降のアメリカや日本のデータを使って説明するとともに、マルクス経済学の「利潤率の長期的低下法則」などを援用しながら、全社会的な資本の蓄積量には最適水準（上限）があり、それを超える更なる資本蓄積は不合理となるので、資本蓄積の停止が全社会的な利益として求められる歴史的時点がやってくると述べている。また「資本蓄積のための社会=資本主義

社会」との定義をもとに、「資本蓄積が不要になった社会=資本主義後の社会」はすなわち「成熟社会=社会主義社会」であると規定する（この規定は、搾取根絶を社会主義の本質と考える論者からは異議が出るだろう）。

しかし成熟社会が自動的にやってくると考えるのは早計であり、社会全体がゼロ成長であっても（であるがゆえに）、産業間、企業間の蓄積競争は却って熾烈となり、利潤獲得の余地をなくした資本が労働者や農民の犠牲の上に利益追求を加速させる。成長時代には「福祉国家」といった国民融和的な政策を実施することが可能であったが、ゼロ成長時代にはそれが不可能になり、左右の対立が激化して食うか食われるか、生きるか死ぬかの選択が国民に突きつけられるようになる。また資本は財政支出を強制して国家財政赤字をますます膨張させるようになり、その結果、日本の財政問題はもはや「国家破綻（ソブリン危機）」に等しい水準に達している——と現状を分析する。

この主張は、福祉国家の物質的基盤である経済成長がもはや失われている状況の下では、財政問題（危機）を考慮しない福祉国家的な政策論はあり得ないとするものであるが、問題は、当面する国民の生活困難（貧困）の打開する方法を成熟社会論のシナリオにしたがって説得的に展開できるか否かであろう。というのは、成熟社会論が主張する社会の諸要素の成熟には相当な時間がかかり、なかでも社会の土台としての市場経済の成熟には主要なアクターである企業自身の成熟を必要条件となるが、このことは企業主義の克服が前提となるだけに困難を極めることが予想されるからである。

中期的国家像と革新運動の関係

おそらく上記の疑問に応えるべく用意されているのが「これからの革新運動と中期的国家像」（第3章、第3節）であろう。マルクスの未来社会論については幾つかの解釈が示されているが、その多くは「彼岸の世界」であり、体制変革なくしてはたどり着けない「遠い将来」として描かれている。そのアンティ・テーゼとして最近提起されているのが、「近未来=実現可能な社会主義」（荒木）、「新しい社会主義=民主的社会主义、市場的社会主义」（長砂）などであり、いずれも「20世紀の社会主义」から決別した新しいアプローチやプロセスを模索するものとなっている。

成熟社会論が目指す「中期的国家像」もおそらくこれらの範疇に入るのであろうが、異なるのは「中期的国家像」は必ずしも「社会主義」を前提としない国家像であり、そこでは社会主義イデオロギーにとらわれない柔軟な協力・協同関係の構築が求められていることである。具体的には、「運動と知の新しいあり方」、「組織の成

熟」、「協力・協同の課題」、「政治的配置を整理し、政党間関係を考える」の4点にわたって従来型の革新運動や市民運動との違いが対照的に説明されている。

例えば、「上意下達の運動論は、下位のものの義務感や忠誠心に依拠しているが、この種の動機によって支えられる運動は長続きしない。自らの意志と感性が尊重される個人主義型社会では、政治へのかかわりはあってのような団体、組織を通したものだけではなく、反原発運動に典型的なように、個人が自発的に結集する形が主流になっていくであろう。その意味では、中央指令型、啓蒙型運動論は社会の成熟化の中で変容を迫られており、

個人の自発性や創意が生かされるような、新たな運動論と組織論が求められている」といった刺激的な一節がそれである。

評者もこの点については全く同感であり、従来（現在）の革新運動の限界を痛感している者の1人である。だが私見によればこの道は果てしなく遠く、成熟社会が「目標概念」であるのと同様に、成熟社会論もまた「目標概念」として位置付けなければならないと思う。21世紀の遅くない時期に、本書の提起する成熟社会が到来することを祈念して筆を置く。

(ひろはら もりあき 所員)

書評

松浦章著

『日本の損害保険産業——CSRと労働を中心に』

桜井書店 2014年 税込価格 1944円

伊藤 大一

本書の特色は、企業の社会的責任（CSR）を、「企業や産業が固有に持っている社会的役割の發揮」に求め、これを基準にし、現代の損保業界の抱える諸問題を分析し、最終的に、損害保険の対象として原発リスクを評価している点にある。

著者は大学卒業後、32年間、損保企業に勤め内情にくわしい。このような場合、しばしば内情を詳細に描くジャーナリストイックな著作になりがちであるが、本書はそうでなく、著者独自の「企業の社会的責任（CSR）」を「収支相等の原則」や「大数の法則」など損保業界の内在的な論理から導いている点に特徴を有している。

さらに、この著者独自の企業の社会的責任（CSR）の着想は、2013年8月に亡くなった品川正治氏に大きな影響をうけている。品川氏は日本火災（現：損保ジャパン日本興亜）の社長、会長を務め、経済同友会の専務理事を務め、社会的影響力を發揮した人であった。著者である松浦氏は、生前の品川氏から「最新の損保産業の分析を、社会的役割を發揮しているかどうか」という視点でおこなっているのはあなただけだ」と励まされてきたそうである。

本書はこの品川氏から受けた励ましを原動力として、そして研究者として受けた訓練を分析視角として、まさに、「熱いハートと冷めた頭脳」によって、現在の損保

業界の問題点を明瞭に分析した良書である。本書の構成は次の通りである。

はじめに

第1章「企業の社会的責任（CSR）」論をめぐって

第2章 損害保険産業の社会的役割と現状

第3章 損保代理店の現状

第4章 CSRと労働問題

第5章 損保における労働時間制度の実態

第6章 原発リスクとCSR

おわりに

各章を紹介していく。まず「第1章「企業の社会的責任（CSR）」論をめぐって」は、日本財界や岩井克人氏、奥村宏氏の企業の社会的責任（CSR）論を検討して、自らのCSRを次のように定義した。「根源的な企業の社会的責任」とは、それぞれの企業・産業が固有にもつてゐる社会的「役割」の発揮にあると考える。銀行には銀行の、証券には証券の、そして生保や損保にも独自の社会的「役割」の発揮にあるはずである。…損害保険産業の本質的な「役割」は、生産や消費活動にかかる偶然な事故による損失を専門的・社会的に集約し、原状回復を可能にする機能、すなわち「補償機能」にある。この

損保固有の社会的「役割」をしっかりと果すことこそが、損保業界に求められる「根源的な企業の社会的責任」である」(37頁)。

さらに、この損保業界の「社会的責任(CSR)」論は、保険料収入と支払い保険金支出の等しくなる「収支相等の原則」と、リスク計算を正しくできている事を示す「大数の法則」によって支えられなければならないとしている。これによって、損保業界の設定する保険料は、正しくリスクを社会に伝えるという役割を十全に果たすことを可能にする。

「第2章損害保険産業の社会的役割と現状」では、損保業界の社会的役割が歴史的にどのように歪んできたのかを明らかにしている。著者は、「金融ビッグバン」といわれた1996年から2013年末までの17年間を4つの時期に区分している。第1の時期(1996-2000年)は「金融ビッグバン」によって規制緩和・自由化導入のなされた時期である。第2の時期(2001-04年)は、規制緩和・自由化の中で業界再編の時期である。第3の時期(2005-08年)は規制緩和・自由化のゆがみである保険金不払い問題の表面化した時期である。第4の時期(2009年以降)は3メガ損保体制発足から現在までの時期である。

この損保業界が経験した17年間は、アメリカ政府の要求による規制緩和・自由化の中で日本の損保業界が3メガ体制へと再編されるとともに、アメリカ系保険企業が日本市場に参入した時期であった。この変化の中で、損保業界の「社会的責任(CSR)」は歪みはじめる。具体的には、大口顧客獲得のための保険料ダンピング競争などである。これは「収支相等の原則」「大数の法則」を損保業界自ら歪めていることを意味している。

「第3章損保代理店の現状」では、3メガ体制変化の中で、規制緩和・自由化の進展を背景に、経営効率化が進展する。その中で、損保業界の特徴である代理店も整理・統合の対象となっていく。代理店は顧客と保険会社を結びつける役割を果たしており、その代理店の対応によって顧客は、信頼感を高めて保険商品を購入する。その代理店の効率化・選別化は「企業の社会的責任」を掘り崩すことにつながる。

「第4章CSRと労働問題」では、規制緩和・自由化を背景にした経営効率の追求が損保業界で働く労働者の労働条件にどのような影響を与えていたのか明らかにされる。その実態は、非正規雇用の増大、正社員の長時間労働、賃金の切り下げ、人員削減・解雇などの雇用の劣化である。

さらに、保険の支払いに関する業務は幅広い保険の知識だけでなく、被害者への面談、損害額の査定など多岐におよぶ。かつては、正社員がこれらの業務に当たって

いた。しかし、経営効率化以降では、自衛隊OB、警察OBなど他業種からの転職した社員が対応の中心を担っている。これら他業種転職社員では、従来の正社員と賃金体系が異なり、人件費の削減が進行する。しかし、業務に習熟していないために、保険金不払い問題の原因の一つとなった。このように、著者は、保険金未払い問題などの諸問題の背後に必ず、労働問題悪化の存在を指摘する。

「第5章損保における労働時間制度の実態」では、2006年に日本興亜損保で働いていた労働者が起こした裁判資料を通して、損保業界の労働時間管理の実態が明らかにされる。その際に著者が注目するのは「私的時間」制度と「裁量労働制の悪用」である。

「私的時間」制度とは、いわゆる休憩時間であり、ひとり60分などパソコン上に初期設定されている。この企業は各労働者の労働時間を各自パソコンにログインしていた時間で把握している。よって、パソコンにログインしているが、雑談などのために業務をしていない時間を「私的時間」として初期設定されている(昼休憩はこの「私的時間」に入れておらずに、別枠である)。そして、各労働者は実際に使った私的时间をパソコンに入力するのである。

この「私的時間」は、「使用者の指揮命令下」にある単なる「非作業時間」を労働時間から除外するというものであり、制度そのものが労働基準法違反と考えられるが、さらに裁判で明らかにされたことは、より忙しい上位労働者になればなるほど、この「私的時間」の入力を実際より多く行っているという事実である。では、なぜ「私的時間」を多く入力することで労働者自ら「不払い残業」を作り出すのか。残業が多くなければ能力がないとのレッテルを貼られるため、労働者は多めの「私的時間」を入力し見かけ上の残業時間を少なくするのである。これは「自律的」な労働時間制度とはいえない。

続いて「裁量労働制の悪用」とは、会社のかじ取りにかかる仕事に従事し、勤務時間を自分でコントロールできる社員に適用されるべき裁量労働制を、入社2年目の社員から適用していることである。入社2年目の若手社員が自分の裁量で自由に出退勤できるはずがない。この裁量労働制は本来、労働時間の把握の困難な大学教員などのための制度である。これを一般のホワイトカラーにまで「悪用」した制度である。損保業界はこのような諸制度を利用してしつつ長時間労働の合法化をはかっているのである。

「第6章原発リスクとCSR」では、著者の「企業の社会的責任(CSR)」に基づいて、原発のリスクが議論される。著者の損保業界の「企業の社会的責任(CSR)」の一つは、「社会に存在する危険を数値化し、それを社

会に警告する」である。つまり、損害保険料からその事業が持つリスクを評価し、社会に伝えることである。これを原発に適用すると、原発の損害保険料はどのように設定されているのか、を通して原発の持つリスクを評価することといえる。

本書では、立命館大学の大島堅一の試算を引きながら、原子力発電所一基あたりの保険料を最大約7.6兆円と紹介している。つまり、原子力発電所は損害保険の内在的原理、「企業の社会的責任(CSR)」からみるならば、成立し得ない事業であると評価される。

最後に筆者は、東日本大震災での地震保険の調査・支払いにおける損保労働者の奮闘、若手社員の成長にふ

れ、「根源的なCSR」の遂行こそが労働者の働きがいをもたらし契約者の共感を得られると指摘している。

以上、本書の内容を紹介してきた。本書は、企業の社会的責任(CSR)を、「企業や産業が固有に持っている社会的役割の發揮」に求め、この基準から、損保業界の抱える諸問題を一貫した視座と論理で解き明かした良書である。本書は、損保業界や労働問題の研究者ばかりか、この問題に関心を持つ多くの労働者、大学生など読まれるべき豊富な内容を有している。多くの人達に読まれることを期待して書評としたい。

(いとう たいいち 大阪経済大学)

書評

池田清著

『災害資本主義と「復興災害』

——人間復興と地域生活再生のために』

水曜社 2014年10月 税込価格 2916円

岩崎 信彦

1990年代以降、日本は「大地動乱の時代」に入って いる。大災害はたんに自然災害としてあるのではなく、災害からの復興そのものが社会をさらなる災害状況に巻き込んでいる。震災関連倒産、自殺者の急増、放射能汚染などである。本書は、この問題を「復興災害」という言葉に焦点化して考察していく。「『復興災害』は、災害に便乗した『開発・成長』優先の『復興』によって、被災者の生活再建と被災地の再生が図られず、一次災害、二次災害、三次災害が複合化した人為的災害であった」(21頁)。

この「復興災害」という言葉は、阪神・淡路大震災15年にあたって、池田氏も執筆参加している『大震災15年と復興の備え』(塩崎賢明他、兵庫県震災復興研究センター編、2010年)において強く打ち出された。新長田市街地再開発や各地の大規模区画整理事業、さらに神戸空港建設が被災者と被災地に大きなマイナスをもたらしている現実をふまえてのことであった。

また、それは、Naomi Klein, *Shock Doctrine: The Rise of Disaster Capitalism*, 2007 (幾島他訳『ショックドクトリン 慘事便乗型資本主義の正体を暴く』2011年) の論考をふまえてなされたものもある。池田氏の「災害資本主義」はKleinのDisaster Capitalismを訳したものであるが、これを「惨事便乗型資本主義」や「災害便乗型資本主義」としなかったことに、氏の深い見識

がうかがわれる。

それを示すのは、「現在と1930年前後期の類似性」への言及である(表2)。国家債務の増加(図1)、所得格差の拡大(図2)、大災害から独裁政治へ、をあげ、こんにちの日本資本主義が災害的な危険水域に至ろうとしていることを歴史的にみすえている。そして、第2章「災害資本主義」において、資本主義が「マネー(利潤)優先のシステム」であるために、労働災害、地域の不均等発展、化石燃料の大量使用による気候変動、大恐慌と戦争という災害状況を生み出すとして、「災害が資本主義に内在する傾向を有している」(40頁)という認識を示している。そしてさらに、「原子力エネルギー」を現代の先端的災害問題としてとらえ、第4章においてフレデリック・ソディや植田敦を引用しながら、「エントロピー法則」と「負債であるところの貨幣・信用供与に基づく借用証書等は、返済を要求することにより、収入・利子を生む」(65頁)資本主義経済とのあいだの矛盾に目を向けている。

次に、第2部では「復興災害」の歴史的検証を行ない、関東大震災、「捨て石としての」沖縄、広島の戦災、そして、阪神・淡路大震災、東日本大震災が考察される。三つの大震災の考察のあいだに沖縄と広島の戦災をおいたことは、ふつうはしない優れた切り口であり、「(昭和)天皇のメッセージ」と安保体制vs日本国憲法

の「人間復興」、の鋭い対立を明らかにしている。

阪神・淡路大震災（第8章）については、氏の財政分析の力が發揮され、被害額と復旧・復興費が一覧にまとめられ（表6）、「開発・成長型」の「創造的復興」は8兆3千億円に上る一方、実質の復興事業費8兆円にとどまり、その90%近くが県外からの移入（資金は流出）である（133頁）とされる。そして、神戸市における1999-2011年の自殺率が兵庫区、長田区で顕著に高いことを示して（表21）復興が大きな問題を残していることを指摘している。東日本大震災（第9章）は、その被害と「復興災害」を阪神大震災と対照させて一覧表にされ（143頁）、「復興計画は、人口の回復・増加と経済成長を目指とする『公共施設の復旧』と『創造的復興』によって、人が住まないようなところにまで、巨大防潮堤や高台移転のまちづくりを行う大規模事業を推進している」（148頁）、また、石巻市雄勝町の事例をあげて住民の声が無視されて高台移転計画が進められていることを批判している。

それでは、災害復興はどうあるべきか、それを第3部「憲法復興学」と第4部「再生への道」で考察する。まず、1929年の世界恐慌に端を発する、一方におけるニューディール政策やケインズ、他方におけるファシズムという世界史的流れを振り返り、「現在の世界経済は、1929年以来の世界恐慌に立ち至っている」（174頁）として、それに対処する一つの立脚点に憲法があるとする。それは憲法の「平和的生存権」であり「社会権」であり、国民主権に依拠した議会制民主主義と地方自治である。

今日、東日本大震災の被災者、とくに原発被災者の生活と仕事の補償についてきわめて不十分な対策しか取れていらないのは「平常時における人間らしく生きる権利や労働権を保障する公共政策の質と水準が、災害復興における被災者の生活や生業の再建と雇用の保障の水準に決定的に影響を与えている」（183頁）からであるという。

これらを思想的に深めていくとき、「インダストリアル・デモクラシー」をふんだたれた福田徳三の「人間復興思想」（185頁）、峰三吉の「被ばくの思想」（188頁）、「天台本覚論」の「山川草木悉皆成仏」や行基の「知識結」（198頁）、田中正造の「眞の文明は山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし」（208頁）などが語られる。とくに「知識結」に焦点をあて、「仏典の善知識と関係を生じて、僧尼の勸化に応じて、結縁の為に財物を淨捨する（知あり徳ある僧尼の指導者のもとで、善き友同士が力を合わせて世のため人のために財物を寄付する）」（214頁）ことを基本思想においている。そして、これを体現した日本人民の歴史として自由民権運動や阪神大震災の「ボランティア元年」、そして

首相官邸前などの脱原発デモに言及している（216頁）。そして、さらにそれは運動にとどまらず、遠野市や住田町のまちづくりと東日本大震災復興支援の活動に及んでいる。

本書は以上のように、災害資本主義と復興災害をめぐる最も先端的なテーマを、一つの世界観のもとに解明している好著である。何よりも「災害資本主義」を本質的かつ歴史的に考察したことが最も大きい。まさに、資本主義は世界恐慌の到来の時代を迎え、国家の債務破綻とともに瓦解する危機が迫っている。資本主義そのものが災害になってその猛威を振るい始めているのである。池田氏はそのことを、1929年の世界恐慌と今日、あるいは関東大震災ならびに1930年代の日本と今日という歴史的スパンのなかにひそめて語っている。そして、それを関東大震災、戦災、阪神大震災、東日本大震災という現実の大災害と結節させていったのである。それは池田氏だからできる力技である。

経済理論としては、エントロピーと資本の関係論理に言及した第4章に、評者は強い共感をもっている。マルクスの「自然と人間の物質代謝」論や「産業過程に変換された自然過程としての機械」論などを読む限り、マルクスの「生産力」は「低エントロピー生産力」を本質としており（それゆえに資本主義において生産力は生産関係と矛盾してくる）、また、「小経営的生産様式」に対する独自の注目と「個人的所有」概念は、池田氏が「手工業」（187頁）、「シユーマッハ」（198頁）、「職人技」（213頁）に注目していることと響きあっている。

このような考察を導いている脈絡に、池田氏の世界観（コスモロジー）がある。「山川草木悉皆成仏」や「知識結」は人間存在の根源にかかわるものであり、今日のエコロジー論や変革的アソシエーション論を日本の伝統と文化のなかに深く考察したものである。今、資本主義を超える思想と理論が求められているとき、氏が人間と自然の根源的な観念に立ち戻って考えようとしていることはきわめて有意義である。若きマルクスの「ミル評注」や「経哲手稿」を今もう一度読み直すことがとても大事であることと同等である。もしこれを「ロマン主義だ」と評するとすれば、それは感性とイデアの欠如がなせるわざであろう。

もちろん、本書において「復興学」がみごとに実を結んでいるかと問えば、それはノーである。災害復興に関するテーマと問題は多岐にわたっており、災害復興学会の諸成果もあり、また池田氏も執筆している好著『大震災100の教訓』（塩崎賢明他、兵庫県震災復興センター、2002年）もある。「憲法復興学」は「復興学」へのスタンスを述べたものであり、本書が復興学を主題にしているのではないから、それはそれでよいのであるが、本書

をベースとして「池田復興学」がまさにこれから構築されていくことが期待されるのである。

(いわさき のぶひこ 神戸大学名誉教授)

書評

伍賀一道著

『非正規大国』日本の雇用と労働』

新日本出版 2014年 税込価格 2916円

柴田 徹平

本書は、新自由主義段階の日本資本主義における労働問題の所在を、戦後労働史および国際比較の視点から明らかにした著作である。本書は8章からなり、特に1章の「労働基準」を軸とした雇用と働き方・働く方を捉える視点はこれまでの研究にない独自の視点であり、圧巻である。また豊富な事例、数値データを用いた分析も本書の特色のひとつであり、本書の内容を深みのあるものになると同時に、躍動感あるものにしている。

本書が、これから労働問題を学ぼうとしている大学生、労働運動活動家、そして研究者に広く読まれるために、以下では本書の概要と若干のコメントを記す。

第1章では、非正規雇用を中心に働き方・働く方の全体図を概観し、「労働基準」が切り下げられてきた現状を明らかにしている。そこでは、現代日本の雇用・労働環境を、横軸に「労働時間や働き方の安全・ゆとり、企業に対する拘束性の度合い」を、縦軸に「雇用の安定、賃金・所得水準」をとった2次元の中で捉える試みがなされている。著者によれば、今日の雇用・労働環境の特徴は、雇用が不安定で賃金も低く労働時間や安全面でもリスクのある働き方である第3象限の就業者の肥大化にあるという。そして第3象限、とりわけ非正規雇用の肥大化が、正規雇用の長時間労働や、名ばかり正社員の増大をもたらしていること、つまり、「非正規雇用と過労死予備軍のセット」が今日の雇用と働き方・働く方の特徴であることが示されている。

第2章では、非正規雇用の増加と失業・半失業の実態を分析している。そこでは、90年代後半以降の大企業の大規模なリストラが進む中で、非正規雇用の増大が進展し、その後、2000年代を通じて、自らの収入で生活するしかない自立型非正規が増大した結果、他に依存することが困難なワーキングプア層が生み出されていったことが示されている。

またバブル崩壊以降、非正規労働者として職業人生をスタートせざるを得ない若者が増加し、キャリアアップ

の条件が未整備のもとで、非正規雇用に滞留し、単身化が進展していることが述べられている。さらに著者は、非正規雇用の一部を半失業と捉え、日本の失業率は5.1%であるが、半失業、潜在的失業を加えれば、14.5%に上るとし、我国における膨大な過剰人口の存在を指摘している。

第3章では、間接雇用の広がりに着目し、派遣労働と人材ビジネスの変遷を跡付けている。派遣労働は、派遣先企業にとって、使用者責任の回避、雇用調整の容易さ、直接雇用よりも安価であるといったメリットがあるので活用が広がった。しかし、派遣労働は、派遣先企業に使用者責任が及ばない仕組みが形成されていること、労働条件低下のリスクがあること、雇用の短期化、細切れ化のリスクがあることが述べられている。また第3章の後半では、間接雇用のうち、製造ラインの業務請負、派遣労働、日雇派遣、偽装請負の働き方・働く方の問題性が明らかにされている。こうした間接雇用の拡大が、人材仲介業者を媒介とする流動的労働市場の形成をもたらしていることが示されている。

第4章では、正社員の無限定な働き方のルーツと長期雇用の変容が明らかにされている。とりわけ正社員の「無限定的働き方・働く方」は協調的労使関係の確立によって実質化したと述べられている点は興味深い。つまり、「無限定正社員」という言葉は、「限定正社員」と対比する形で登場した新造語であり、長期雇用保障と引き換えに使用者の都合で職務や勤務地の転換が求められ、労働時間も長く無限定な働き方を余儀なくされるという意味での「無限定」は、日本の正社員が本来的に有した特徴ではないという。きわめて重要な指摘といえる。また終身雇用は、あくまで「可能性」であり、その可能性を現実にする過程で産み出されたのが正社員の長時間労働であることが示されている。

第5章では、これまでの章で明らかにしてきた日本の働き方・働く方の現状を「労働力浪費型雇用」と名づ

け、その歴史的形成過程を労使関係および労働行政の変容という視点から明らかにしている。1950から60年代にかけての労働行政は、「不安定雇用」を縮小・除去すべきものとして位置付けており、また労働組合も臨時工の本工化闘争に取り組んでいた。ところが1970年代以降は、輸出主導型経済の確立にとって社外工、臨時工が不可欠の存在になったので、政府の文書から「不安定雇用」への言及がみられなくなり、加えて1960年代後半から70年代にかけて、労働組合の労使協調路線が確立したことが示されている。

このような労使関係と労働行政の変容のもとで、「労働力浪費型雇用」は、形成され、さらにグローバル化の中でアジアの膨大な過剰人口の圧力を背景に、加速したことが示されている。

第6章では、雇用問題から見た生活保護改変問題が論じられている。近年の生活保護受給者の増大は、90年代以降のリストラ、派遣切り等によってもたらされた。また少なくない生活保護受給者が就労しているが、そのうち正規雇用は1割にも満たない。従って、労働市場の健全化を図ることなく、就労促進を図れば、非正規・半失業の増大をもたらすことが明らかにされている。加えて著者は、生活困窮者支援制度における中間的就労についても中間的就労が「半失業」に転じないよう基準を明確にする必要があると述べている。

第7章、第8章では小泉政権・第一次安倍政権、第二次安倍政権の「労働改革」を批判的に検討する内容となっている。小泉「構造改革」がそれ以前の規制緩和路線と異なる点は、労働分野の規制緩和を重視したことである。「改革」の主眼は安定した長期雇用システムを崩し労働移動を促進することであった。労働移動の促進は非正規雇用への誘導であり、これが失業時生活保障の切下げとセットで実施された。「改革」の結果、ワーキングプアの社会問題化、半失業ブールの増大、ホームレスの増加がもたらされた。

第8章の第二次安倍政権批判では、リストラ支援法と呼ばれる「労働移動支援助成金」や派遣法のより一層の改悪、正社員には残業代ゼロ法案と呼ばれる「ホワイトカラーエグゼンプション」の導入が危惧されていることが明らかにされている。またいわゆる「限定正社員」論に対しては、有期労働者の無期雇用への転換という面と従来の正社員の雇用の不安定化という二つの可能性を含んでいることが述べられている。

終章では、具体的な政策課題が提起されている。それは①ディーセント・ワークへの接近、②労働基準の明確化による失業・半失業の縮小、雇用の質の改善、③雇用を増やす政策、④失業時の生活保障、などである。またこうした社会への転換を進める上での労働運動への期待

が述べられている。労働現場にあしけく通った研究者ゆえの熱い眼差しのように感じられた。

本書は、以上のような分析を通じて、「労働力浪費型雇用」を特徴とする21世紀日本資本主義の問題点を総合的かつ歴史的に描き出し、その対抗軸も示している。またそれ故に21世紀の日本の労働問題を考える上で、多くの知見をもたらしている。

一方で、本書にはいくつかの指摘すべき点も存在する。まず、形式のことであるが、〇章参照との記述が非常に多く、読みにくかった。また94頁で「過剰労働」の就業者を半失業と規定しているが、この点に関しより丁寧な説明があると良いのではと感じた。つまり賃金・所得水準の要件抜きに、長時間就業のみで半失業と規定する試みは非常に興味深いが、その根拠を本書から読み取ることができないのである。

内容に関するコメントに移る。まず、内需主導型経済への転換に関してである。筆者は本書よりなぜ内需主導型経済への転換が必要なのか読みとれなかった。その上で、労働総研試算によれば、サービス残業根絶と年次有給休暇完全取得で約480万人の新規雇用創出が可能である（労働総研ニュース2015年新年号、7頁参照）。「転換」せずとも、法律遵守で日本の失業問題は解決し、おつりがくる。またドイツは輸出主導だが日本のような「労働力浪費型雇用」状況にはない。つまり、「労働力浪費型雇用」は輸出主導型経済に固有の特徴とはいえない。更に、日本が内需主導型経済へ転換しても、労働法制、労働組合による労働条件規制が現在の水準に留まつていれば、労働力浪費型雇用が形を変えて再度現れるだろう。

このように考えると、産業構造の転換を議論するよりもいかにして企業が労働立法を遵守する体制を整備し、それによって雇用創出を図れるのかを議論する必要があるのでないだろうか。

二つ目は、限定正社員への評価に関してである。まず、限定正社員が有期労働者の実質的な無期雇用化をなしえるのかという点である。有期労働者の中には限定正社員を無期雇用へ転換が可能という点で肯定的に評価する人がいる。しかし、その仕事がなくなれば解雇されるのだから、雇用は不安定ということもできる。今後、実態を分析していく必要がある。

次に、限定正社員の導入を前提とした場合、限定正社員が有期労働者の実質的な無期雇用化をなしえるために、如何なる条件が必要なのかという点である。つまり、仕事がなくなって解雇されても、安全網、一失業時生活保障の充実、労働組合の雇用継続に向けた闘い、労働力需給のマッチング機能が十全に機能一、が機能していれば、労働者が貧困層に陥ることを回避できるかもしれない。この点について欧州のジョブ型雇用の実態がど

うなっているのか、ドイツの事例に留まらず、広く分析していくことが必要ではなかろうか。

以上の指摘は、筆者が本書で成し得た成果への評価と

今後の期待への裏返しでもある。本書が労働問題に関心を寄せる多くの方に読まれることを願い書評としたい。

(しばた てっぺい 所員 建設政策研究所)

書評

ミヒヤエル・ハインリッヒ著（明石英人・佐々木隆治・斎藤幸平・隅田聰一郎訳）

『「資本論」の新しい読み方——21世紀のマルクス入門』

堀之内出版 2014年 税込価格 2160円

原田 收

イギリスとともに『資本論』の母国であるドイツで、今、最も読まれている資本論入門書が、本書である。著者のミヒヤエル・ハインリッヒは、ドイツにおける「マルクスの新しい読み方」という潮流の代表者であり、大学で教えるかたわら、『PROKLA』という左派雑誌の編集長を長く務め、実践的な運動でも活躍している。（以上、訳者解説による）

まず、本書の全体像を示すために、目次を以下に掲出する。

- 1 資本主義と「マルクス主義」
 - 2 経済学批判の対象
 - 3 価値、労働、貨幣
 - 4 資本、剩余価値および搾取
 - 5 資本主義的生産過程
 - 6 資本の流通
 - 7 利潤、平均利潤および「利潤率の傾向的低下の法則」
 - 8 利子、信用および「架空資本」
 - 9 恐慌
 - 10 ブルジョア的諸関係の物神崇拜
 - 11 国家と資本
 - 12 共産主義—商品、貨幣、国家を越えた社会
- 以上の通り、本書は、地代論など大胆な省略をしつつ、『資本論』だけでなく、国家論・共産主義論も含めた内容をコンパクトに圧縮して解説している（原著は、新書をやや縦長にした200ページあまりの小冊子）。しかも、単なる解説にとどまらず、通説的理解にたいする少なからぬ問題提起がなされており、著者の批判は、レーニン・エンゲルスのみならず、マルクスにおけるマルクス自身が乗り越えた古い見解の残滓にも向けられて

いる。また、伝統的なマルクス理解だけでなく、ハート＝ネグリやハーヴェイといった、現在、日本でも広く読まれている論者もその批判の対象となっている。

「マルクスの新しい読み方」とは、「伝統的なマルクス理解が搾取や階級闘争…を強調するのにたいして…マルクスの叙述における形態分析の内実に力点を」（3頁。以下、ページ数のみは本書からの引用あるいは要約）置いたものである。

著者によれば、「伝統的なマルクス理解」とは、エンゲルスのデューリング批判が浅薄にされたものであり、カウツキーを代表者とする。それは、図式的な見解の寄せ集めであり、非常に粗雑な経済主義・歴史決定論である。つまり、極度に簡素化された唯物論、ブルジョア的な進歩観、いくつかのヘーゲル哲学の基本概念とマルクスの概念の装置が簡略化され、単純な公式にされたものである。重要なのは、これが労働運動において「世界観マルクス主義」として広まり、労働者のアイデンティティを形成するのに大きな役割を果たしてきたことである。さらに、「マルクス・レーニン主義」がこの世界観マルクス主義を継続し、さらに浅薄にした。そしてレーニンもこれに依拠していた（35頁）。

さらに弁証法の「一人歩き」についても、「世界観マルクス主義」において、『弁証法』は発展に関する一般的な教養として理解され、何もかも説明することのできる一種の打ち出の小槌としてしばしば考えられた」（49頁）と述べている。

以上の見地に立った、本書の理論的核心は次に要約される。「形態分析的な見方を強調することで、新しい重点が生まれる。価値論はいまや（抽象的）労働が価値を

形成するという考えに矮小化されてしまうのではなく、価値形態の研究が価値論の重要な構成部分であるということが認められるようになる。その際問題となるのは、旧来の理解が促すような貨幣形成の歴史的過程ではない。明らかにされるべきは、価値が自ら的一般性を表現する自立的な価値形態を必要とし、この自立的な価値形態が貨幣形態をとる、ということである。価値として、商品が互いに関わり合うことができるには、商品が貨幣を価値の一般的形態とするように関わることによってのみである。したがって、貨幣は生産物の直接的交換の問題を取り除くための単なる交換手段ではない。マルクスの見方によれば、価値は貨幣なしにはまったく捉えることができない。この洞察によって、マルクスの価値論は古典派経済学の労働価値説から根本的に区別されるのであり、そのため私はマルクスの価値論を貨幣的価値論とも呼んでいる」（日本語版への序文5頁、傍点は評者）。

そして、本書で最も力をこめられているのは商品論、特に価値形態論と物神性論である。著者にとって、マルクスの価値論の核心は、しばしば「価値法則」とも呼ばれる社会的必要労働時間による価値量の規定ではなく、それを超えたところにあり、価値論の課題は、個々の交換関係が生産に必要な労働量によって規定されていることの「証明」ではなく、商品を生産する労働の特殊な社会的性格の説明にある。「まほろしのような」価値の対象性（『資本論』第1巻第1章第1節）とは何かが、理解のポイントになる。「価値対象性は個々のものがそれ自身として持ちうる属性ではまったくない。この対象性を基礎づける価値実体は、商品に個別に属するのではなく、交換において共同的にのみ認められる」（69頁）。「価値対象性においては、ある関連の内部でのみ存在する属性が、この関連の外部でも帰属する、物の対象性であるかのようにみえる。（中略）価値対象性は個々の商品の属性であるという外観に、大部分の伝統的マルクス主義もとらわれている」（71頁）。「価値対象性は、個々の商品のうちでけっして捉えようとしてはならない。交換において初めて、価値は対象的な価値形態を受け取るのであり、だからこそ、マルクス価値論における『価値形態分析』の重要性がある」（73頁）。

マルクスの貨幣的価値論について、「個々の物において価値を固定しようとする『実体主義的』価値の把握は、前貨幣的価値論である。それは、価値を貨幣との関連なしに展開できると考えている。（中略）価値はすでに『社会的必要労働時間』によって規定されていると考える、通俗的な『マルクス主義的』価値論も前貨幣的である」（83頁）。

たしかにマルクスの価値論において価値形態論は決定的重要性を持つし、その価値論を「貨幣的価値論」と特

徴づけることは理解できる。しかし、現代の不換性に関わって、「マルクス自身は、貨幣商品なき資本主義的貨幣システムを想定することはできなかったが、このことは彼の商品と貨幣の分析の帰結では決してない。（中略）貨幣商品の存在は、ただ歴史的な移行状態であり、マルクスが分析しようとしていた『理念的平均における資本主義的生産様式』に照応しない」（91頁）をしていることは同意できない。マルクスの価値論の核心を「貨幣的価値論」と特徴づけるのであれば、このような理解は、その根本を搖るがすことになる。著者は別著（“Die Wissenschaft vom Wert” 1999）でこの問題を詳論しているようであるが、入門書とはいえ、この点に本書の最大の特徴があることに鑑みれば、不換制と貨幣的価値論との関連の説明がないのは残念である。

次に、物神性論に移ろう。

「商品物神の特徴付けは単に、人間の社会的関係が物の関係として現象し…したがって、社会的関係から外観上、物象的な属性が生じてくるということで済ませてきた」（92頁）。「物神崇拜が実際に商品に『付着する』ならば、問題にならざるをえないのは虚偽の意識以上のものであり、物神崇拜はまた実際の事柄を表現している」（95頁）。（生産者の）「社会的関連が物の属性として現象するのは、けっして錯覚ではない」（同頁）。「こうした囚われは、個々の経済学者の主観的誤謬の問題ではない。マルクスが強調しているように、この囚われそのものは特定の客觀性に基づいている」（97頁）。このような物神性理解は、実践的性格をもっている。すなわち、「マルクスは物神崇拜を見抜くことができるようになりますで、意識批判、学問批判の基礎を提供するだけでなくとりわけ今あるがままの社会的関係が必然的なものではない、ということを示す」（99頁）。「世界観マルクス主義の俗流的論拠も批判される。つまり後者（世界観マルクス主義—評者）もまた、ブルジョア社会における特殊な位置を取ることで、社会関係を見抜く特殊な能力を持つ社会的主体（労働者階級）がいるかのように考える」（101頁）と、「労働者階級のある特權的な認識上の立場」（102頁）を持っているという通俗的理解に釘を刺している。

この物神性の理解は、『資本論』冒頭の商品論だけではなく、第3巻の「三位一体論」にも貫かれている。すなわち、「ここで問題になっているのは、決して単なる虚偽意識ではない。くりかえし『生産諸要因』の自立化をもたらし、ある物象的強制としての社会的連鎖を構築するのは、資本主義社会の社会実践なのである。この物象的強制から逃れようとするならば、個々人は経済的没落という罰を甘受しなくてはならない。その限りで、人格化された物象は、まったくもって物質的な力を所持して

いる」(228頁)。そして、「物神崇拜は構造化作用を持つ背景として、つねに存在しているけれども、個々人に異なる強さで作用し、経験と反省によって突破されうるものである。」(同上)と、個々人が正確な認識を持つことを求めている。

冒頭紹介したように、著者は実践的活動も大いに行っている。著者の「世界観マルクス主義」への強い批判は、その立場からのものもある。叙述は冷静であるが、そこには著者の熱い思いがある。個々の主張については異論があるとしても、研究者のみならず労働者にも図式的理解ではなく、自分の頭で『資本論』を読む努力

を求めている点は共鳴できるし、本書から最も学ぶべきことであろう。

以上、本書について、形態規定論と物神性論を中心紹介した。他にも、サービス労働・窮屈化・利潤率の傾向的低下・国家論・共産主義論等、興味深い論点を含んでいる。しかし、佐々木隆治氏による訳者解説が的確に本書をまとめており、ここではそれとの重複を避け、論点を絞ったことを付言しておく。また、訳文も読みやすく、明石英人氏によるあとがきは著者の人となりを良く伝えている。

(はらだ おさむ 所員)

書評

山川充夫著

『原災地復興の経済地理学』

桜井書店 2013年 税込価格 2592円

池田 清

I はじめに

本書は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の原子炉のメルトダウンによる原子力災害をうけたふくしまの復旧・復興への支援に、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター長として向かい合ってきた記録である。また本書は、福島県復興ビジョン検討委員会、南相馬市をはじめとする福島県内市町村の復興ビジョン・復興計画の策定、総合計画の策定における県民・市民・有識者との意見交流、さらに著者の専門の経済地理学や経済理論学会、基礎経済科学研究所など幅広い意見交換の成果もある。本書は、原災地復興における重要な論点を提起しているが、ここではすぐれた特徴を3点に絞り紹介し、若干の疑問と私見を述べ書評に替えると思う。

II 本書の特徴

本書の特徴は、第1に、原災地の被災者の苦悩や人口急減と帰還困難な問題、放射線の低線量被爆、被災地商店街、そして脱原発と地域経済の展望の問題などを、南相馬市や川内市、双葉町などにおける被災者アンケートや、電源三法と地域経済などの各種データ、そしてフィールドワークなど現場感覚にもとづく実証的な調査・研究によって検証していることである。

第2に、「原子力に依存しない持続可能な社会」という基本理念を打ち出していることである。これは、原災避難者の思いにとどまらず、人類的課題の転換を提起する。またこの基本理念は、ふくしまという場における、県民・市民と行政と研究者・専門家との協働による貴重な民主主義の成果である。つまり新しい市民民主主義を創造したところに、本書の優れた特徴があらわれている。市民民主主義は、じっくりと時間をかけて議論すれば、著者もかかわる福島県復興ビジョンが「原子力に依存しない持続可能な社会」を選択したように、復興まちづくりには欠かすことが出来ない。これは、原発事故からの復興における著者の血のにじむような努力によって創造された概念であろう。その内容について著者の言い分を聞いてみよう。

著者によれば、原子力事故がもたらしている問題の第1は、低線量内外部被曝にかかる「安全」と「安心」が完全に乖離しているところにある。ここにおける問題の基本は、暫定基準であれ新基準であれ、「安全」基準が、主觀としての「安心」を担保する明確で客観的な根拠を示すことができていないところにある。「安全」と「安心」を結ぶのは「信頼」の再構築であるが次のようなことが確認されなければならない。基準としての安全が、被災者あるいは生活者にとっての安心に結びついでいくためには、とことん納得がいくまでの説明が必要で

ある。ただし、その説明は説明する側の論理が、説明を受ける側の納得という論理立てに乗っていかなければならぬ。確率論的説明が二者択一的納得にたどり着くためには、データの収集それ自体に被説明者が立ち会うことが必要である。被説明者が自らデータを測定し、そのデータの意味を自らの経験でもって説明するという立場に代わることができれば、確率論的説明と二者択一的納得との一致が見出される。

このことは、科学者・専門家と被災者との間の関係性をこれまでとは異なった次元へと送り出していく。それは、科学者・専門家と被災者とが「現場」という場において、それぞれの立場を超越することを意味する。別の言い方をすれば、肩書きをはずして、それぞれが有している「専門知」と「地元知」とを総合して「市民知」として確立していくことである。「専門知」と「地元知」とは、どちらが上なのか下なのかという垂直的思考のもとでは、対立を生むだけである。水平的思考に転換するためには、両者が同じ土俵に乗ってデータを収集するところから始めなければならない。データの収集と加工の作業をいっしょに行うことが重要である。安全と安心を結ぶものが信頼であるとするならば、この信頼は同じ土俵で肩書きをはずしていっしょに作業を行うことを通じて、初めて獲得できることになろう。求められるのは、立ち位置の違いを認め、情報を共有しながら、ひとつの目標に向かって協働することである。

第3は、地域アイデンティティの危機と再構築の問題である。21世紀に入り、中山間地域における限界集落問題、地方都市における中心市街地の空洞化、大都市郊外における大規模団地問題など、地域アイデンティティの危機が進行している。この危機は、地域内人口再生産を揺るがす質的な問題である。この質的な問題としての地域問題は、アイデンティティを支えるその根底で進んでいる安定性・安心性・安全性の危機を反映している。

地域の安定性は、雇用の持続可能性を反映するが、雇用の持続性は労働力・商品・資金・知識など経済の地域内循環性の要石の役割を果たしている。しかし新自由主義的な市場競争の導入により、労働力・商品・資金・知識などの広域的あるいは国際的な流動性が推し進められ、経済の地域内循環性が断ち切られることで、雇用状況の悪化など地域の安定性が揺さぶられている。

地域の安心性は、人口の円滑な再生産が続くことで確保されてきた。しかし少子高齢化は深刻であり、家族の分断と人口再生産の縮小とが進み、社会保障での負担増など地域の安心性が揺らいでいる。

安全性の多寡は、環境としての生活の質に決定的に影響するが、地球温暖化の進行は気象変動によって、これまで経験していなかった大規模な自然災害などの環

境問題を頻繁に発生させる可能性があり不安が増している。それだけでなく、原子力災害は地域住民を強制避難に追い込み、放射線量が高い区域では長期間、故郷に帰ることができない状況においている。地域アイデンティティは、その基盤が大きく揺らいでいる。

大震災と原発事故とが地域経済政策のあり方に投げかけている課題は、エネルギーの地産地消への転換である。再生可能エネルギーへの転換は、地域における自然と人間諸活動との循環性を強化するものであり、それは水や食料などの地産地消化を促進する原動力ともなる。

また人が生きていくためには人間としての「誇り」を欠かすことはできない。この誇りを確固としたものにするためには、地域アイデンティティの再構築が必要である。地域アイデンティティの再構築には、伝統文化の役割を欠かすことはできない。それは盆踊りであっても、三匹獅子舞であっても、野馬追い行事であってもよい。伝統文化がもつ復元力は無視することはできない。

III 課題と展望

第1に、原災地復興には、なぜどのようにして原発事故が起きたのかという歴史的本質的検証が必要なのではないかという点である。なぜならこの問い合わせに応えることなくして、脱原発、「原子力に依存しない持続可能な社会」の展望が見出されないからである。

笛井潔も指摘しているように、太平洋戦争の「終戦」の歴史的な結果として福島原発事故は生じている。8・15を真に反省し教訓化しえなかつた日本人が、「平和と繁栄」の戦後社会の底部に3・11という災厄の種を蒔いたのではないか。なぜ大義なき無謀な戦争に突き込んだのか。それは、戦争指導者の、妄想的な自己過信と裏づけのない希望的観測、つくりだされた現実への無批判な追隨、あとは野となれの式の無責任（笛井潔『8.15と3.11』NHK出版新書）という精神構造に見出される。敗戦が濃厚になり、国土が戦場となる事態を前にしてもなお、戦争指導者たちは『国体（天皇絶対の体制）』の死守を最優先課題としていた。もし1945年初めの時点での戦争終結を決断していたら、本土空襲も沖縄戦も原爆投下の悲劇もなかった。つまり戦争指導者たちには、国民の生命と生活を守るという責任意識が欠如していた。

『国会事故調 報告書』（2012年）も、福島原発事故の根本的原因を、高度経済成長に伴う「自信」と「おごり、慢心」、そして「単線路線のエリート」たちにとつて、前例を踏襲すること、組織の利益を守ることが、重要な使命となったことに求めている。この使命は、国民の命を守ることよりも優先され、世界の安全に対する動向を知りながらも、それらに目を向けず安全対策は先送りされた。この事故が「人災」であることは明らかで、

歴代及び当時の政府、規制当局、そして事業者である東京電力による、人々の命と社会を守るという責任感の欠如があった。

立憲主義国家である日本の政府や国会議員は、国民の生命と生活を守ることを命じている憲法というルールに従わなければならない。しかし現実は、政官財学メディア複合体のもと憲法が空洞化している。だからこそ、復興には、憲法を暮らしに活かす実践知を交流し、学び合い、育ち合い、理解し合う場と機会を創ることが必要である。ボランティア、NPO、NGO、地方自治、企業の社会的貢献などの創造的発展と、政府や自治体をコントロールする民主主義的力量が求められているのである。

第2は、人間としての「誇り」における伝統文化の役割である。伝統文化は、著者も「本来的な自然と人間との関係性を取り戻す」ことが復興であると主張しているように、人間と自然、人間と人間とが共生するための「生活の知恵」である。それは、仏教で言う「山川草木悉皆成仏」や人間発達の知識結、農民や職人などの生活に根ざした技や勤労、誠実、道理などで「心のふるさと」の再生につながるものである。日本の文化的伝統である「生活の知恵」を復興に活かすことが求められている。もとより本書は、原災地復興のための被災地からの大切なメッセージであり、多くの市民や研究者、専門家に読んでいただきたい好著であることは言うまでもない。

(いけだ きよし 所員 神戸松蔭女子学院大学)

編集後記

▼昨年秋から本誌編集局に入り、今号から編集作業に加わりました。本誌については、一般に市販されるようになった第5号から購読してきました。初期のころでは、島恭彦氏や見田石介氏などの先達に自らの研究史を語ってもらうコーナーが特に印象的で、学問への意欲をかき立てられました（なお、この連載はのちに『戦後経済学を語る—わが青春の経済学』として一書にまとめられました）。また、本研究所創立の中心となった池上惇氏が夜間通信大学院の発足に際して執筆された「今日の経済科学教育の課題」（第13号、1975年10月）は基礎研の理念を熱く語っており、その一員になりたいという思いをさらに強くしました。その後、仕事だけでなく組合活動にも忙殺され、「積ん読」だけになった時期もありましたが、気がつけば、ほぼ40年のつきあいになります。

▼そして、はからずも読者から編集者へと立場をえることになりました。その背景には、前号で森岡編集局長も触れているように、メールでの打合せやデータの送付

が可能になったことがあります。首都圏で生活・活動しているものとして、従来は本誌をやや遠くから見るという感覚でしたが、つくる過程にかなり直接的に参加できるようになりました。またなによりも、この間の東京支部の発展があります。所員・所友の数が増えただけでなく、『資本論』を読む会・年2～3回の研究集会、さらには昨年秋に約20年ぶりに駒澤大学で開催された研究大会の成功と着実に活動を広げています。この発展を基盤として、本誌編集局の東京分局も発足しました。学会・運動団体、あるいは研究（労働）者・一般の労働者をつなぐ場として本誌のユニークな役割の中で、首都圏の分局はおのずから重要な位置にあります。しかし、首都圏とは言っても、あくまでも一部です。今後各地での活動が発展して、その状況が反映されるような媒体になることが求められます。その発展を願いながら、気持ちを新たに取り組んで行きます。

（原田 收）

『経済科学通信』投稿規程

1. 本誌はレフェリー制にもとづく投稿を受け入れています。
2. 種類と字数
論文、研究ノート、読書ノート：9,000字以内。
研究動向、書評：4,000字以内。
制限字数の上限には、図表、注、参考文献などを含みます。
3. 投稿に際して、つきの提出物をお送りください。
 - (1) 正本と副本の電子ファイル（テキスト形式またはMS-Wordで読み込み可能なもの）。
 - (2) 論文、研究ノート、読書ノート、研究動向、書評の区別を明記してください。
 - (3) A4判横書き1ページ35字×30行で作成してください。
 - (4) 正本には論題、氏名、所属、郵送先、電話番号、E-mailアドレスを付記してください。
 - (5) 副本は審査用です。投稿者の氏名が特定されるような記載はすべて削除してください。「拙稿」「拙著」などの記述はしない、あるいは伏せ字にしてください。編集局で内容を点検し、執筆者が特定できると判断した場合は削除させていただくことがあります。
4. 送り先
基礎経済科学研究所編集局宛電子メール添付ファイル、
あるいは郵送。（郵送の場合、返却不要なメディアに保存のうえ、基礎経済科学研究所宛にお送りください。その際正本と副本のコピーを各一部添えてください）。
投稿者には編集局受領の時点で電子メールまたは書面により受領の旨の返事を送りますので、からずご自身で確認してください。
提出された電子ファイルや原稿等は返却いたしません。
5. 審査と判定
直近の編集局会議において匿名査読者（レフェリー）を選定し、査読の依頼を行います。
レフェリーの評価にもとづいて、掲載の可否を編集局会議において決定します。
判定結果については、メールまたは書面により投稿者にお知らせします。
掲載可と判断された論文等の掲載号は、『経済科学通信』の構成及び著者校正等の日程を鑑みたうえで編集局において決定します。
6. 審査結果の内容
「そのまま掲載可」もしくは「わずかな手直しで掲載可」と判断された場合は、「改善要望」を送りますので、電子ファイルとハードコピーの原稿の両方を再提出してください。
「継続審査」として「改善要望」と再提出の期限をお知らせする場合があります。この場合は再審査を行ったうえで可否を決定するので、掲載を確約するものではありません。
7. 著作権
掲載が決定した場合、原稿の著作権を基礎経済科学研究所に委譲してください。ただし、原著者による著作権使用の申し出については、所定の基準と手続きにより無償で許可します。
8. 抜き刷り
抜き刷りは実費にて作成可能です。著者校正時にその旨と希望部数をご連絡ください。
9. 掲載料
所員、所友、研究生の方から掲載料は徴収しません。『経済科学通信』の当該号を2部お送りします。
所員、所友、研究生以外の方には、論文・研究ノート・読書ノートは5,000円、研究動向・書評は2,000円の掲載料をお支払いいただきます。

経済科学通信 第137号 2015年5月31日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
〒604-0934 京都市中京区麿屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail henshu@kisoken.org

URL http://www.kisoken.org

振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長

森岡 真史

副編集局長

山西 万三

編集局員

大西 広 神谷 章生 田中 幸世 増田 和夫 高野 圭

森本 壮亮 中根 康裕 宮下 武美 大畑 智史 和田 幸子

角田 修一 藤岡 悅 田添 篤史 原田 収 伊藤 明洋

印刷所

モリモト印刷株式会社

〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19

TEL 03-3268-6301 (代)

購読料

一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）

力タストロフィーの経済思想

震災・原発・フクシマ

本体2,800円+税

3・11が我々に突きつけた「カタストロフィー」。人間復興のために何を見据え、どう乗り越えるべきか、そのヒントを提示する。

後藤宣代・広原盛明・森岡孝二・池田清・中谷武雄・藤岡惇著

時代はまるで資本論

貧困と発達を問う全10講

現代日本で進行しつつある、「貧困」にどう対処するのか。近代経済学の古典『資本論』から、現代社会を読み解く鍵をさぐる。

基礎経済科学研究所編

本体2,400円+税

生活者が学ぶ経済と社会

萩原清子 編著
本体2,500円+税

アメリカの労働組合運動

C・ウェザーズ著
前田尚作訳
本体3,800円+税

変貌するアジアと日本の選択

和田幸子編著
本体2,600円+税

金融危機のレギュランオン理論

宇仁圭幸・山田鉄夫・磯谷明徳・植村博恭著
本体3,200円+税

国際平和と「日本の道」

東アジア共同体と憲法九条
グローバル化経済のうねりを越えて
宇仁圭幸・山田鉄夫・藤岡惇・大西広・浅井基文著
本体2,400円+税

福祉国家の効率と制御

ウェップ夫妻の経済思想
江里口拓著
本体4,000円+税

ベヴァリッジの経済思想

ケインズたちとの交流
小畠敦著
本体4,500円+税

経済統計学

基礎理論の理解と習得
大西広・藤山英樹著
本体2,300円+税

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878

図書出版

昭和堂

郵便振替 01060-5-9347
<http://www.showado-kyoto.jp>

●経済成長や生産性の新たな測定方法を提示

投下労働量計算と基本経済指標

新しい経済統計学の探究

泉弘志著 マルクスが重視した「投下労働量」の概念を応用して、経済成長率、生産性などの新しい測定方法を提示。剩余価値率、利潤率も計測。

A5判・4800円

●不平等は非効率だ

不平等と再分配の新しい経済学

サミュエル・ボウルズ著 最新のゲーム理論・行動科学とさまざまな実証・実験データに基づいて示す、ラディカルな再分配政策の可能性。

A5判・3000円

●非営利組織の「会計・税金の悩み」解決します

非営利法人・団体と労働組合の会計と税務 Q&A

協働公認会計士共同事務所・税務協働税理士共同事務所編著 非営利組織の会計基準や決算書の基本から、方針を立てづらい会計・税務処理の悩みまで、1冊で解決。

A5判・2200円

●急激に進む「戦後日本」の大改変、その全貌を読む

〈大国〉への執念 安倍政権と日本の危機

たちまち
3刷

渡辺治・岡田知弘・
後藤道夫・二宮厚美著

46判・2200円

大月書店

〒113-0033 東京都文京区本郷2-11-9 電話03(3813)4651(代表) FAX03(3813)4656
メールマガジン配信中(登録はHPから) <http://www.otsukishoten.co.jp/> 税別価格

